３．議会関係

（５）政務活動費に関する調　（令和３年４月１日現在）

①　都道府県分

都道府県名	交付の対象					議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
北海道			○			530	①前払い		①毎月		無		5	②					有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・各種契約書等	可	②				有	①	②	③	④	左記①～④は、選挙区の含まれる総合振興局・振興局の所管区域内で交通費のみを支出する場合を除く	可	②				有	②									北海道議会政務活動費調査等協議会			・収支報告書及び領収書等の写しのうちから抽出により調査を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、調査の結果を議長へ報告する。	左記「議員1人当たりの交付月額」のうち、10万円は所属会派へ交付
青森県		○				310	①前払い		①毎月		無		5	①	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書等又は支出証明書	可	③	④			有	①	②	③	④	・事務所状況報告書 ・費目ごとの按分率一覧	可	①	③	④		有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県		○				310	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	①	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・会計帳簿のうち支出に関する部分の写し	可	②	③	④		無															無										収支報告書に活動報告書等の添付は義務付けていないが、領収書等の添付様式に行先や相手方を記載するようにしている。
宮城県				○	会派又は無会派議員	350	③その他	会派又は無会派議員に前払い後、会派は所属議員に月毎精算払い	③半年	4，10月	無		6	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合には、支払証明書をもってこれに代えることができる	可	①	③			有	④				政務活動実績報告書（政務活動記録簿）	可	①	③			有	③	④							会派の政務活動費経理責任者及び幹事長		・所属議員から会派に提出される月毎の支出報告書（政務活動記録簿，領収書等含む）を経理責任者及び幹事長が確認した後，当該議員に精算払い（③） ・会派及び無会派議員から事務局に提出される月毎の支出報告書（同上）を事務局職員が確認し，疑義があれば会派を通じて議員に確認。最終的には当該年度の収支報告書として確認する（④）	
秋田県			○			310	①前払い		②四半期	４，7，10，1月	無		5	①	②				有	全て	・支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し ・上記の書類の取得が困難な事情があった場合は、議長が定める様式による書面（支払証明書） ・政務活動費による海外・県外活動報告書 ・会議等の開催通知等の写し	可	①	②			有	①	②					可	①	②			有	④									議長の調査権に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出等について助言等を実施	寸書類をＨＰで公開
山形県			○			310	①前払い		②四半期	1，４，7，10月	無		5	①	③				有	全て	・政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③				有	①	②					可	③				有	④									・収支報告書、領収書その他の添付書類について、政務活動費の手引に基づき適正な内容であるか点検及び必要な形式を満たしているか等の審査を実施	・「活動報告書」に関して、国内・海外視察に限らず、研修、会議、陳情活動等についても、政務活動の内容がわかるよう領収書等添付票等に個別に記載するよう、記載例などにより政務活動費の手引において示している。

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
福島県	○					350千円、ただし、平成21年4月から令和4年3月までは300千円に減額	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	①	③			有	全て	・領収書 ・領収書の徴収が困難なものについてはその他支出を証明する書類	可	③				無						可	③				有	④								会派担当者経由で提出させ、複数人チェック。報告書等の不備などについて指導助言等を実施。	
茨城県	○					300	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	①		③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは，支払証明書	可			③	④	有	①	②	③		視察・研修に限定せず、実施成果報告書として提出（宿泊を伴う調査活動については報告必須）	可	①			④	有		②		④					茨城県議会政務活動費調査等審査会（弁護士・公認会計士各1名）			・収支報告書及び添付書類を抽出検査し、必要に応じて指導、助言（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導、助言（④）	
栃木県	○					300	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難である場合は支払証明書	可	③				無											有	②	③	④			栃木県議会政務活動費調査会（公認会計士・弁護士）	経理責任者		・四半期毎に抽出案件等を調査（②） ・毎月、執行状況報告書及び領収書を提出させ、内容確認後に所要経費を支払う（③） ・随時、内容確認（④）	収支報告書のHP公開は合計のみとしている。
群馬県	○					300	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	④			宿泊を伴う調査・視察	可	①	②	③	④	有	④							収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出等について指導、助言を実施	
埼玉県	○					500	①前払い		②四半期	毎四半期の最初の月の15日	無		5	①	③			有	全て	全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付 ・海外視察を行った場合は、視察報告書 ・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	可	①	③			有	②				可	①	③			有	④								条例、規程、運用指針に基づく支出であり、必要な証拠書類が添付されているか確認	収支報告書等の公開方法について、令和2年度以後交付分の収支報告書等を交付翌年度からHP掲載する。
千葉県			○			400	①前払い	会派1人当たり5万円 議員35万円	②四半期	4, 7, 10, 1月	無		3	③	④			有	全て	1　領収書の写し 2　出納簿の写し 3　支出伝票の写し 4　現地調査及び先進地視察実施報告書	可	③	④			有	①	②			可	③	④			有	④								収支報告書及び添付書類を確認し、必要に応じて修正させる※提出期限内に実施（④）	
東京都	○					500	①前払い		①毎月		無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し ・会計帳簿の写し ・議長が定める書類（各種の活動記録簿等）の写し	可	①	②			有	①	②	③	④	①調査委託の活動記録簿（平成30年度支出分から） ②会合等の参加の活動記録簿（平成30年度支出分から） ③政策推進等活動の活動記録簿（平成30年度支出分から）	可	①	②			有	②	③	④			第三者機関（東京都議会政務活動費調査等協議会）	会派（経理責任者、会派代表者等）		・会派で収支報告書や領収書等を全件チェック後、議長に提出（③） ・議長の調査権に基づき、関係書類の提示を受けて、全案件の調査を行う。（④） ・収支報告書及び領収書等に関し抽出検査を行い、指導・助言等実施（②）	

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			交付方法		交付時期																																	
					内容			その他の内容		②～⑤の支払時期																																		
																		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
神奈川県				○	会派、議員又は会派及び議員の選択制	530	③その他	概算払い	①毎月		無		5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③	④			無						否					無										
新潟県			○			281	①前払い		①毎月		無		5	①	③	④		有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	①	③	④		有	①	②	③			可	①	③	④		有	④							「政務活動費の手引き」との整合性、計算誤り、誤字・脱字等についての確認	
富山県	○					300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・領収書（受領書、振込受領書その他これに類する書類を含む。）は、支出の事実を証明する書類として、実績報告書に添付するものとする。（交通費等で領収書の添付を不要とする場合を除く。）	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	政務活動対象事業実績報告書	可	①	②	③	④	有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
石川県			○			300	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	③			有	全て（領収書を徴しがたい場合を除く）	・全ての支出に係る領収書（・領収書を徴しがたい場合は、「政務活動費支出証明書」を記入）	可	③	④			有	①	②				可	③	④			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福井県			○			300	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書等、支払証明書 ・県外の調査、研修、要請陳情活動の報告書 ・事務機器のリース契約書等	可	①	②			有	①	②	③	④	陳情等報告書（県外）	可	①	②			有	④	⑤						福井県議会政務活動費検討会	・収支報告書及び添付書類を検査	左記「収支報告書への活動報告等の添付の義務付けの有無」のうち、研修報告書、陳情等報告書については、県外分のみ添付を義務づけ。 左記「収支報告書等の検査主体」のうち、福井県議会政務活動費検討会は、特に必要と認める事項がある場合に検討等を行う。
山梨県			○			280	①前払い		①毎月		無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動を実施した記録として政務活動記録票、領収書等が取得できない場合には政務活動費支出証明書、政務活動の補助業務に従事する職員を雇用した場合には政務活動費（人件費）勤務実績表・領収書	可	②				有	①	②	④		懇親会費に政務活動費を充当した場合には意見交換会等活動報告書	可	②				無										
長野県	○					310	①前払い		②四半期	（4，7，10，1月）	無		5	①	③			有	全て	・原則として全ての支出に係る領収書 ・領収書等が取得できない場合にあっては、「政務活動費支出証明書」を整備 ・交通費等のうち、ＪＲ運賃、ガソリン代等については添付不要	可	③				有	④				政務活動の概要	可	①	③			無										

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								検査方法	備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期				①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可			添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）			その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
岐阜県		○				330	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	①	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	②					可	③					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導、助言	
静岡県	○					450	①前払い		①毎月		無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書（公共交通機関で領収書が発行されない場合等）	可	①	②			有	①	②	④		活動概要書（会議・県政報告会）	可	①	②				有	③	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員から会派経理責任者に領収書等を提出させ、確認後、支払（③） ・議長に提出前に議会事務局で確認し、不適切な支出について助言等を実施（④）	
愛知県			○			500	①前払い		①毎月		無		5	②					有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	②				有	①	②				可	②					有	④									・議長への提出後、収支報告書及び領収書等の写しについて、点検を実施（議長への提出前にも四半期ごとに任意で実施）	
三重県			○			330	①前払い		②四半期	4，7，10、1月	無		5	②					有	全て	【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支出確認書 【議長が別に定める書類】 ・１件１万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し ・宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書 ・政務活動の概要を記載した報告書	可	①	②			有	①	②	④		活動実施概要報告書（年間の活動内容）	可	②				有	④	⑤						県監査委員事務局	・議長提出後、収支報告書等について確認（④） ・定期監査において収支報告書等の監査を実施（⑤）	・議員１人当たりの交付月額の内訳は、会派分150千円／月、議員分180千円／月 ・附則により、 令和元年5月１日から令和5年4月29日まで、会派分は51,000円／月 令和2年7月１日から令和3年6月30日まで、会派分は1,500円／月
滋賀県			○			300千円 備考参照	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	・滋賀県商工会議所連合会会長 ・連合滋賀会長 ・滋賀県青年団体連合会会長 ・滋賀県地域婦人団体連合会会長	5	①	②	③			有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	②	③			有	②	④			県外および海外での活動について、活動報告書を添付	可	②	③				無									（交付月額の補足） 会派に所属しない議員には月額20万円を交付

都道府県名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否			収支報告書等の検査主体								備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）					添付の義務付けの内容（複数選択可）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可）					検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
														①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可								①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							
京都府			○			540 ※所属議員が1人の場合500 ※会派に所属しない議員400	①前払い		②四半期	1，4，7，10月		有	地方自治法の一部改正を受け、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、平成２４年１１月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、参考人として学識経験を有する者の出席を求め、交付額や使途項目等について、意見を聴取しながら公開で集中的に協議した。	5	①	②			有	全て	①定められた貼付用紙に貼付した領収書の写し ②会計帳簿 ③事務所状況等説明書 ④印刷物配布費用等説明書 ⑤その他議長が必要と認める書類・調査研究費：府外調査時の行程表、経費内訳・広聴広報費：印刷物、成果品・要請陳情活動費：府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品・研修費：研修会・講演会参加の案内資料、次第・会議費：会議開催時の案内資料、次第）	可	①	②			有	①	②	③	④	①～④補足 政務活動費を充てた主な活動に係る内容、要した経費等を記載した活動報告書 （対象：（ア）府の事務及び地方行財政等に関する調査研究のため、府外へ出張したとき （イ）府外で要請陳情活動を行ったとき （ウ）府の事務及び地方行財政等に関する調査委託をしたとき （エ）会派、議員が主催する会場使用料を伴う研修会、講演会、各種会議等を行ったとき （オ）政務活動費を充てて府内で宿泊したとき （カ）月、年等を単位とする会費、入会金等を払って団体に入会し、又は会員等の地位の継続、更新等をしたとき （キ）参加費、会費、資料代等を伴う研修会、講演会、各種会議等に参加したとき）	可	①	②			有	④									確認作業の対象は全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行う。	
大阪府			○			上限590（会派に属さない議員は490）	①前払い		①毎月			無		5	①	②			有	全て	・会計帳簿 ・活動記録簿 ・支払明細書 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・領収書貼付用紙（すべての領収書等の写しを貼付）	可	①	②			有	①	②	④		府政に関する調査研究、要請陳情活動のため、管外等へ出張したとき 会議、飲食を伴う意見交換を行った場合、広聴広報活動を行った場合、業務委託調査を行った場合は活動記録簿を添付しなければならないと規定で定めている。	可	①	②			有	①	③				政務活動費検査等協議会 ・学識経験者委員２名（弁護士１名、公認会計士１名）と議員委員３名（交渉会派より各１名ずつ）の計５名で構成。		政務活動費検査等協議会 ・学識経験者委員２名（弁護士１名、公認会計士１名）と議員委員３名（交渉会派より各１名ずつ）の計５名で構成。		①議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員）。 ・提出すべき書類がもれなく提出されているか。 ・提出書類の記載内容について、計算誤りや記載誤り、按分比率の誤りがないか ・手引きに合致しているか確認。 ②政務活動費検査等協議会による検査 ・　会派及び議員のうちから抽出により、検査を実施。（主に使途基準に合致しているか否かを中心に検査。）	
兵庫県	○					450	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期	1，4，7，10月		無		5	①	②	③	④	有	全て	領収書等添付様式、支払証明書、会計帳簿、領収書、海外視察調査計画書、海外視察調査報告書、職員雇用関係書類（雇用通知書、契約書、雇用に関する申出書等）、各種契約書等、会議の通知、委託業務の成果、広報誌、活動報告書、備品台帳、切手受払簿、回数券等使用簿、定期券使用簿等	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	業務の委託や広報紙の発行など、原則政務活動費を使用した全ての活動に係る報告	可	①	②	③	④	有	④	③				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③）、事務局確認後、会派より精算払い（④）	
奈良県			○			280	①前払い		②四半期	4，7，10，1月		無		5	①	②			有	全て	政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規定で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し （会計帳簿、支出に係る領収書または支出証明書、政務活動記録簿、雇用状況報告書、雇用契約書、賃金台帳、事務所状況報告書、賃貸借契約書 広報誌写し、備品台帳、切手受払簿、各種契約書写し等）	可	①	②			有	①	②	③	④	調査委託、広報誌の発行・発送等、ホームページの開設等、会議・意見交換会等の参加・開催	可	①	②			有	④								議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員） 手引きに基づき確認 ・提出書類の確認 ・提出書類の記載内容、計算誤り、按分比率の確認 ・充当経費が使途基準に適合しているか確認	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、会派に対しては、月額2万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

都道府県名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
和歌山県			○			300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・海外、県外で活動した経費を計上した場合は当該活動に係る記録簿	可	②	③			有	④				海外、県外の活動報告	可	②	③			有	④									・収支報告書に記載された支出額に対応した領収書等が添付されているか等の確認	
鳥取県		○				250	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書及びその他の書類 ・事務所費における政務活動事務所状況報告書 ・事務所費・事務費・広報費における費目ごとの按分率一覧 ・人件費における政務活動業務 勤務実績表・領収書	可	①	②	③	④	有	④				・県外及び国外に係る調査研究費及び研修費における政務活動報告書 ・県内の交通費、宿泊費等の支出に係る政務活動報告書	可	①	②	③	④	有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行い、必要に応じて個別に内容確認を行っている。	
島根県			○			300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・・領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地での公共交通機関（JR・私鉄等）の運賃（1日当たり充当額は2千円の定額）等について支払証明書の作成による	可	①	③			有	②	④			調査委託料	可	①	③			有	④									・収支報告書及び領収書等の記載漏れや添付書類の不足等に関する確認を実施	
岡山県		○				350	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				無											無										
広島県	○					350	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	③				有	全て	調査研究事業実施報告書 全ての支出に係る領収書その他証拠書類（具体の調査内容等を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票（場所，目的，内容，相手方，経費の内訳）等を添付）	可	③				有	①	②				可	③				有	④								提出された収支報告書及び領収書について，議会事務局において複数人で検査している。検査にあたっては，年度当初に検査担当者全員に対して実施要領等を用いた研修会を実施している。	
山口県		○				350	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	①	②	③	④	有	①	②	③		可	①	②	③	④	有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適当と思料される支出について指導、助言等実施	

都道府県名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／人）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否			収支報告書等の検査主体								備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可			添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
徳島県	○					200	③その他	会派に前払い後、会派から所属議員に精算払い	②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等） ・支出をした事実を証すべき書面は領収書を徴することが原則であるが、社会習慣その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（支払証明書）の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。（例：ＪＲ、モノレール、地下鉄、路線バスの運賃等）	可	①	②			有		②		④	・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等）	可	①	②			有			③	④			各会派（会派の代表者及び経理責任者）	政務活動費調査委員会	【所属議員分】所属議員からの交付請求時に、支出報告書を会派の代表者等に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は、内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者等に確認要請を行う。会派の代表者等は、適正と認められる支出について、精算払い。（③④） 【会派分】会派の経理責任者からの会派支出額報告時に、支出報告書を会派の代表者に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者に確認要請を行う。会派の代表者は、適正と認められる支出について、充当額を決定。（③④）	
香川県		○				300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	特別職報酬等審議会	5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				無						否					無											
愛媛県		○				330	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5			③		有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可			③		有				④	活動報告書は、主な政務活動の実施状況の報告の概要	可			③		無											
高知県			○			280	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し	可	①	②			有	④			主要な政務活動の内容を記載した書類	可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者、会派代表者等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	○					500	①前払い		①毎月		無		5	①	②		④	有	全て	支出に係る領収書（写）または支払を証明する書類（引き落とし通帳の写し、クレジットカードの利用明細等）	可		②		④	有	①	②				可				④	有	①				弁護士、公認会計士				議長への提出前に領収書等支出書類を確認し、使途基準を踏まえて助言を行う。	収支報告書、領収書等の公開方法②は、個別の閲覧請求により図書室での閲覧として公開
佐賀県	○					300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	②				有	②			県外活動報告書	可	②				有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県			○			300	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②				可	③				有	①	④			弁護士、税理士、大学教授				・第三者（個人）は検査は行わないが、必要に応じて指導、助言を実施	

都道府県名	交付の対象					議員1人当りの月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体												備考
	会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
熊本県				○	①会派に交付 ②議員に交付 ③会派及び議員に交付の3つの方法から会派ごとに選択	300	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	①	②	③	④	有	全て	全ての支出に対して領収書等証拠書類の写しの添付が必要	可		②	③	④	有				④	県外において、１泊２日以上の視察を行った場合、報告書の添付が必要	可		②	③	④	有				④				収支報告書及び添付資料を確認し、記載された内容に誤りや疑義が生じるおそれのある支出等について助言等を行う。	
大分県	○					300	①前払い		①毎月		無		5	①	③			有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・県外、海外での政務活動費調査研究報告書	可	①	③			有	①	②				可	①	③			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
宮崎県			○			300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	①	③			有	④			全ての政務活動について活動報告書を添付する。なお、県外で政務活動を行った場合は内容等詳細を記述する。	可	①	③			有	④							収支報告書及び添付書類をチェックし、疑義が生じるような支出等については指摘、確認等を行う。	
鹿児島県	○					300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	③			有	全て	事業実績報告書及び政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	③				有	②	④			政務活動報告書	可	③				有	④							収支報告書等を議長提出後， ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・不適当な経費に充当していないか 等を確認	
沖縄県			○			250千円 会派100千円 議員150千円	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿（一覧） ・広報誌については広報誌等成果物	可	①	②			有	①	②	③	④	・会議活動記録簿 ・要請・陳情等活動記録簿	可	①	②			有	④							・各議員及び会派より提出された収支報告書及び領収証等添付書類について、不適正な支出等無いか確認した上で、助言等実施	
計	16団体	8団体	20団体	3団体			①43 ②0 ③4		①11 ②35 ③1 ④0 ⑤0		3団体			①39 ②26	③30	④13	47団体		47団体	①22	②26	③30	④14	41団体	①25	②32	③12	④26		0団体	①24	②23	③25	④12	39団体	①3	②4	③8	④36	⑤2						

② 市町村分

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体の有無	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
北海道	札幌市	○					400	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				無					可	①	②			有	③	④						各会派の政務調査員		議長提出前に会派内で精査しており、同時に議会事務局としても条例等に定められた様式や内容を備えているか等の確認をしている。	
北海道	函館市	○					45	③その他	概算払い	③半年	4，10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	全ての支出に係る領収書および領収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の使途に関する資料	可	①	②	③	④	有	①	③	④	航空券半券，印刷物等の成果品，リース契約書，会議等の報告書等	可	①	②	③	④	有	③	④						会派の経理責任者，会派会長等		・政務活動費として支出できない経費が含まれていないかの確認 ・支出科目の確認，支出金額と領収書の金額の整合 ・領収書の宛名等の確認 ・支出金額の内訳が明確であるかの確認等（③，④共通）	
北海道	小樽市	○					15	①前払い		④１年	4月	有	小樽市特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類、会計帳簿	可	①	③			有	①	③	④	会議等報告書	可	①	③			無										
北海道	旭川市				○	会派及び会派に属さない議員	80	①前払い		③半年	4,10月	有	旭川市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（支払証明書，レシート等での代用可。領収書等が徴収できない場合は，通帳の写しと支払いが確認できる書類を併せて提出するなどの代替手段も可能） ・飛行機利用時の搭乗券 ・宿泊時の宿泊証明書 ・研修会参加時の研修資料 ・印刷物発行時の当該印刷物	可	①	②	④		有	①	③	④	会議，要請陳情活動報告書	可	①	②	④		有	④								年度の中間期及び決算期において議会事務局により会計帳簿，領収書等その他関係書類の検査を実施し，適正な支出について指導，助言等行っている。	市外旅費に関わる，宿泊先の領収書又は宿泊証明書及び飛行機の搭乗を証明する書類はインターネットで公表しないこととしている。
北海道	室蘭市			○			20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①				有	①				可	①				有	④							添付書類が揃っているか、計算誤りや記載ミスがないかの確認	
北海道	帯広市				○	会派及び会派に属さない議員	30	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	帯広市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・支払調書 ・領収書 ・調査、研修報告書 ・現金出納簿	可	①	②	③		有	①	③	④	講座・セミナー等の受講報告書	可	①	②	③		無										
北海道	北見市	○					30	①前払い		④１年	4月20日	有	北見市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	領収書その他の証拠書類の写し ※その他の証拠書類の写し ・支払調書 ・政務活動報告書 ・旅費の支出に係る旅費内訳表及び旅費計算書 ・会派が発行した広報誌、報告書等の印刷物	可	①	②	④		有	①	②	③	④	市政報告会、住民の声を聴く相談会、要請・陳情活動、会議の開催・参加等に係る報告書	可	①	②	④		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	網走市	○					20	①前払い		④１年	4月30日（※一般選挙の年は6月30日）	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	③				可	①	②	④		有	④								・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらい、係長が確認後、精算をする。 ・確認する際、不適正な支出について指導、助言等実施。	
北海道	岩見沢市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③	④	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可	①	②			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	釧路市			○			40	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	①	②			有	①	②	③	④	会議等実施報告書	可	①	②			有	④								半期毎に収支報告書、領収書、出張報告書及び支出内容についての点検。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																														
北海道	留萌市				○	会派又は無所属議員	10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	否					有	④				政務活動事業実施報告書	可	①	③			有	③	④	⑤					会派の経理責任者	議長	・経理責任者において収入伝票等の様式により政務活動費の経理状況を明確にしておく（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・政務活動実施届出書及び実施報告書の提出（⑤）	
北海道	苫小牧市	○					25	①前払い		④１年	4月末	有	苫小牧市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・すべての支出に係る領収書添付 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・旅費については旅費計算書添付	可	①	②			有	①	②	③	④	①～③以外の活動の場合、作成した資料添付	可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員会からの支出に関する申請及び精算時に支出に係る内容領収書を確認し収支報告書に記載し事務局に提出（③） ・支出報告書及び添付書類を検査し、適切な支出について指導、助言等を実施（④）	交付の対象欄の「会派」には、所属議員が１人の場合も含まれる。
北海道	稚内市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書、全ての資料、購入図書の表紙コピー、印刷物の現物、新聞等広告コピーなど、当該政務活動に要した資料全て	可	①	②	④		有	①	②	④		旅費等が発生するものは所感、私見等を必ず添付	可	①	②	④		有	④	⑤							正副議長	稚内市議会政務活動費運用指針に基づき全て検査。	
北海道	美唄市			○			8	①前払い		④１年	なし（申請後に速やかに交付している）	無		5	②				無			否					無						否				有	④	⑤						議長	事務局で収支報告書の記載内容について確認し、不明確なものについては経理責任者に確認。その後、議長に報告し、議長は必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める	平成20年4月1日～現在まで政務活動費は凍結中。平成19年度以前は、各会派の経理責任者等が収支報告書を作成し、収支報告書は議長が、領収書は各会派の経理責任者がそれぞれ5年間保存することとしていたが、収支報告書への領収書等の添付は条例上、義務付けしていない。今後、政務活動費の凍結を解除することになった際は、収支報告書への領収書等の添付を義務付けするなど条例等の見直しを行うこととしている。
北海道	江別市	○					15	①前払い	会派に前払い、年度末に精算し残額を戻入する。	③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	支出調書及び領収書（必要に応じて支出内訳が分かる書類を添付）	可	①	②			有	①	②				可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を議長に提出前、議会事務局による検査を実施	
北海道	紋別市	○					20	①前払い		④１年	4月20日	無		5	③				有	全て	領収書その他の当該支出の事実を証明する書類の写し	可	③				無						否				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	名寄市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	②	④			有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類 ・政務活動費に係る収支及び活動報告書	可	②	④			有	①	③	④		広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等	可	②	④			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	三笠市			○			4	②精算払い		④１年	5月	有	市民の意見を聞く会（第三者機関）	5	①	③			有	全て	領収書等の支出証拠書類	可	①	③			有	①	②	③	④	視察内容報告書類	可	①	③			有	④	⑤						総務課総務係	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
北海道	根室市			○			20	②精算払い		④１年	4月～3月	無		5	④				有	全額	・収支報告明細書 ・支払伝票 ・支払証明書 ・旅費等明細書 ・政務活動報告書 ・備品台帳 ・受払簿	可	④					有	④				・収支報告明細書 ・支払伝票 ・支払証明書 ・旅費等明細書 ・政務活動報告書 ・備品台帳 ・受払簿	可	④				無														
北海道	千歳市	○					17	①前払い		④１年	4月（改選期は7月）	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書等	可	①					有	①	③	④		陳情活動、報告会等	可	①	④			有	③	④					会派代表、会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・会派等から提出された収支報告書及び領収書を確認後、戻入等の精算額を決定（④）	会派に属さない無所属等の各々も会派とみなし個別に支給する。
北海道	砂川市	○					10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①					有	①	③				可	①	②			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	深川市	○					10	②精算払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					無						可	①	④			有	④							・実績報告書及び添付書類を検査（④）	
北海道	登別市	○					20	①前払い		④１年	毎年度の最初の月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書、政務活動・成果報告書	可	①	④				有	①	②	③	④	講演会、現地調査、図書・資料の購入、広報活動、その他活動に関する報告書等	可	①	④			有	④	⑤					監査委員及び総務部総務グループ		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施（④・⑤）	交付方法について、交付した総額から調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、返還とする。
北海道	恵庭市	○					13	①前払い		④１年	改選期以外は4月、改選期は5月	無		5	①	④			有	全て	領収書・明細書	可	①	④				有	③					可	①	④			有	④							提出された報告書、領収書等の照合と支出内容の確認	
北海道	伊達市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	④				有	①	③	④		領収書の写し、支出証明書の写し	可	④				有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
北海道	北広島市				○	会派、及び会派に属さない議員を無会派として交付	13	①前払い		④１年	4月30日に交付 ただし、年度途中で新たに結成した会派は1日に結成した場合は結成した月の末日、1日以外に結成した会派は、結成した月の翌月の末日に交付	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④					有	①					可	①	②			有	④							・精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、差額があれば戻入させる。	
北海道	石狩市	○					17	①前払い		③半年	前半期 04月20日 後半期 10月20日	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	領収書	可	①	②				有	①	③	④		行程表	可	①	②			有	④							会派経理責任者から提出された政務活動費に係る収支報告書、領収書、活動報告書等の日付、金額、領収書の宛名等に誤り等がないか検査を行う	
北海道	当別町			○			10	②精算払い		⑤その他	年４回を上限として随時。	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④					有	①	②	③			可	①	④			無									
北海道	福島町		○				10	①前払い		①毎月		有	議会基本条例諮問会議	5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①					有	①	②	③			可	①				有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	上ノ国町		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収証その他の支出を証するべき書面	可	④					有	①	③	④		会議等	可	④				有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導・助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象 会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	その他 内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等 交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
北海道	せたな町		○				10	②精算払い		⑤その他	その都度速やかに	無		5	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証すべき書面の写し	可	②	④			無											有	⑤								議長	政務活動費の適正な運用を期すため必要に応じて調査を行い、不適正な支出について是正若しくは改善のための措置を講ずる	
北海道	京極町		○				10	②精算払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無						否					有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	南幌町		○				8	②精算払い		⑤その他	政務活動を行った日から30日以内	無		5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		無						可	②	④			有	④									・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局による検査を実施	
北海道	長沼町		○				8	①前払い		④１年	４月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				無						否					有	④									支出に係る領収書等の確認	
北海道	栗山町		○				20	②精算払い		②四半期	8,11,2,4月	無		5	①	②			有	全て	収支報告書を提出するときは、領収書等を添付する等	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			有	①	④				税理士				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	東神楽町		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容報告書 ・研修費における研修会資料	可	③				無											無											
北海道	上川町		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える。	可	④				有	③					可	④				有	④									議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出してもらい、確認後、精算払い（④）	
北海道	東川町			○			16	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面を添える。	可	④				無											有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	美深町			○			13	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	全て	可	④				有	③					可	④				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
北海道	美幌町		○				20	①前払い		④１年	4月30日	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書、その他の支出を証明する書類	可	③				有	①	②	③			可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	豊浦町			○		会派又は議員の選択制	20	②精算払い		②四半期	1，４，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	前回回答漏れ
北海道	音更町	○					8	①前払い		④１年	4月	有	音更町特別職報酬等審議会	5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書及び証拠書類（写） ・調査の日程及び調査内容等の概要	可	③	④			有	①	③	④		調査委託に関する報告書等	可	①	②			有	④									添付されている領収書・内訳書により収支報告書との整合性を確認する。 添付されている領収書・内訳書の正当性については活動報告書の内容も照らし合わせて確認する。	１人当たり、年額１０万円
北海道	鹿追町			○			10	③その他	概算払	⑤その他	交付決定後	有	鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会	5	①	②			有	全て	収支報告書に領収書（写し）添付要	可	①	②			有	①					可	①	②			有	②	④					鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会			領収書及び収支報告書との整合性及び妥当性（②・④）	
北海道	釧路町				○	会派又は議員の選択制	15	①前払い		④１年	４月	無		10	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	否					有	①	②	③			否					無											
計	44団体	17団体	11団体	10団体	6団体			① 33 件 ② 9 件 ③ 2 件		① 1 件 ② 5 件 ③ 5 件 ④ 29 件 ⑤ 4 件		10団体			① 32	② 19	③ 11	④ 21	43団体			41団体	① 24	② 18	③ 9	④ 21	34団体	① 28	② 13	③ 27	④ 19		36団体	① 28	② 20	③ 6	④ 17	38団体	① 1	② 1	③ 5	④ 37	⑤ 6						

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法		
青森県	青森市				○	会派又は議員	90	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		10	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③	④		有	①	②	③	④	要望及び陳情活動	可	②	③	④		有	④								・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて助言等実施（④）	
青森県	弘前市	○					50	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	②	③		有	全て	・会計帳簿 ・ガソリン代計算書 ・タクシーチケット明細 ・領収書を徴することができない場合は支払証明書 ・作成した印刷物（写し可） ・雇用台帳 ・事務所台帳 ・備品台帳	可	①	②	③		有	①	②	③	④	報告会、意見交換会、要請・陳情、会議	可	①	②	③		無										
青森県	八戸市	○					80	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書またはそれに代えられるもの（レシート、銀行の振込金受取書・ATM利用明細書（票）・郵便局振込票兼領収書、銀行等の口座振替にかかる通帳の写し、支払証明書など） ・領収書等だけでは、その支出内容等の内訳が明確でない場合は、内訳の分かる明細書等（納品書や請求書でも可能。）の写しを添付するものとする。	可	①	②	③		有	①	②	③	④	会場費等の支出を伴う市政報告会や住民との意見交換会、旅費・宿泊費の支出を伴う要望・陳情活動、会場費や参加費、旅費、宿泊費の支出を伴う各種会議	可	①	②	③		有	④								会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備があった場合や政務活動費として適切ではない支出については知らせし、訂正や追加の書類提出を依頼する。	※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、政務活動費を減額。 具体的には、議員一人当たり、第１四半期分は8万円/月、第2四半期分は0円/月、第3及び第4四半期分は、それぞれ4万円/月の交付とし、総額で50パーセントを減額。 ※収支報告書・領収書・報告書等の閲覧に関しては、収支報告書等閲覧請求書を提出することにより、誰でも、事務局に保管されている閲覧用の各種書類を見ることが可能。
青森県	黒石市		○				10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無												有	④								・収支報告書及び添付書類について点検等実施（④）	
青森県	五所川原市	○					27	①前払い		③半年	4,10月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				有	③									可	③				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出のついて指導、助言等を実施。	
青森県	十和田市	○					30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書。ただし、交通費、旅費については、十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の「特別職の職員」の区分を準用する。	可	①	②			有	①	③	④		陳情等活動報告書	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類の確認及び検算を行う。	
計	6団体	4 団体	1 団体	0 団体	1 団体			①６件 ②０件 ③０件		①０件 ②３件 ③３件 ④０件 ⑤０件		0 団体			① 5	② 4	③ 4	④ 2	6 団体			6 団体	① 3	② 4	③ 4	④ 2	5 団体	① 4	② 3	③ 5	④ 4		5 団体	① 3	② 4	③ 4	④ 1	5 団体	① 0	② 0	③ 0	④ 5	⑤ 0						
岩手県	盛岡市		○				50	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は支出証明書 ・議員が発行した広報紙 ・視察等概要書 ・委託調査に係る成果品 ・事務所の賃貸借関係を証する書類の写し ・備品を購入した場合の保証書の写し	可	①	②			有	①	②				可	①	②			無										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他								①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
岩手県	宮古市		○				13	①前払い		④１年	請求があった日から起算して30日以内に交付（年度内に政務活動費の残余がある場合は返還）	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	③			有	①	②	③	④	要請・陳情活動を行った場合は報告書を作成	可	①	③			有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを申合せ事項に基づき処理している。
岩手県	大船渡市			○			7	①前払い		④１年	4月	無		10	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③				可	①	②			有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岩手県	花巻市		○				20	①前払い	1年度分を一括交付	④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し	可	③				有	①	③					可	③				有	④											・議会事務局職員が１件ずつ内容を確認	
岩手県	北上市			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	③					可	①	②	④		有	⑤										会派及び無会派議員で構成する検証委員会	・活動報告書及び収支報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けについては、条例等で規定
岩手県	久慈市				○	会派及び会派に属さない議員	10	②精算払い		⑤その他	随時	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③	④	実績報告書、証拠書類	可	①	②			有	④											会派からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書提出させ、確認後、精算払い	
岩手県	遠野市		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書の内容により、内訳等添付の必要がある場合にはその内容の分かる書類	可	④				無						可	②				有	④											マニュアルに基づく提出であるかの確認、検算等を行っている	
岩手県	一関市			○			15	①前払い		⑤その他	一括又は分割を選択できる。例年であると一括で4～5月に支払っている。	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・金額の内訳がわかる書類	可	①	②			無						可	①	②			有	③	④					検証会		収支報告書及び添付書類を議会事務局職員が調査し、その後会派代表者等による検証会を開催する。	
岩手県	陸前高田市			○			13	①前払い		③半年	4.10月	無		5	①	②		④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③	④	政務活動概要報告書、出張報告書、広報発行の場合は成果品、リース契約がある場合は契約書	可	①	②		④	有	④											収支報告書及び領収書等関係書類内容が一致するか確認	議員1人当たりの政務活動費交付額は12.5千円／月
岩手県	釜石市			○			15	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③	④			有	①	②	③			可	①	④			有	③	④					会派代表者	事務局担当者	収支報告書及び領収書を添付した精算書を会派の経理担当者に提出させ、不適切な支出がないか確認	
岩手県	二戸市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	④		議会活動広報紙	可	③				有	④											・使途基準に合致しているか提出書類を確認し、支出に疑義があるものや誤記がある場合、議員本人に直接確認し、必要に応じて追加資料を求めている。	
岩手県	八幡平市		○				20	①前払い		④１年	４月（交付請求月）	無		5	①	④			有	全て	・領収書またはこれに準ずる書類（支払い証明書）	可	①	④			有	①	②	③	④	・会議、陳情活動等報告書	可	④				無													
岩手県	奥州市		○				12	①前払い		④１年	４～５月	無		10	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査旅費を支出した場合は、行程表及び視察報告書を添付	可	①	④			有	①					可	①	④			有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	滝沢市			○			15	①前払い		③半年	4.10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面	可	①	④			有	①	②	③	④	会議報告書等、政務活動を行ったことが分かる資料	可	①	④			有	④	⑤					議会運営員会		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（5）	

都道府県名	市町村名	交付の対象 会派のみ	交付の対象 議員のみ	交付の対象 会派及び議員	交付の対象 その他	交付の対象 その他 内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等 交付方法	交付方法等 その他の内容	交付方法等 交付時期	交付方法等 ②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）
岩手県	紫波町			○			5	①前払い		③半年	4、10月	無		5
岩手県	矢巾町	○					10	①前払い		③半年	5,10月	無		5
岩手県	平泉町		○				5	①前払い		③半年	4、10月	無		5
計	17団体	1 団体	8 団体	7 団体	1 団体			① 16 件 ② 1 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 6 件 ④ 9 件 ⑤ 0 件		0 団体		
宮城県	仙台市			○			350	①前払い		②四半期	4.7.10.1月	有	仙台市特別職の職員の報酬等審議会	5
宮城県	石巻市	○					30	①前払い		④１年	4月	無		5
宮城県	塩竈市	○					20	①前払い		④１年	４月２１日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日又は日曜日でない日）に、その日の属する年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分とする。	有	塩竈市特別職給料等審議会	5
宮城県	気仙沼市			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5
宮城県	白石市	○					5	①前払い		④１年	４月	無		5

都道府県名	市町村名	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容
岩手県	紫波町	①	②			有	全て	領収書 会計帳簿	可	①	②			有	①	③			
岩手県	矢巾町	①	②	③		有	全て	領収書その他支出を証する書類	可	①	②	③		有	①	②	③		
岩手県	平泉町	②	③			有	全て	全ての支出に係る領収書その他支出を証する書面	可	②	③			有	④				調査研究等実施報告書
計	17団体	① 14	② 9	③ 6	④ 7	17 団体			17 団体	① 11	② 8	③ 6	④ 7	15 団体	① 14	② 10	③ 11	④ 7	
宮城県	仙台市	①		③	④	有	全て	当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他支出を証すべき書面の写し	可	①		③	④	有				④	政務活動の概要を記載した政務活動報告書のほか、出張（国内外）する場合は出張記録簿
宮城県	石巻市	①	②			有	全て	・政務調査活動概要報告書 ・科目別明細書 ・出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・鉄道、バスなど領収書等を徴することができないものなどは、会派代表者が証明する支出証明書	可	①	②			有	①	③	④		・政務調査活動概要報告書 ・要請・陳情活動報告書 ・会議報告書 ・職員等の雇用届出 ・職員等の雇用契約書の写し ・職員等の業務・勤務実績表兼領収書
宮城県	塩竈市	①	②	④		有	全て	領収書その他支出の内容を証するものを添付	可	④				有	①	③	④		説明資料、 相手方名刺、 写真等
宮城県	気仙沼市	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①				
宮城県	白石市	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③		

都道府県名	市町村名	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
岩手県	紫波町	可	④				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
岩手県	矢巾町	可	①	②	③		有	④									収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後議長に提出。	
岩手県	平泉町	可	②	③			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	17団体	17 団体	① 11	② 9	③ 5	④ 7	15 団体	① 0	② 0	③ 2	④ 14	⑤ 2						
宮城県	仙台市	可	①		③	④	有	④									条例や政務活動費取扱い手引書等に基づき執行されたものであるか検査を行っている。	
宮城県	石巻市	可	①	②			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	会派には一人会派を含む（所属議員が一人の場合）
宮城県	塩竈市	可	①	②	④		有	③	④						会派の経理責任者		会派の経理責任者が所定の様式により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書その他支出の内容を証するものを添えて議長に提出する（③） 各会派から議長に提出された後に、議長の「議会事務統理権」及び「政務活動費への調査権」に基づき、議会事務局職員が政務活動費の審査・助言等を行う（④）	
宮城県	気仙沼市	可	①	②			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	白石市	可	①	②			有	④	⑤							白石市議会議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	1.左記に関する条例 ＜白石市議会政務活動費の交付に関する条例＞ （透明性の確保） 第10条　議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
宮城県	名取市	○					12	①前払い		④１年	4月	無		10	①	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④				有	①	②	③	④	会議報告書等	可	①	②	④		有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	角田市			○			5	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③				有	全て	角田市議会政務活動費の交付に関する事務取扱要領第８条の規定により、収支報告書の添付書類として支出伝票、支払証明書及び会計帳簿を規定している。	可	①	③				有	①	②	③	④	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けにおいて「①国内視察報告書」「②海外視察報告書」「③研修報告書」「④会議、陳情活動等報告書等」の区別はなく、角田市議会政務活動費の交付に関する条例別表で定める経費の項目ごとに、角田市議会政務活動費の交付に関する事務取扱要領で定める様式において報告する。（会派が主催する研修会等については「研究会・研修会等実施報告書」にて報告）	可	①	③			有	④	⑤								監査委員	・前年度の政務活動費に係る収支報告書等を4月20日までに提出させ、確認後、精算する。（④） ・定期監査において実施（⑤）	収支報告書等への活動報告書等の添付の義務付けにおいて「①国内視察報告書」「②海外視察報告書」「③研修報告書」「④会議、陳情活動等報告書等」の区別はなく、角田市議会政務活動費の交付に関する条例別表で定める経費の項目ごとに、角田市議会政務活動費の交付に関する事務取扱要領で定める様式において報告する。（会派が主催する研修会等については「研究会・研修会等実施報告書」にて報告）
宮城県	多賀城市			○			15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②				有			③	④	・研修計画書 ・調査研究計画書（報告書） ・要請・陳情活動計画書（報告書） ・会議等開催報告書	可	①	②			有	④											会派の代表者及び無会派議員から事務局へ提出された収支報告書等を内容精査し、会派等へ確認作業を行う。	
宮城県	岩沼市			○			15	②精算払い		③半年	４月・10月	無		5	①	③				有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、クレジットカード（ETCカード含む。）によらなければ支払いができないものについては、カード会社が発行する利用証明書又は利用明細書を添付する。また、レンタカー又は自家用車を使用した場合は、ガソリン代計算書を添付する。	可	①	③				有	①	③				可	①	③			有	④											・所属議員からの実績報告書提出時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、交付（後払い方式）。（④）	
宮城県	登米市				○	会派又は会派に所属しない議員	25	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③				有	①	③				可	①	③			有	④											・収支報告書及び全ての支出にかかる領収書を添付し、会派の経理責任者、会派に所属しない議員に提出させ、確認後、交付を受けた額に残余が生じた場合は返還させる（④）	
宮城県	栗原市				○	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		③半年	上期分（4/1～9/30）：交付決定通知のあった日から交付年度の9月20日までの請求に基づき交付 下期分（10/1～3/31）：10月1日から交付年度の3月20日までの請求に基づき交付	無		5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・レシート(要綱に規定する立替払いに限る。)、銀行振込の場合は請求書及び振込済通知書、委託契約等の場合は契約書の写し、口座振替等領収書の発行がない場合は通帳の該当ページの写し(請求書・支払明細書等添付)	可	①	③				有	①	③				可	①	③			有	④											「政務活動費の運用指針」を定めて執行している。収支報告書等提出の際、議会事務局で確認・協議の上提出している。	
宮城県	東松島市	○					15	①前払い		④１年	4月又は5月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④				有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類を添付する。 ・領収書を徴することができないものについては、会派の支払証明書（様式第６号）をもってこれに代えることができる。	可	①	④				無						可	①	②	④		有	④	⑤								監査委員 事務局	収支報告書及び領収書を提出させ、不適切な支出について指導、助言等実施。	会派活動を実施する前に、会派活動実施届出書を、終了後に会派活動実施報告書を提出させている。そのため、精算時の収支報告書には活動報告書の添付は義務付けていない。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
宮城県	大崎市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書（支払証明書）	可	①					有	①	②	③			可	①					有	④									④必要書類提出後，議長報告前に確認を実施	
宮城県	富谷市			○			15	③その他	概算払いのち精算	④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④				無						可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
宮城県	大河原町	○					5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	全ての収支に係る領収書	可	④					有	③					可	①	④				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導、助言等実施	
宮城県	柴田町				○	会派又は議員	10	①前払い		④１年	申請月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②				有	①	③	④		調査研究、広報広聴活動報告書	可	②					有	④									・活動実施前に調査研究等計画書を議長あてに提出。実施後、速やかに調査研究等活動報告書にて議長に報告。使途基準に沿ったものかを調査（④） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	丸森町			○			5	②精算払い	予算に不足がある場合前払可	⑤その他	研修開催ごと	無		5	④				有	全て	すべての支出に係る領収書の写し	可	④					有	③					可	④					有	⑤							監査委員事務局の定例監査	書類審査	
宮城県	松島町				○	会派又は議員の選択制	7	①前払い		④１年	5月	有	町議員報酬等審	5	②	④			有	全て	社会習慣その他の事情により領収書を徴しがたい婆合を除き全て	可	②	④				有	①	③				可	②	④				有	④								記載事項と領収書の照合（日付や支出項目のチェック）	
宮城県	七ヶ浜町				○	会派又は議員の選択制	8	①前払い		③半年	上半期（4月又は5月）と下半期（10月又は11月）	有	七ヶ浜町特別職給料等審議会	5	④				有	全て	領収書その他の支出を証する書面を添えて提出	可	④					無						可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	利府町	○					10	①前払い		④１年	4月	有	特別職給料等審議会	5	①	②	③	④	有	全額	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができないときは、会派の代表者が作成する支払い証明書を添付）	可	①	②	③	④		無						可	①	②	③	④		有	③	④						各会派代表者お及び各会派経理者		政務活動費の手引きを基に確認を行っている。	
宮城県	大和町			○			10	①前払い		③半年	5，10月	無		5	④				有	全て	・領収書 ・その他の支出を称する書面	可	④					無						可	④					有	④	⑤							監査	④領収書原本の確認 ⑤監査委員による検査実施	
宮城県	大郷町			○			5	①前払い		④１年	4月～5月	有	大郷町特別職給料等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④				有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	④					有	⑤								監査委員	随時監査	
宮城県	色麻町		○				5	②精算払い		④１年	5月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④				有	①	②	③	④	会議、要請陳情活動等報告書、旅費明細書	可	②	④				有	⑤								総務課（町長部局）	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	
宮城県	女川町		○				5	②精算払い		④１年	出納閉鎖期間	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③					有	①	②	③	④	要請陳情等活動	可	③					有	④									・議員からの収支報告書及び領収書を確認後、精算払い	
計	24団体	7団体	2団体	9団体	6団体			① 19 件 ② 4 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 4 件 ④ 18 件 ⑤ 1 件		9団体			①19 ②10	③7 ④13			24団体			24団体	①15 ②9	③7	④13		19団体	①15 ②7	③17 ④10			24団体	①15 ②11	③7 ④13		24団体	①0 ②0	③2 ④21	⑤7							
秋田県	秋田市	○					100	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	有	秋田市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察時の所感 ・その他内容を証明できる証拠書類	可	①	②				有	①	②				可	①	②				有	④									収支報告書等を条例、規則、使途基準運用指針に基づき確認する。	
秋田県	能代市		○				10	③その他	議員に概算払い後、収支報告に伴い精算	④１年	４月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④					無						可	④					有	④										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千／円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
秋田県	横手市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）又はこれに準ずる書類	可	①	②	④		有	①	③	④		会議、陳情活動等報告書等	可	①	②			有	④								・収支報告書及び領収書、添付書類を議長に提出後、議会事務局による提出書類の検査（確認）を実施。疑義のあるものについては、議長が適用の可否を判断（④）	使途基準や収支報告書の公開等の詳細については運用指針を定め、それに従って運用する。
秋田県	大館市		○				15	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④	⑤						議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
秋田県	男鹿市		○				8	①前払い		⑤その他	10月末日までの期間に申請し、毎月15日までに受理したものは翌月1日、16日以降に受理したものは翌月20日の支払い。	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書又はその写し等 （会派の視察で燃料費等を一括で支払い個別に提出することが困難な場合のほか電話料等やむを得ない理由により領収書を徴取できない場合にはそれを証する書類等）	可	④				無						無											
秋田県	湯沢市			○			10	②精算払い		⑤その他	政務活動後に交付申請を受け、交付決定後に随時支払	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・会計帳簿の写し ・領収証の原本 ・そのほか議長が必要と認める書類	可	①	②			有	①	②	③	④	調査研究・要請・陳情活動報告書及び活動記録	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないかを確認。	
秋田県	鹿角市			○			5	①前払い		④１年	4月	有	鹿角市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修費用における資料や報告書	可	④				有	①	②	③	④	会議資料等、活動の証憑にあたる資料	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類、領収書等を検査し、政務活動費からの支出が適当ではないもの等について指導、助言、報告書の訂正依頼等実施	
秋田県	由利本荘市				○	会派又は議員のいずれか	10	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
秋田県	大仙市	○					15	①前払い		④１年	4月	有	大仙市特別職報酬等審議会	5	①	②		④	有	全て	支出を証明する書類（領収書、振込依頼書、その他これらに類する書類）	可	①	②		④	有	①					可	①	②		④	有			③	④				会派代表者		会派代表者による決裁又は確認	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けは、内規に基づき処理している。
秋田県	北秋田市			○			10	①前払い		④１年	4月（ただし、所属議員数の異動または会派の解散等生じた場合は追加交付及び返還などの調整あり）	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は金額が明記されている書類	可	④				有	④				・（調査研究、研修、要請陳情）報告書 ・印刷物等成果品	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、残余金及び不適切支出については返還	
秋田県	にかほ市			○			10	①前払い		④１年	交付の要件を満たすこととなった月の20日	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③	④	①～③以外の報告書等	可	②				有	③	④	⑤				会派の経理責任者、会派会長等	市長	・収支報告書及び添付書類を確認し、精算（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、指導・助言の実施（④） ・提出された収支報告書について、必要に応じて確認、検査を実施（⑤）	
計	11団体	2団体	4団体	4団体	1団体			①９件 ②１件 ③１件		①０件 ②１件 ③０件 ④８件 ⑤０件		5団体			①7 ②5 ③0 ④7				11団体			11団体	①4 ②5 ③0 ④8		8団体	①7 ②5 ③5 ④5			9団体	①4 ②5 ③0 ④5		10団体	①0 ②0 ③2 ④10 ⑤2								
山形県	山形市		○				100	①前払い		②四半期	4月、7月、10月、1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③	④	市政報告会 公聴会 要請陳情活動 会費 年会費	可	①	②			有	④								議員より提出のあった収支報告書について、議会事務局の職員が「山形市政務活動費の手引き」に沿った支出になっているか確認している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																													
山形県	米沢市		○				30	①前払い		③半年	4月、10月	有	米沢市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書（米沢市議会政務活動費報告書）	可	①	②	④		有	①	③	④	自身の議員活動の報告書（チラシなど）の作成で政務活動費を使用した場合、その報告書の原本の添付を義務付けしている。	可	②	④				無												使途基準に従い、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費に使用するものとし、それ以外のものに充ててはならない。報告書及び当該支出に係る領収書等の領収書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の5月20日までに議長に提出しなければならない。
山形県	鶴岡市			○			30	①前払い		③半年	6,12月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書（支出明細書等）	可	①				有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	①					有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
山形県	酒田市				○	会派及び会派に属しない議員	25	①前払い		③半年	4月及び10月	無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書（旅費規程の例により支出されるものを除く）	可	①				有	①	②	③		②は実績なし	可	①					有	④								収支報告書書への領収書・会派調査報告書の添付を要項で義務付けている	
山形県	新庄市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④１年	4月～5月	無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①				有	①	②	③			可	①					有	③					各会派（会派の経理責任者等）		領収書等をもとに、会派の経理責任者が収支内容を確認し、収支報告書を検査。	
山形県	寒河江市	○					12.5	①前払い		③半年	4,10月	有	市特別職報酬等審議会（当初）	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類（支払証明書等）	可	①	②	④		無						可	①	②	④		有	④								・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらい、その報告書に記載の収支内容及び領収書等との整合性を確認するとともに本市議会政務活動費の取扱いに関する運用指針に照らして適正に支出されているか確認を行っている。	
山形県	上山市				○	会派又は会派に属しない議員	10	①前払い		③半年	４月、１０月（選挙のある年のみ４月、５月、１０月）	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①				有	①	③				可	①	②			有	③	④				会派経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山形県	村山市	○					10	①前払い		④１年	4月	有	市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④			無											無									
山形県	長井市	○					10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費等における事業報告書 ・広報費、資料作成費における作成物の写し	可	①	③			有	①	②	③	④	・出席した会議等の報告書	可	①	③				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	天童市	○					13	①前払い		④１年	４月中に交付	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	④								申請書と領収書等との突合	運用基準に基づき、収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付を義務付け
山形県	東根市				○	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い		④１年	４月	有	東根市議会政務調査費の額に係る会議	5	①	④			有	全て	・領収書 ・会計帳簿等	可	①	④			有	①	③	④	・①③④ともに、収支報告書記載の「政務活動の成果」として（実施月日、事業名、事業概要及び成果等を記載）	可	④					有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	・活動報告書等の添付について、条例の本則上は明記されていないが、収支報告書へ記載する「政務活動の成果」として、提出を求めている。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
山形県	尾花沢市				○	会派又は会派に属しない議員	10	③その他	4月に年額を概算払で支払い、3月（年度末）に精算する。	④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・支出内訳書 ・領収書（原本）又は支払証明書	可	①	②			有	④				調査研究報告書	可	①	②			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し不適正な支出について指導助言等を実施	
山形県	南陽市	○					10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	④			有	全て	すべての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容。）	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	④								・政務活動費を充てることできる経費の範囲内であるかを確認。 ・領収書等で金額を確認	
山形県	朝日町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	②	③	④	陳情活動等報告書等	可	②				有	④	⑤						議長及び副議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
山形県	川西町		○				10	①前払い		③半年	4,10月	無		10	①				有	全て	全て	可	①				無										無										
計	15団体	5団体	4団体	1団体	5団体			①14件 ②0件 ③1件		①0件 ②1件 ③7件 ④7件 ⑤0件		5団体			①15 ②6 ③1 ④7				15団体			15団体	①15 ②5 ③1 ④7				12団体	①11 ②6 ③11 ④7				13団体	①10 ②6 ③1 ④5				12団体	①0 ②0 ③2 ④11 ⑤1									
福島県	福島市	○				会派は所属議員が１人の場合も含む	100	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	①	③			有	全て	領収書等の証拠書類は原則的に添付する ただし、概算払いの旅費や、やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による取扱いをしている	可	①	③			有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	③			有	③	④						会派の経理責任者	・収支報告書提出の際、会派の経理責任者が現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を検査している（(③) ・収支報告書、現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を事務局において検査している（(④)	
福島県	会津若松市	○				会派は所属議員が１人の場合も含む	35	①前払い		③半年	４,10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、その他収支内容を明らかにす書類	可	①	③	④		有	①	②	③	④	要請・陳情活動に係る旅行復命書	可	③	④			有	④								・条例や規則、ガイドライン等に照らして収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	左記「領収書等の公開方法」について、ＨＰに掲載しているものは、領収書を除く。
福島県	郡山市	○					100	①前払い		③半年	4月,10月	有	政務活動費審議会	5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察及び研修は報告書、相手方名刺等	可	①	②	③	④	有	①	③			海外視察は実施の前例なし	可	①			④	有			④	⑤				市長	収支報告書及び領収書等を議長に提出する前に、議会事務局において確認し助言等を行う(④) ・収支報告書及び領収書等を議長へ提出した後、市長に送付し、市長（総務法務課）において審査を実施(⑤)	
福島県	いわき市	○					110	①前払い		③半年	４,10月	有	特別職報酬等審議会	7	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出内容に応じて「契約書（写）」、「納品書」、「調査等報告書」等の書類を添付	可	④				有	①	②				可	④				有	③	④						会派の経理責任者、会派の代表者	・収支報告書及び領収書等を会派の代表者の確認を経て会派の経理責任者に提出させ（(③)、議会事務局において検査を実施（(④)）	
福島県	白河市		○				20	①前払い		①毎月		無		5	①	②	③	④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	③	④		有	①	③	④		会議	可	②	②	④		有	⑤							市長	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	須賀川市	○					30	③その他	会派に対し、上半期、下半期に分けて前払い	③半年	上半期：4月、下半期：10月	有	須賀川市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全て支出に係る領収書等の証拠書類	可	①	②			有	①	③				可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者、会派の会長		収支報告書及び領収書等を議長に提出後、事務局による確認を受け、精算を行う。（残額は返還する）	
福島県	喜多方市	○					20	①前払い		③半年	４，10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④	有	全て	全ての支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又は、その写しを添付	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④								条例に定める期日までに会派の経理責任者から収支報告書を提出させ、確認後、精算手続きを実施(④)	
福島県	相馬市	○					10	①前払い		④１年	毎年４月２５日	無		5	①	②	④		有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可				④	無									有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
福島県	二本松市	○					20	①前払い		④１年	４月	有	二本松市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができない場合は、支出した本人が作成し、経理責任者が署名した支払証明書	可	①	②			有	①	③	④		要請・陳情活動、会議	可	①	②			有	④								・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、支出内容等について事務局で確認（④）	
福島県	南相馬市	○					15	①前払い		④１年	年1回4月30日交付（日曜、土曜又は休日の場合は、最も近い翌日）	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・調査研究に係る自家用車利用証明書	可	①	②	③		無					※備考欄	可	①	②			有	④								収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、議会事務局による検査を実施	※活動報告書等については収支報告書への添付の義務付けはないが、政務活動費の交付に関する規則により、市外にて調査研究・研修を行うときは実施計画書及び報告書を提出することが規定されている。
福島県	田村市				○	会派または無会派の議員	20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				無						可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	伊達市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		③半年	4・10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・領収書の原本を添付 領収書には、原則として品名を明記 やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による	可	①	②	③	④	有	①		③			可	①	②	③	④	有				④					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	本宮市			○			10	①前払い		④１年	４月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③				無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、精算	
福島県	西郷村			○			20	①前払い		④１年	４月	無		5	③				有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	③				無											有	④								・収支報告書及び領収書、添付書類を検査する。残余の額は精算返納する。	
福島県	中島村		○				5	①前払い		④１年	４月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	矢吹町			○			20	①前払い		④１年	４月	無		5	②				有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	②				有	①	②	③			可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	浪江町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③	④			無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	17団体	9 団体	3 団体	3 団体	2 団体			① 16 件 ② 0 件 ③ 1 件		① 1 件 ② 0 件 ③ 8 件 ④ 8 件 ⑤ 0 件		6 団体			① 13	② 10	③ 11	④ 8	17 団体			17 団体	① 7	② 8	③ 11	④ 7	10 団体	① 10	② 5	③ 9	④ 4		12 団体	① 6	② 7	③ 3	④ 7	17 団体	① 0	② 0	③ 3	④ 16	⑤ 1								
茨城県	水戸市	○					90	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	④				有	全て	・領収書 ・視察、研修等活動報告書 ・人件費については、対象となる活動を特定した雇用契約書又は報告書	可	④				有	①	③			宿泊を伴う研究研修費及び調査旅費に関するものを対象とする	可	④				有	③	④	⑤					会派の経理責任者	水戸市議会政務活動費支出等審査会（※学識経験を有するもののうちから、議長が依頼する５人以内の委員をもって組織する）	・③については、会派の方針による ・④、⑤については、提出された収支報告書及び領収書等の内容を精査し、不適切な支出がないか確認している	
茨城県	日立市	○					45	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②	③			有	①	②	③			可	②	③			有	④								支出調書と領収書の内容に相違がないこと等をチェックする。	
茨城県	土浦市				○	会派又は議員	25	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書及び明細書 ・領収を徴しがたい場合は、支出証明書	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	⑤							総務市民委員会	収支報告書及び領収書を議長に提出後、総務市民委員会において検査を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否	収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
茨城県	古河市		○				25	①前払い		④１年	４月	無		5	① ③ ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書またはこれに準ずる書類）	可	④				有	① ③				可	④						有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
茨城県	石岡市	○					13	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	① ④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	④			無											有	④								収支報告書と領収書に相違がないこと等を確認する	
茨城県	結城市			○			10	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	① ③ ④	有	全て	全て。但し、交通費等は旅費計算書に代えることができる。	可	③	④			無					可	③	④			有	③	④					会派の代表、経理責任者、会派員		③議長提出前に会派（代表、経理責任者、会派員）が収支報告書金額と領収書の突合、内容を精査する。 ④議長提出前に収支報告書金額と領収書の突合、内容を確認する。	・収支報告書のHP記載とは、会派から提出された収支報告書の数字を転記し全会派分を一覧表にしてHPに掲載 ・視察報告書等は、収支報告書への添付は義務付けられていないが、議長に必ず提出することになっている。また情報公開条例に基づく閲覧請求等があった場合には閲覧可。
茨城県	龍ケ崎市		○				4	①前払い		④１年	４月	無		5	① ④	有	全て	その収支を証する書類	可	④				無											有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、その適否の指導、助言等を実施	年額5万円
茨城県	下妻市	○					10	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	③ ④	有	全て	領収書	可	③	④			有	③				可	④					有	④								収支報告書、研修報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局で精査後、議長に確認してもらう。	市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人は、収支報告書の閲覧を議長に対し請求することにより閲覧可。それ以外（市外の個人・法人等）は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
茨城県	常総市				○		10	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	① ③ ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・備品購入時における備品台帳 ・調査研究費、研修費における研修報告書、研修資料等	可	③	④			有	①	③	④		可	②	③	④		有	④								収支報告書及び添付書類の検査、不適正な支出について指導、助言等実施	
茨城県	常陸太田市				○	会派（所属議員が１人の場合を含む。）	15	③その他	概算払・年度末精算	④１年	4月	無		5	① ②	有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することが出来ないものについては、それに代わる証票）	可	①	②			無											有	④								・所属議員からの清算払い申請時に終始報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
茨城県	高萩市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	① ② ④	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②	④			無											無										
茨城県	北茨城市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	① ④	有	全て	領収書、政務活動費支出書、視察調査（研究・研修会参加）報告書、書籍購入台帳、備品台帳	可	①	④			有	①	②	③			可	①	④			無										
茨城県	笠間市		○				33	①前払い		④１年	4月	無		5	① ② ④	有	全て	収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類	可	②	④			有	①	②	③	④	・議員が行う会議の資料・要望、陳情書の写し ・広報紙などの成果品	可	②	④			無										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
茨城県	取手市				○	会派又は無会派議員	8	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における行程表 ・研修費における日時・概要等を記したもの ・広報費における会派広報紙、報告会の場合は案内等 ・広聴費における案内等 ・要請・陳情活動費における内容を記したもの ・会議費における概要を記したもの ・資料購入費における図書の表紙、購読紙 ・人件費における雇用内容を証明するもの ・事務所費における賃借契約書等	可	①	②	④		有	①					可	①	②	④	④	有	④	⑤						監査委員	議会事務局による領収書等との照合確認 監査委員による監査	
茨城県	牛久市	○					13	②精算払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合にはそれに代わる書面を提出する）	可	①	④			有	①	②	③			可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	会派については、所属議員が１人の場合を含む。
茨城県	つくば市	○					30	①前払い		③半年	４月、10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③	④	研修等の内容がわかる資料、契約書など	可	④				有	③	④						会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会事務局で検査を実施（④）	
茨城県	ひたちなか市	○					45	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④								・政務活動費使途基準に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については、指導・助言等を実施	
茨城県	守谷市	○					10	①前払い		④１年	4月	有	守谷町特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書の写しを添付。但し、領収書を入手できなかったものについては、その使途及び金額を証する書類を添付。	可	②				有	①	②	③	④	・資料作成成果品 ・図書台帳 ・発行した広報紙 ・備品台帳	可	②				有	④	⑤						議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局で検査後、議会運営委員会において検査。	
茨城県	那珂市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・すべての支出に係る領収書	可	②				有	③					可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
茨城県	筑西市		○				20	③その他	前払い後、年度末に精算	③半年	４月、10月	無		5	①				有	全て	全て	可	①				有	④				調査結果報告書	可	①				有	④								収支報告書及び添付書類を確認し、不適切な支出について検査、調整（修正）を行う。	
茨城県	坂東市	○					10	②精算払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	否					無											有	③	④					会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
茨城県	かすみがうら市				○	会派又は議員の選択制	13	③その他	概算払後、金額が確定した段階で精算	④１年	４月	無		5	③	④			有	全て	政務活動費による支出に係る領収書その他支出があったことを証する書類及びこれを補完する証拠書類	可	③	④			有	①	③				可	③				有	④								政務活動費を充てることができない経費の有無や支出証拠書類の不足の有無等の確認を実施	
茨城県	つくばみらい市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	③				無			可	④				無											無									平成19年度から休止
茨城県	小美玉市			○		会派又は議員の選択制	15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	令和3年4月1日に政務活動費の交付に関する条例を施行したため、収支報告書の公開方法や検査主体等は予定

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
茨城県	東海村	○					20	①前払い		④１年	４月	無		5	①				有	全て	当該政務活動費に係る領収書その他の証拠書類	可	④				無					可	④				有	④								**収支報告書等が提出されたときは，必要に応じ調査を行う。**	
茨城県	河内町		○				5	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類	可	④				無										有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
茨城県	境町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無										有	④								収支報告書及び添付領収書の検査・確認の実施	
茨城県	利根町			○			5	①前払い		④１年	毎年5月頃に交付	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無					可	④				無									
計	28団体	10団体	10団体	4団体	4団体			① 23 件 ② 2 件 ③ 3 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 7 件 ④ 21 件 ⑤ 0 件		5団体			①19 ②8 ③7 ④20	27団体			27団体	①8 ②8 ③5 ④21					16団体	①13 ②7 ③14 ④5				19団体	①4 ②6 ③4 ④15				23団体	①0 ②0 ③4 ④22 ⑤4								
栃木県	宇都宮市	○					100	③その他	会派に前払い後、精算	③半年	4，10月	無		5	①	②	③		有	全て	領収証等の証拠書類，収入支出記入簿，科目別明細書，実績報告書	可	①	②	③		有	①	③			可	①	②	③		有	③	④			会派の経理責任者			・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ（③），事務局確認後、精算払い（④） ・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務局による検査を実施（④）	
栃木県	足利市		○				50	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③	④	有	①	③	④	会議結果報告書など	可	①	②	③	④	有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導実施（④）	
栃木県	栃木市	○					30	③その他	後払い	⑤その他	申請があったとき	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書 ・自動車運行記録簿 ・政務活動費会計簿 ・政務活動業務勤務実績表賃金領収書 ・支払証明書（旅費以外で領収書が出ない場合）	可	①	②	③	④	有	①	③	④	・市政報告会開催記録兼報告書 ・市政研究会開催記録兼報告書	可	①	②	③	④	有	④	⑤				会計課	・領収書や添付書類の添付もれがないか、不適切な支出がないかを検査（④⑤）	・政務活動費マニュアルに基づき運用している ・海外視察は想定していない
栃木県	佐野市		○				25	③その他	議員へ一括して交付し、当該年度終了後に精算している。	④１年	４月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・現金出納簿 ・研究研修費及び調査旅費に係る旅費計算書、行政視察報告書、研究会・研修会主催者の作成した資料 ・広報費に係る議会広報紙又は議会報告書 ・広聴費に係る印刷資料 ・人件費に係る支払明細書	可	①	②	③		有	①	③			可	①	②	③		有	④						・収支報告書及び添付書類を確認（④）	
栃木県	鹿沼市	○					25	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			無					可	④				有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
栃木県	小山市		○				67	①前払い		④１年	5月末～6月頃	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③		可	①	②			有	④						・議員１人あたりの交付月額は、年額80万円を12か月で割った金額を記載。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
栃木県	真岡市			○			28	①前払い		④１年	6月末日まで	無		5	①					有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①					有	①	③				可	①					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	矢板市				○	会派又は議員	20	②精算払い		③半年	10月、４月	無		5	①	②				有	全て	・領収書 ・備品台帳 ・視察研修、研修会報告書	可	①	②				有	③					可	②					有	④									・議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を事務局に提出し、確認後、精算払い	会派に対する支出の実績なし
栃木県	那須塩原市	○					20	①前払い		④１年	５月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を添付できない場合には領収書に代わる証票類を収支報告書に添付する。	可	①	②				有	①					可	①	②				有	④									収支報告書と領収書の突合	
栃木県	上三川町			○			10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	③	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・備品台帳 ・視察研修等報告書	可	②					有	①	②	③			否						有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、対象外となる支出については除外させる指導、助言等を実施	視察研修を複数議員で実施した場合は、代表者が提出する。
栃木県	益子町			○			10	①前払い		④１年	４月	無		5	③					有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②					有	③					可	②					有	④									書類の確認、計算、使途基準との照合	
栃木県	茂木町			○			8	①前払い		④１年	5月	無		5	①	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	③				有	③					可	①					無											
栃木県	市貝町	○					5	②精算払い		④１年	6月	無		5	②					有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②					有	①	②	③			可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	芳賀町			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④				有	全て	全ての支出に係る領収書と報告書	可	③	④				無						否						有	④									議長への提出前、収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備がないかを確認（④）	
栃木県	壬生町			○			10	①前払い		④１年	４月	無		5	③					有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③					有	①	②	③			可	③					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	野木町			○			10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④				有	全て	・領収書その他支出を証すべき書面	可	①	④				有	①	②	③			可	①	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	16団体	5団体	3団体	7団体	1団体			①11件 ②2件 ③3件		①0件 ②1件 ③4件 ④10件 ⑤1件		0団体			①11 ②9	③9 ④5				16団体			①11 ②11	③7	④4				14団体	①11 ②5	③13 ④2				14団体	①9 ②8	③5 ④5				15団体	①0 ②0	③1 ④15	⑤1								
群馬県	前橋市	○					100	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書（銀行振込の場合は、請求書及び振込済領収書、ＡＴＭご利用控などを添付。作成した印刷物の原本。コピー機カウンター料等の毎月料金が異なるものは積算明細を添付）	可	①	②	④			有	①	②	③	④	研修会等実施報告書（会派主催研修）	可	②	④				有	③	④					会派の代表者、経理責任者			・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言を実施（④）	
群馬県	高崎市				○	会派又は議員の選択制	58	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	①	②				有	①	③	④		要請・陳情活動報告書	可	①	②				有	③	④					会派の経理責任者			収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体							備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
群馬県	桐生市				○	会派又は会派に属さない議員	32	①前払い		③半年	4月,10月	有	桐生市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は支払証明書により、領収書にかえることができるが、それ以外は全て領収書の添付を義務付けている。	可	④				無					可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について確認等を実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、各派代表者会議にて、政務活動費による視察・研修会等に参加した場合は、「政務活動費視察・研修会等報告書」を提出することを申し合わせしている。
群馬県	伊勢崎市	○					35	③その他	四半期ごとの精算払いとし、議長が必要認めた場合は概算払いをすることができる。	⑤その他	精算払いは７・１０・１２・４月。概算払いはその都度支払いとし、支出額が確定した場合たときは、精算処理を行う。	無		5	①	④			有	全て	領収書、会計帳簿、視察等報告書	可	①	④			有	①	③	④	会議、陳情活動報告書	可	①	④			有	③	④					会派の経理責任者		四半期ごとの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者がチェックの上取りまとめ、交付申請を行い、事務局は内容精査の上、交付決定を行う。	
群馬県	太田市				○	会派及び会	36	①前払い		③半年	４，10月	有	特別職報酬等審議会	5	①				有	全て	領収書 会計帳簿 交通費等の支出については、その支出に係る出張届の写し	可	①	④			有	①	③			可	①	④			有	③	④					各会派の経理責任者等		太田市議会政務活動費の交付に関する条例及び本市議会で制定した「政務活動費の手引き」を基に、収支報告書及び添付書類の検査を行っている。	
群馬県	沼田市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	請求後速やかに交付	無		10	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿	可	①	④			有	①	③	④	活動報告等の印刷物	可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）支出内容や書類の不備が無いよう確認	
群馬県	館林市	○					13	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無					可	④				有	③	④					会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者から会派の会長等に提出し、会派内での確認後、提出（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、助言等実施（④）	
群馬県	渋川市	○					15	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	10	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④				有	①	②	③		可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
群馬県	藤岡市		○				13	①前払い		④１年	交付決定後	有	藤岡市議員報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・行政視察や議員研修に出席した場合は、報告書や会計報告書・支払証明書を添付。	可	④				有	①	③			可	④				有	④								年度末に議会事務局職員が収支報告書及び領収書や添付書類を精査し、不適切な支出について指導・助言している。	政務活動費は議員一人当たり12,500円/月となっている。
群馬県	富岡市	○					8	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書のコピー ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①				可	④				有	④								・収支報告書及び領収書を議長に提出後、市長に提出、ＨＰ掲載前に事務局で条例、規則、運用指針による確認等により助言等を実施	
群馬県	安中市			○			15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③	④	各会派に所属する議員が行った一般質問、視察及び研修等の内容を編集した会報	可				④	有			③	④				会派の経理責任者、会派会長等		会派の経理責任者に収支報告書及び添付書類を提出させ、検査確認を行っている。	
群馬県	みどり市		○				20	①前払い		④１年	年度の初め	無		5	①	③			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	①	③			有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書。活動報告会、市政報告会、広聴会を実施した場合は、実施日、時間、会場、参加人数等のわかる資料。	可	①	③			有	④								・収支報告書及び領収書を事務局にて形式審査後、議長に提出し、ＨＰへ掲載（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
群馬県	大泉町		○				13	①前払い		④１年	請求後30日以内	有	大泉町特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・支払証明書	可	④					有	①	③	④		会議報告書	可	④					有	④										収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13団体	5団体	3団体	1団体	4団体			①12件 ②0件 ③1件		①0件 ②0件 ③5件 ④7件 ⑤1件		5団体			①13 ②3 ③1 ④9		13団体		13団体	①6 ②2 ③1 ④11		11団体	①11 ②4 ③10 ④7			13団体	①7 ②3 ③1 ④10		13団体	①0 ②0 ③7 ④13 ⑤0											
埼玉県	さいたま市				○	会派又は会派及び議員	340	①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書等の写し（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③				有	①	②	③			否							有	①	④				公認会計士				２～３か月ごとに領収書等を提出してもらい、議会事務局によるチェックの後、公認会計士が全件調査を実施している。	
埼玉県	川越市	○					70	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③				有	①	②				可	②	③					有	④										・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認（④）	
埼玉県	熊谷市			○			37	①前払い		④１年	当該年度の4月30日までに交付する	無		10	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は、支出を証明する書類等を添付 ・自家用車を使用した場合のガソリン代は規定の算出票により算定する	可	①	②				有	①	②	③			可	③						有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	川口市				○	※会派に所属する議員は、会派全議員の合意に基づき会派分と個人分に交付可能。会派に所属しない議員は、個人に交付。	180	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	④				有	全て※	・全ての支出に係る領収書等 ※JR、私鉄、バス等時刻表で金額が明示されており、領収書等を徴することが困難な場合を除く	可	④					有	①	②				可	④					有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	行田市	○					10	①前払い		③半年	４，10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報紙、書籍の表紙（写）	可	④					有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	④					有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	秩父市	○					15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報誌の成果品（印刷現物） ・意見交換会等の開催内容がわかる文書（当日の配付物や議事録等） ・備品、事務機器を購入する場合は備品管理台帳	可	①	②				有	①	③				可	①	②				有	④										収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施	
埼玉県	所沢市		○				70	①前払い		③半年	４、10月	無		5	①	④			有	全て	原則、全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）、領収書を徴し得ないものにあっては支払証明書（様式による）を求める。	可	④					有	①	②	③	④	議員が研修会や会議を実施する場合、あるいは他の団体等が開催する会議等に出席する場合、研究・研修報告書のほかに、開催通知や開催要領等、内容が分かる資料の添付を求める。	可	④					無															
埼玉県	飯能市		○				15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					有	①	③	④		視察、研修等の内容報告	可	①	②				有	⑤							各会派から１人（無所属は全員）から委員を選出し、政務活動費審査会を開催している		条例や規則、運用指針に則り、収支報告書及び添付書類、広報紙の紙面の審査を行う	
埼玉県	加須市	○					12	①前払い		④１年	4月末日	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	④				無						否						有	③	④					会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	一人会派を含む

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
埼玉県	本庄市		○				16	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書等を徴することができないものは、支出明細等の作成や通帳の写しの添付など、確認できるもの） ・視察報告書、視察行程表、交通費等明細書、図書の表紙等のコピー、広報誌及び報告書を作成した場合の作成した広報誌等を添付	可	②				有	①	②			可	②				有	④								収支計算書及び領収書等、添付された書類を検査し、適正な支出について交付決定する。	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無については、庁内組織である補助金等適正化委員会にはかっている。
埼玉県	東松山市	○					15	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書、その他の支出の事実を証する書類	可	④				有	①	④		全ての活動についての報告書	可	①				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	春日部市	○					50	③その他	概算払い	④１年	4月25日	有	特別報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類	可	①	②	④		無					可	①	④			無										
埼玉県	狭山市			○			20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書。 ・領収書を徴取しがたい場合は明細書	可	①	②			有	①	②	③		可	①	②			無									収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを要綱で定めている。
埼玉県	羽生市				○	会派に属する議員は、会派へ、会派に属さない議員は議員へ交付	12	①前払い		③半年	4・10月	無		3	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（例外として領収書の出ないもの・・・旅行会社を通さない場合の電車賃等）	可	①	③			無					可	①	③			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施④	
埼玉県	鴻巣市	○					18	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・研修費における研修会案内チラシなど ・広報費における成果品	可	④				無					可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正と思われる支出について助言等実施。（④）	※収支報告書への添付はないが、視察報告書を議長に提出し、本会議で報告している。報告書は閲覧可能。
埼玉県	深谷市	○					25	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③			有	全て	領収書等の証拠書類の写しを添付	可	③				有	①				可	③				有	④								収支報告書及び添付書類について、支出内容や金額等について確認している。	
埼玉県	上尾市	○					25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①				可	②				有	④								議長提出前に、収支報告書及び領収書等の検査を実施	
埼玉県	草加市			○			50	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書、受領書または振込受領書その他これらに準ずる書類	可	①	②	④		有	①	③	④	会議等記録、要請・陳情活動実施記録等	可	②	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や不適正な支出について確認、助言等を実施	海外視察に対する政務活動費の充当は認めていない。
埼玉県	越谷市			○			40	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無																・収支報告書及び添付書類を検査	収支報告書へ添付している領収書等の情報公開については、金融機関口座など個人が知られたくない箇所は非公開としている。
埼玉県	蕨市	○					33	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・必要に応じ、支出の内容や内訳のわかる請求明細書等 ・会計帳簿 ・広報紙を発行した場合は広報紙 ・補助職員雇用（変更）届 ・自家用車の使用により有料道路通行料・駐車料・ガソリン代を支出した場合の計算書 ・備品台帳	可	①	④			有	①	③	④	広聴会・研修会等（参加）実施報告書	可	①	④			有	③				経理責任者		・各会派の経理責任者が収支報告書及び添付書類等の提出書類を検査をし、議長へ提出する。	・交付の対象は１人会派を含む。 ・海外視察は実施していない。 ・領収書等以外の添付書類については、「蕨市議会政務活動費使途マニュアル」の規定による
埼玉県	戸田市	○					40	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④			有	①	②	③	④	・市政報告会等報告書 ・市民意見交換会等報告書	可	①	④			有	④	⑤						議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
埼玉県	入間市	○					20	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	①	②			有	全て	政務活動費を支出したときは領収書を徴さなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる。	可	①	②			有	①				可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者、会派代表等		・所属議員が精算払の申請を行う際に経理担当者へ領収書を提出。確認後、収支報告書作成時に会派代表が確認(①) ・収支報告書及び添付書類を議長へ提出する前に事務局担当職員が検査し、不適切な支出については助言等を実施(④)	
埼玉県	朝霞市			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書（領収書が出ない支出については、支払証明書による提出を求めている）	可	①	④			有	③				可	①	④			有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
埼玉県	志木市		○				30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	③			有	①	③	④		会議、陳情活動等報告書等	可	①	③			有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施（④）	
埼玉県	和光市		○				20	①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書。その他これに準ずる書類	可	②	③			無						可	①	②	③	④	無									
埼玉県	新座市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書がない支出については、支払証明書の提出を求めている。）	可	①	③			有	①	②	③	④	広報、広聴、会議等に関する報告書	可	①	③			有	②	④					政務活動費審査会		議会事務局において検査後、疑義等が生じた事案について政務活動費審査会において審査する。	＜議員1人当たりの交付月額について＞ 令和3年度については、市財政及び新型コロナウイルス感染症対策を鑑み、議員提案による特例条例を制定し、交付月額を13,000円としている。
埼玉県	桶川市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（視察、研修等の交通費で領収書が発行されないものを除く）	可	①	②			有	①	②				可	①	②			有	④	⑤					議長	・所属議員からの領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局及び議長が確認後、精算払い（④、⑤）	
埼玉県	久喜市	○					30	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければならない。	可	①	②			有	①	②	③	④	・広報費の広報発行に係る経費の領収書には、広報１枚を添付する。 ・調査研究費の旅費については、行程・視察先・視察内容などがわかる書類と視察報告書を、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費、広報費、広聴費及び会議費の会場費については、実施報告書を作成し、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費及び会議費における出席者負担金及び会費については、当該研究会、研修会又は会議に係る開催要項等（日付、主催団体、会場、参加費等が分かるもの）の写しを収支報告書に添付するものとする。 ・資料作成費において翻訳を依頼した場合、当該翻訳部分の写しを、収支報告書に添付するものとする（分量が多い場合は、その一部を添付することでも良い）。	可	①	②			有	①	⑤			税理士		監査委員	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①、⑤）	
埼玉県	北本市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	政務活動費使途基準（運用指針）に基づき添付 領収書が発行されない場合には、政務活動費支払証明書（参考様式第３号に支払内容を記載することで領収書に代える	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	④							①添付資料の確認 ②領収証の日付・宛名・単価・数量等の確認 ③視察・研修にかかる行程表の交通費及び宿泊費等の確認	
埼玉県	八潮市	○					17	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③	④			無						可	④				有	④							収支報告書の提出があった際に、領収書や添付書類などを含め、提出者と一緒に内容を確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
埼玉県	富士見市				○	会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	4月末日まで	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書がない場合や、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・支払証書	可	①	④				無							可	①	④			有	④	⑤						正副議長	４月に会派から提出された前年度分の収支報告書を議長決裁にて検査を実施（④⑤）	収支報告書は議長決裁後、市長に写しを送付している。
埼玉県	三郷市			○		会派又は議員の選択制	30	①前払い		⑤その他	４月、9月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書、証拠書類、会計帳簿	可	④					有	①	③					可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
埼玉県	蓮田市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③	④			有	④			議会報告等の印刷物		可	③	④			有	④	⑤						監査委員	・議員から収支報告書及び領収書を議会事務局に提出させ、事前検査を実施（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、決算審査時に監査委員による検査を実施（⑤）	
埼玉県	坂戸市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の原本及び出納簿の写し	可	①	③	④			有	①	③					可	①	③	④		有	④								「坂戸市議会政務活動費の交付に関する条例」、「坂戸市議会政務活動費の交付に関する規則」及び「坂戸市議会政務活動費に関する細目」に照らし、適正な支出であるかの確認を行っている。	平成29年度分の政務活動費からは、ホームページ上で収支報告書、出納簿、領収書（レシートを含む。）、視察等実施報告書を公開している。
埼玉県	幸手市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	原則全ての支出に係る領収書	可	④					有	①	②	③				可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	鶴ヶ島市	○					10	①前払い		④１年	申請のあった月の翌月の20日に交付	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	④			有	①	③					可	④				有	③	④						会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③及び④）	政務活動費で先進地調査を行ったときは、先進地調査成果報告書を議長に提出し、その写しを全ての議員に配付するものとしている。
埼玉県	日高市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・切符代等領収書を取得できなかった交通費については、経路及び金額のわかる資料（利用履歴明細等）	可	①	②	③	④		無							可	②	③	④		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	吉川市	○					20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④					無							否					有	③							政務活動費内部監査委員会（各会派から選出された議員6人）		・収支報告書及び領収書を議長に提出後、内部監査委員による監査を実施 ・6月定例会に報告後、HPに掲載	交付の対象の会派には、所属議員が1人の場合も含む。
埼玉県	ふじみ野市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、運賃等領収書の添付が困難なものについては、別様式により報告する。 研修・視察に関しては任意の様式による報告書を提出する。	可	①	④			有				④	政務活動費実績報告書として、報告を義務付けている。	可	①			④	無										
埼玉県	白岡市	○					10	①前払い		③半年	4，10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					有	①	③	④		研修等、要請・陳情活動の報告	可	④				有	④								年度末に収支報告書及び領収書を事務局が預かり検査し、その後に議長へ提出	
埼玉県	伊奈町	○					7	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					無							否					有	④								・収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者に提出させ、ＨＰ掲載前に検査し、不適切な支出については助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
埼玉県	三芳町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②				有	①	②				可	①	②			有	⑤								議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	滑川町			○			3	①前払い		④１年	4月中	無		5	④				有	制限なし	領収書等の写し	可	④					無					否					有	④									収支報告書と領収書類の金額に相違がないか確認。	視察及び研修の内容がわかる書類を提出をしている。
埼玉県	嵐山町			○			2.5	②精算払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全て	可	①	②				無					可	①	②			有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	小川町				○	会派又は議員の選択制	5	①前払い		④１年	4月中に支払い	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	③				無					否					有	④								議長	収支報告書及び添付書類を必要に応じて調査を行う。	
埼玉県	川島町		○				5	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④					無										有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行っている。	
埼玉県	鳩山町		○				3	①前払い		③半年	特に決まりはな	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					無					否					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	ときがわ町			○			3	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	③				有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面（やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による） 視察・研修会・議会報告会等を実施または参加した場合は、活動記録票を添付	可	③					有	①	②	③	④	陳情活動等報告書の提出	可	③				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施	
埼玉県	美里町		○				6	①前払い		④１年	5月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①					有	①					可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	簡易的な使途に係るガイドラインを作成している。
埼玉県	神川町		○				6	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④					無					可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	上里町		○				6	②精算払い		④１年	年度末	無		5	③	④			有	全て	領収書	可	③	④				無					否					有	④									所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議議会事務局に提出させ、確認後精算払い	
埼玉県	杉戸町			○			10	②精算払い		⑤その他	精算時	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②				有	①	③				可	①	②			有	④									・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派代表に提出させ、確認後、精算払い。	
埼玉県	松伏町	○					10	①前払い		③半年	4、10月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④					有	①	②				可	①				有	③	④	⑤				会派代表者、会派の経理責任者等	議長	収支報告書及び領収書を議会事務局で検査し、議長に提出	
計	53団体	24団体	13団体	10団体	6団体			① 49 件 ② 3 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 2 件 ③ 20 件 ④ 29 件 ⑤ 2 件		3団体			①41 ②18	③16 ④29	53団体		53団体	①27 ②16	③14 ④33	35団体	①32 ②16	③22 ④14		43団体	①23 ②16	③11 ④22	48団体	①2 ②1	③6 ④43	⑤8									

都道府県名	市町村名	交付の対象：会派のみ	交付の対象：議員のみ	交付の対象：会派及び議員	交付の対象：その他	その他：内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等：交付方法	交付方法等：その他の内容	交付方法等：交付時期	②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
千葉県	千葉市			○			300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 １　調査研究費 （１）視察　活動記録票（２）調査委託　活動記録票・調査結果報告書等の成果品 ２　研修費 （１）研修会の開催　活動記録票・作成資料等の成果品（２）研修会の参加　活動記録票・開催案内文等 ３　広報費 （１）広報紙・ホームページの作成等　広報紙等の成果品、ホームページの新規作成、更新内容がわかるもの（２）市政に関する報告会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 ４　広聴費 （１）アンケートの実施　活動記録票・作成したアンケート用紙の成果品 （２）広聴会、住民相談会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 ５　要請・陳情活動費 （１）活動記録票 ６　会議費 （１）会議等の開催　活動記録票・作成資料等の成果品（２）会議等の参加　活動記録票・開催案内文等（日程、参加費が分かるもの）（３）姉妹友好都市交流　活動記録票・内容が分かるもの（招待状等、行程・参加者・参加費等） ７　資料作成費＜予算要望書の作成＞ （１）予算要望書 ８　資料購入費＜新聞購読料＞ （１）自宅で購読する新聞１紙目の領収書 ９　人件費 （１）職員雇用台帳 １０事務・事務所費＜事務所の賃借＞ （１）事務所台帳	可	③				無											有	④	⑤							市長部局	・四半期ごとに収支報告書及び添付書類・支出内容について確認し、助言を行う。（④） ・議長から市長に提出された収支報告書等を検査し、支出内容について確認を行う。（⑤）	（収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無について） 概要をまとめた活動記録票と詳細を記録した視察報告書等を別個のものとしており、活動記録票の添付は義務付けているが、視察報告書等の添付は義務付けていない。
千葉県	銚子市	○					15	③その他	会派に概算払い	③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての収支に係る領収書 ・領収書が添付できない場合は、支出証明書による ・視察等出張をした場合は、出張概要報告書を添付	可	①	③			有	①	③				可	①	③			有	④									・所属議員からの精算払い精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認	
千葉県	市川市				○	会派又は議員の選択制	80	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①				有	①	②	③			可	①				有	②	④					市長			収支報告書及び添付書類を検査し、不備や使途基準に合致しないものについて、確認、指導、助言等実施	・収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付け等について、政務活動費の運用手引において定めている。
千葉県	船橋市				○	会派又は議員	80	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	①	②	③	④	無						否					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の体裁が整っていないものについて、助言等実施。	
千葉県	館山市	○					8	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			有	①	③				否					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	木更津市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①			④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可				④	有	①		③			可				④	無											
千葉県	松戸市			○			50	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、調査研究費及び研修費に係る交通費は旅費精算書、通信交通費は支払明細書兼証明書、領収書を徴することができない場合は、支払証明書。	可	①	②			有	①	②	③			可		②			有				④	⑤				会派の経理責任者及び無所属議員	議会事務局にて収支報告書等の内容を確認後、議員相互で収支内容を精査し、各会派議員等で構成されている経理責任者等会議で、支出の使途等についての妥当性を協議。	※海外視察については、現在自粛中である。
千葉県	野田市	○					23	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができないときは、支払証明書）	可	①				有	①	③	④		会議等報告書	可	①				有	④									・収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	茂原市	○					14	①前払い		⑤その他	4月	無		3	④				有	全て	・すべての支出に係る領収書	可	④				有	①	③				可	④				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体											備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
						内容																																											
千葉県	成田市	○					60	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	①	②				可	①	②	③	④	有	④									・収支報告書及び添付書類について、当市で定める取扱基準と照らし合せ、確認している。（④）	・政務活動費取扱基準において、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けしている。
千葉県	佐倉市			○			40	①前払い		④１年	6月	有	佐倉市特別職報酬等審議会	5	①	②		④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由※①により領収書を徴することができないときは、会派代表者発行の支払証明書 ・備品購入の際は、備品管理カード ・備品を廃棄する際は、備品移動届 ・視察、研修会に参加した場合は、視察報告書、研修会報告書 ・広報成果物	可	①	②		④	有	①		③	④	出張報告書	可	①	②		④	有				④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	※①申し合わせにより、やむを得ない理由は、公共交通機関を利用した場合が対象となっており、領収書の紛失等は認めていない。 ※②特例条例により令和3年度の議員一人当たりの交付月額は30千円となっている。
千葉県	東金市				○	会派（所属議員1人の場合を含む）	14	③その他	半年ごとに交付し、年度終了後、残額を返還	③半年	5, 10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②				無						可	④				有	④									実施計画書提出の際に内容を精査し、実施後、再度報告書にて支出内容及び領収書の検査を実施	
千葉県	旭市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類（領収書の原本）	可	①	④			有	①	③	④		研修開催通知、視察行程表	可	④				有	④									・収支報告書の内容について各議員から明確な説明を受け、領収書の内容及び金額等の確認を行っている。（④）	
千葉県	習志野市	○					30	①前払い		③半年	4, 10月（改選の年のみ4, 5, 10月）	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費等、支出金額の確認がとれる場合には、会派代表者の証明による「支払証明書」を領収書の代わりに添付	可	①	②	④		有	①	②	③			可	②	④			有	③	④						会派の経理責任者		・所属議員の政務活動費の支出にあたっては、会派の経理責任者が、請求書等により請求内容の確認を行う。（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	柏市			○			・会派所属議員（80/月） ・会派に所属していない議員（50/月）	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③		有	①	②	③			可	①	②	③		有	④									・収支報告書及び領収書等を議長に提出後，議会事務局において検査を実施。場合により必要な指導，助言を行い，金額確定後，戻入を行う。	会派所属議員は，会派分と個人分を合わせて月8万円。会派と個人の割合は各会派で決定して申請する。
千葉県	勝浦市	○					10	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④				無											有	④									領収書等添付書類の審査	
千葉県	市原市	○					90	①前払い		③半年	４月・１０月	無		5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報誌については成果物 ・委託の場合は選定理由や契約書	可	①	③	④		有	①	②	③	④	出張届・出張報告書・使用自家用車届・燃料費集計表・使用電話届・通信費集計表・政務活動補助職員雇用届・事務所設置届・支出票	可	③	④			有	③	④						会派の経理責任者・会派代表者		・所属議員からの領収書等を経理責任者と代表者が確認。 ・議会事務局で領収書等の不備がないか確認。	
千葉県	流山市				○	会派又は会派に属さない議員	40	①前払い		④１年	4月（ただし、改選の年は６月）	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①		③			可	①	②			有				④						半期に中間確認として、半期分の収支報告書及び添付書類を提出してもらい、事務局で検査を実施している。年度末に最終の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、助言等実施している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千／円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
千葉県	八千代市	○					40	①前払い		③半年	4月，10月	有	八千代市特別職職員議員報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書。やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は，会派代表者発行の支払証明書を添付。ただし，路線バス等領収書を徴することが困難な旅費については，会派出張旅費等内訳を添付。 ・その他，領収書に加えて，業者発行の明細（納品書等）などの書類を，支出の性質に応じ添付。	可	①	②			有	①	②	③		可	②				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し，不適切な支出について指導，助言等実施。	
千葉県	我孫子市		○				25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は，これに代わる書面）	可	①	②			有	①		③		可	①	②			有				④					事務局職員全員で内容を精査する。	
千葉県	鴨川市	○					10	①前払い		④１年	４月～５月	無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①				無					否					有	④								各会派からの精算時に提出される収支報告書等について，形式審査を実施する。	
千葉県	鎌ケ谷市	○					20	①前払い		④１年	４月	有	鎌ケ谷市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・電車・バス等を利用した場合で領収書を徴することが一般的でないときは不要とする。 但し、支出明細書に利用路線、区間等を明記する。	可	①	②	④		無					可	④				有	④								・収支報告書及び添付資料を検査し、必要に応じて聞き取りなどを実施している	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、議長への提出を義務付けている。 「添付の義務付けの内容」 ①国内視察報告書 ②研修報告書 （根拠）鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領
千葉県	君津市	○					20	①前払い		④１年	4月	有	君津市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・活動内容の報告書（研修会開催通知や会議資料、視察報告書など）	可	①	②	④		有	①	④			講習会参加報告書	可	①	②	④		有	④								・領収書等を議長に提出させ、事務局で確認	
千葉県	富津市			○			30	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・政務活動費の支出の証拠書として、必ず領収書を徴しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者や無会派の議員が発行する「支払証明書」をもって代えるものとする。 ・調査研究費における活動内容の報告書	可	①	②			有	①	②				可	②				無										
千葉県	浦安市				○	会派又は議員	30	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書、又は支払証明書	可	①	②	④		有	①	②	③	④	議長が認めた研修・視察等	可	①	②	④		有	④								事務局職員による確認を行っている	
千葉県	四街道市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	④			無						可	④				有	③	④					会派の経理責任者		・収支報告書作成時に、各会派内において適切な支出であるかを検査（③） ・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、事務局にて内容の確認を実施（④）	
千葉県	袖ケ浦市	○					20	①前払い		④１年	4月	有	袖ケ浦市特別職報酬等審議会	10	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③	④	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査	
千葉県	八街市	○				１人会派を含む	25	①前払い		④１年	4月	無		5	①			④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②		④	有	①	②				可	①			④	有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
千葉県	印西市	○					30	①前払い	毎年度、４月１日現在における会派の所属議員数に年額360千円を乗じて得た額を交付。	④１年	当該年度の４月３０日までに交付。	無		5	① ② ③ ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	④									条例、規則、政務活動費マニュアルに基づき、事務局職員が検査。疑義がある場合は、会派責任者に確認している	
千葉県	白井市		○				30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	① ② ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報費に係る発行物を添付し、発行枚数を記載する。 ・広聴費に係る住民アンケートを行う場合は、紙代と郵送代の領収書、アンケート用紙の写しを添付する。	可	①	②	④		無													有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
千葉県	富里市		○				10	①前払い		④１年	4月下旬又は5月上旬	無		5	③	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③				有	①	③	④	・広聴会 ・意見交換会 ・要請、陳情活動 ・会議	可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類等を確認し、書類の不備や不適正な支出がないか確認等を行っている。	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを条例に規定している。
千葉県	南房総市			○			10	①前払い		④１年	５月	無		5	①	有	全て	領収書又はそれに準ずる書類	可	④				無					否					有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導し、精算を行う。	
千葉県	匝瑳市		○				13	①前払い		④１年	4月	無		5	③	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				無											有	④									議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	香取市			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5	① ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書を徴することができない場合は、支払証明書をもって代えることができる）	可	④				無											有	④									・会派の経理責任者からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い	
千葉県	山武市			○			15	③その他	会派等に前払い後、年度末に精算払い	④１年	会派等からの請求	有	特別職報酬等審議会	5	① ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			無					否					無											
千葉県	いすみ市				○	会派又は議員の選択制	4	②精算払い		④１年	年度当初	無		5	②	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②			可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指摘し再提出を実施 ・収支報告書及び領収書を議長及び市長へ提出(写し)（④）	
千葉県	大網白里市				○	会派又は会派に属さない議員	4	②精算払い		④１年	翌年度4月	無		5	① ④	有	全て	領収書その他の証拠書類の写し	可	①	④			無					否					有	④									実績報告書、領収書その他の証拠書類の確認	
千葉県	芝山町	○					6	②精算払い		④１年	５月	有	芝山町特別職報酬等審議会	5	④	有	全て	全ての支出にかかる領収書	可	④				有	①	②	③		可	④				有	③	④	⑤				会派の会長、経理責任者	議長、町担当部署	・収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適正な支出があれば指導、助言等実施（③④⑤）	
千葉県	横芝光町			○			20	①前払い		④１年	４月	無		5	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付する書類がある場合には、その具体的な証拠書類）	可	④				有	①	②	③		可	④				有	④									・収支報告書、領収書及び添付書類等を検査	
千葉県	一宮町			○			1	①前払い		④１年	5月	無		5	④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無											有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	睦沢町		○				3	①前払い		④１年	5月	無		5	③	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		②	③		無					否					有	④	⑤						町部局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	長生村		○				3	①前払い		④１年	４月	無		5	④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無					可	④				有	④									収支報告書を領収書等で確認する	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否	収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
千葉県	白子町			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無					否					有	④								収支報告書及び領収書を議長に提出後、書記による検査を実施	
千葉県	長柄町		○				5	②精算払い		④１年	4月	無		5	①	②	③	④	無			否					無										有	④								議員からの精算払い申請時に収支報告書及び添付書類の確認	
千葉県	長南町		○				48	①前払い		④１年	4月	無		5	④				無			否					無										有	④								収支報告書を領収書等で確認	収支報告書への領収書の添付は、規定上義務付けはないが、運用上、全額領収書を添付している
千葉県	大多喜町			○			7000	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無					否					有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	御宿町			○			4	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無					否					有	④								収支報告書、領収書その他の支出を証すべき書類について、必要に応じて調査	
計	47団体	17団体	9団体	13団体	8団体			① 40 件 ② 4 件 ③ 3 件		① 0 件 ② 3 件 ③ 8 件 ④ 35 件 ⑤ 1 件		7団体			①32 ②18 ③12 ④29		45団体			45団体	①26 ②18 ③11 ④29		26団体	①26 ②15 ③21 ④9			29団体	①12 ②12 ③7 ④18	44団体	①0 ②1 ③4 ④44 ⑤3								
東京都	八王子市	○					60	③その他	会派に前払い	③半年	4月・10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				無					可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を確認し、不明確な支出について指し示す	
東京都	立川市			○			50	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	②	③	④	会議の開催 市政報告会等	可	①	②	④		有	④	⑤					会計課	会派の経理責任者に収支報告書、領収書等を提出させ、議会事務局及び会計課にて確認し、助言等実施。その後、精算払い。	
東京都	武蔵野市		○				40	①前払い		③半年	4月、10月	無		5年	①	②			有	全て	領収書ただし書きの補足説明が必要な場合は請求書等を添付	可	②				有	①	②				可	②				有	④	⑤					総務部	全ての提出書類について、議会事務局で一次審査をし、総務課で二次審査を行う。	「②議会図書館、事務局等に常備」では、市政資料コーナーにて市民に公開している。（閲覧許可不要）
東京都	三鷹市	○					27【注１】	①前払い		③半年	③半年（4月、10月）	無		5	①	②			有	全て	・全ての領収書（公共交通機関利用については旅費報告書への記載で可とする）	可	①	②			有	①	②	④		【注２】	可	①	②			有	③	④					会派の代表者、経理責任者	③三鷹市議会政務活動費取扱い要領に基づき、会派の代表者、経理責任者が、支出の適否について判断し、実績報告書を作成する。 ④会派の代表者より提出を受けた実績報告書を確認する。	【注１】ただし、令和３年度は15。【注２】④その他（政務活動費支出整理簿、政務活動費旅費報告書及び関係書類[a 会派が研究会・研修会を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 b 会派の所属議員が研究会・研修会に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等 c 資料の作成を行ったときは、作成した資料 d 広報の発行を行ったときは、発行した広報 e 報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等 f 要望、意見聴取の会議を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 g アルバイトを雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日、雇用期間等を記載した雇用台帳 h 前各号に掲げるもののほか政務活動費の支出に係る関係資料]）。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）								収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無										収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可								添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可										添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	青梅市		○				30	①前払い		③半年	4、10月	有	青梅市特別職報酬等審議会	5	①	③				有	全て	全ての支出にかかる領収書等（鉄道運賃等の領収書を徴することができない場合を除く。）の証拠書類の原本	可	③					無						可	③					有	④									①担当者による検査 ②係長、次長、事務局長による検査 ③修正等が必要な場合は議員へ確認 ④議長の決裁を受けて交付額を確定	
東京都	府中市				○	会派又は会派に属さない議員	45	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②				有	全て	領収書を徴収できない支出の場合や、やむを得ない事由により領収書を紛失した場合は「支払証明書」を作成し添付すること。	可	①	②				有	①	②				可	①	②				無											
東京都	昭島市				○	会派又は議員	20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②					有	①	②				可	②					有	④									・収支報告書及び領収書並びに添付書類を検査し、適切に支出が行われているか確認 ・収支報告書及び添付書類の検算（④）	公共交通機関（電車・バス）の領収書については、添付を義務付けていない
東京都	調布市	○					25	①前払い		③半年	４月，10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②				有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし領収書を徴し得ないものは，これに代わる書類	可	①	②				無						可	②					有	④									・収支報告書及び領収書等は会派の経理責任者から議長に提出された後，議会事務局が検査を実施 ・視察及び研修報告書は報告者から議長に提出された後，議会事務局が検査を実施	
東京都	町田市	○					60	①前払い		③半年	4月、10月	有	町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会	5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・領収書等を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書又は交通費支払証明書	可	①	②				有	①	②	③	④	調査研究委託報告書、会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付する、資料作成委託報告書、広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。	可	②				有	③	④							各会派の経理責任者、会派代表者		提出前③不明 提出後④形式審査	
東京都	小金井市	○					30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②				有	①		③			可				④	有			④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	小平市	○					30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に代わる書類（受領書、振込受領書等） ・広報等の完成品	可	①	②	④			有	①	②	③			可	①	②				無										・収支報告書、領収書等は平成25年度分よりHPでの公開を開始。 ・活動報告書等は平成28年度分より収支報告書への添付が義務化。
東京都	日野市	○					45	①前払い		③半年	４月、１０月	有	日野市特別職報酬等審議会	3	③					有	全て	・全ての支出に係る領収書。 ・領収書の発行が困難な場合は、会派代表者の支払証明書を添付。 ・広報費は配布物を添付。	可	③					無					・義務付けではないが、全ての会派において、任意で添付されている。	可	③					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局内で検査を行い、その後、議長決裁を経て、市長へ報告。	
東京都	東村山市			○			13	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修研究費：参加費等が明記されているもの。研修会の資料 調査旅費：視察概要、成果等が分かる報告書 資料作成費：外注の場合は見本を一部 広報費：作成したチラシ等	可	①	②				有	①	②					①	②				有	④									・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらう。その後、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行い、額を確定させる。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否								収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	国分寺市		○				20	①前払い		④１年	５月	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					有	①	③				可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出が無いか確認している。	・10月に中間報告をお願いし，収支報告書及び添付書類を検査を行っている。
東京都	国立市	○					10	①前払い		④１年	５月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに類する証拠書類	可	①	④				有	①	②	③			可	①	②	④		有	③	④						会派の会計管理者が収支報告書等を作成、支出内容の確認を行う		・会派より提出された収支報告書等の内容の確認を行う ・会派が収支報告書等を作成する際、助言・情報提供等を行う	
東京都	福生市	○					20	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②		④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されないものについては、それに代わる内容がわかるもの ・会計帳簿	可		②		④		有	①	②	③			可		②		④		有				④	⑤				監査委員	④収支報告書及び領収書等添付書類を議長に提出前に検査 ⑤定期監査時に収支報告書及び領収書等添付書類を検査	
東京都	狛江市	○					25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・口座引き落としの場合は通帳の写しやATMでの明細。クレジットカードの場合は明細がわかるものなど。	可	④					有	①	③				可	④					有	④	⑤				担当職員			市監査事務局	④収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施　④市監査事務局より、毎年、財政援助団体の補助金として、当該年度決算審査の為、資料要求され、決算審査を実施している。	
東京都	東大和市	○					11	③その他	当該年度分を一括して前払い（概算払い）し、政務活動費の額を確定後、精算を行う	④１年	５月頃	無		5	④				有	全て	・領収書（ただし、領収書を徴することができない場合は、会派代表者による支払証明書に代えることが可） ・振込み金受領証	可	④					有	④				・政務活動費実施届 ・政務活動費実施報告書	可	④					有	④									・提出された報告書等について、不備がないかを担当職員が確認した後、議長までの決裁としている	
東京都	清瀬市	○					10	①前払い		④１年	各年度の最初の月（清瀬市議会政務活動費の交付に関する条例第３条第３項） 新規の会派結成の場合は都度公布	無		5	①			④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①			④		無						可	①	④				有	②	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（②） ・収支報告書及び領収書を議長に提出するにあたり議会事務局職員による検査を実施（④）	
東京都	東久留米市	○					8	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書が発行されない場合に添付すべき書類	可	②	③	④			有	①	②	③	④		可	②	③	④			有	④									・収支報告書、収入支出整理簿、領収書、添付資料について金額や内容を確認	
東京都	武蔵村山市	○					10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②				有	①	②	③			可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	多摩市	○					26	①前払い		④１年	4月	有	多摩市使用料及び補助金等検討審査委員会	10	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができないものについては、支出決定者の支払証明書を添付する	可	②	④				有	①	③				可	②	④				有	③	④							会派の経理責任者、会派代表	会派から提出された収支報告書及び付属書類を議会事務局職員（担当→係長→次長→局長）が内容確認・審査をする。内容について疑義等があった場合には確認後、補正要求等を行う。	
東京都	稲城市	○					25	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類（レシート、ＡＴＭ利用明細書、郵便局払込票兼領収書、支払証明書）	可	①	②				有	④				会派出張実施申込書、会派出張実施届出書、会派出張終了報告書、会派出張会計報告	可	①	②				有	④									各会派の経理担当者から出された収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、全件議会事務局による確認を行っている。不適切な支出については、認めていない。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体											備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書②海外視察報告書③研修報告書④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）①第三者（個人）②第三者機関③会派④議会事務局⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	羽村市	○					15	①前払い		④１年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③				可	②				有	④									使途や領収書宛名、件名等を複眼的に確認	
東京都	あきる野市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書（振込手数料など、経費の性質上、領収書がない場合は、その金額が記載された明細書など）	可	①	③			有	①	②	③			可	①	③			有	④									・議長提出前に収支報告書及び添付書類をチェックし、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	西東京市	○					20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③		議長に届出をしている視察の報告書	可	①	②			有			③					会派の経理責任者、会派代表者等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
東京都	瑞穂町		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	③				可	①	②	④		有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
東京都	日の出町	○					5	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	④				調査研究活動報告書	可	①	②			無											交付金額は年間6万円
東京都	檜原村			○			3	①前払い		⑤その他	5月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	④				会議、陳情活動等報告書	可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	奥多摩町	○					5	①前払い		④１年	4月	無		5	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書・調査研究費における活動内容の報告書	可	②	④			有	①	②	③			可	②	④			有	⑤								議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	大島町		○				6	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				無											有	⑤								議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	議員への交付額は、年間8万円、月額計算で約6,666円
計	31団体	21団体	5団体	3団体	2団体			① 29 件 ② 0 件 ③ 2 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 9 件 ④ 21 件 ⑤ 0 件		7団体			① 26	② 23	③ 4	④ 14	31団体			31団体	① 15	② 20	③ 4	④ 15	25団体	① 21	② 15	③ 16	④ 8		29団体	① 12	② 20	③ 4	④ 14	28団体	① 0	② 1	③ 5	④ 25	⑤ 5						
東京都	千代田区	○					15	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	有	政務活動費交付額等審査会	5	①			④	有	全て	・全ての支出に係る領収書・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				④	無											有			③	④				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員の申告内容及び領収書を会派の経理責任者が確認の上、会派としての収支報告書を作成し、提出する（③）	
東京都	中央区			○			130	前払い		③半年	4,10月	有	別職報酬等審	5	①			④	有	全て	全ての支出に係る領収書の原本	有				④	有	①	②	③			可				④	有				④						収支報告書と領収書の金額を確認	
東京都	港区	○					150	①前払い		①毎月		有	港区特別職報酬等審議会	5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書及びその他添付書類・パスモ、スイカ等プリペイドカードの場合、利用実績の明細・広報誌等印刷物は、その成果物・臨時職員等賃金の場合は、雇用報告書、日報等・視察、調査の場合は報告書等	可	④				有	①	④			広報誌等などの作成は成果物	可	④				有	④									・全領収書、活動報告書、その他証拠書類の原本確認。・収支報告書との照合	
東京都	新宿区	○					150	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・すべての支出に係る領収書・カード払いなど領収書の添付が不可能な場合は会派代表者の支出証明を添付	可	④				有	①	④			交通費、宿泊費、キャンセル料など全ての支出に係る領収書	可	④				有	③	④						会派経理責任者が会派所属議員から提出された領収書等を確認・検査		収支報告書及び添付書類を検査し、使途基準に沿った適正な支出がされているか確認、助言等実施（④）	※収支報告書の内容についてまとめた資料（会派・支出項目別の使用金額等）をHPに掲載している※「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について、規則等での義務付けはないが、事務処理上義務付けている。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	文京区			○			140	①前払い		①毎月		無		5	④				有	全て	・全ての支出について、領収書その他の支出の事実を明らかにする書類	可	④				有	①	②				可	④				無											収支報告書等の検査主体について検査は実施していないが、議会事務局が、留意事項及びマニュアルに則った作成がされているかどうかを確認し、不備がある場合には指摘をしている。
東京都	台東区	○					125	①前払い		③半年	4,10月	有	第三者機関の名称はなし。学識経験者等の意見を求めるものとする。	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書、受領書、振込金受領書、社会通念上領収書と認められるもの ・内容により、会派経理責任者発行の支払証明書	可	④				有	①	②	③	④	研修会、講演会等	可	④				有	③	④				会派経理責任者				・所属議員から精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・事務局職員により書類の不備・漏れ等の確認（④）	
東京都	墨田区	○					140	①前払い		③半年	４月、１０月	有	等及び政務活	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書に加え、添付すべき書類がある場合（原本の添付）	可	①	②			有	①	③	④		・会議費実績報告書 ・調査研究等における成果物等調査報告書	可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者			・政務活動費の運用指針に基づき内容の確認（③） ・政務活動費の運用指針に基づき政務活動費の使途についての相談及び主に提出書類の体裁の確認（④）	
東京都	江東区	○					200	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	別職報酬等審	5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察・調査に係る報告書又はそれに類する報告書、資料等 ・契約書 ・成果物 ・研修内容及び実績が確認できる書類 ・案内状等 ・利用明細書 ・雇用台帳（写）	可	④				有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書、会議報告書	可	④				有	③	④					会派の経理責任者			・各会派により異なる（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について指摘、助言等を実施（④）	
東京都	品川区			○			190	①前払い		②四半期		無		5	①	②		④	有	全て	領収書等の証拠書類	可	④				有	①	②	③			可	④				無	④									収支報告書及び添付書類の検査・確認	
東京都	目黒区				○	会派又は議員の選択制	140	①前払い		③半年	４，１０月	有	目黒区政務調査費の交付に関する条例及び使途基準等に関する調査委員	5	①	②			有	全て	・領収書等の証拠書類の原本 ・会計帳簿、支出内訳 ・領収書を徴することができない場合は、その理由を付した上で「支払証明書」「クレジットカード利用明細」「通帳の写し」などの内容を証明できる資料 ・電子マネー（パスモ等）により支出した交通費は利用履歴	可	①	②	④		有	①	②	③	④	・３万円以上の支出（調査研究費及び研修費）は報告書 ・研修参加費用はその内容がわかる資料 ・印刷経費はその成果物 ・委託内容の分かる契約書の写し等 ・事務所費は契約書の写しその他事務所として使用していることを証する資料（写真及び図面、面積や電話番号等を記載した資料等）	可	④				有	④									事務局職員が条例・申合せ事項等と照らし合わせ、点検する。	領収書等のＨＰ公開は令和２年度交付分から開始予定
東京都	大田区	○					230	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	議会運営委員会において、各会派からの推薦のあった参考人（５人）から意見を聴取	5	④				有	全て	・領収書等の証拠書類	可	④				有	①	②				可	④				有	②									会派からの提出書類について、必要に応じて、意見・助言をもらう。	・条例で定める収支報告書はHPで公開していないが、各会派ごとの収支一覧はHPに公開している。 ・条例の他、申合せ（ガイドライン）に基づき処理を行っている。
東京都	世田谷区				○	会派又は議員	240	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	世田谷区特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・政務活動費会計帳簿 ・領収書その他の証拠書類は、収支報告書、会計帳簿とともに区議会ホームページに掲載し公表している。	可	①	④			有	④				視察に関しては、その内容や成果等について区民へ説明責任を果たすとされ、政務活動費会計帳簿に内容（日程、行き先、経費、目的等）を明記している。	可	①	④			有	④									・政務活動費収支報告書及び会計帳簿については、区議会事務局職員が内容の確認をしている。 ・領収書その他の証拠書類については、ホームページに公表するため、事務局職員が形式的に確認している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）									収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無										収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	渋谷区	○				会派は、議員一人で構成される場合を含む。	200	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	調査費検討委	5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書等原本	可	③				有	①	②				可	③				有	④						議会事務局政務活動費担当職員等		・収支報告書及び添付書類について形式的審査を行う。	
東京都	中野区	○					150	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	②					可	④				無										
東京都	杉並区				○	会派又は議員の選択制	160	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	別職報酬等審	5	①	②			有	全て	・出納簿、区政報告書(原本)、視察報告書等② ・全ての支出に係る領収書④ ・補助職員勤務報告書、備品台帳（写）等④ *末尾の数字:公開方法	可	②	④			有	①	②	③			可	②				有	②								政務活動費の使途や執行に関する事項について調査等を行い議長に報告	合に添付義務あり
東京都	豊島区	○					150	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	有	別職報酬等審	5	①				有	全て	領収書等の証拠書類の原本及び会計帳簿の写し	可	①				有	④			管外視察報告書		可	①				有	③	④	⑤				会派の経理責任者、会派代表者	区総務課	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③、④、⑤）	管外視察報告書は、「豊島区議会政務活動費取扱指針」に基づき作成、添付する。
東京都	北区				○	会派又は議員	150	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	北区特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書の原本 又は 支出証明書類（通帳のコピーやクレジットカードの明細など）	可	④				有	①	②	③			可	④				有	③	④					会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、議長調査を実施（④）。	
東京都	荒川区	○					80	①前払い		③半年	4,10月	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書(原本) ・領収書を徴し難い事情が客観的に明らかな場合は利用明細書や引き落とし口座の通帳の写し等	可	④				有	①	②				可	④				有	④								収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認する。	
東京都	板橋区				○	会派又は議員の選択制	180	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	東京都板橋区政務活動費審議会	5	①	②	④		有	全て	領収書 ・調査研究費 視察報告書、調査委託の契約書 ・研修費 プログラム等(内容のわかるもの) ・広報費 成果物（3万円以上）、業務委託の契約書 ・資料作成費 成果物（3万円以上） ・資料購入費 週刊誌の場合、政務活動に関する記事のコピー ・人件費 雇用契約書、委託契約書 ・事務所費 賃貸借契約書、備品台帳（5万円以上の備品購入時） ・事務費 通信料の明細、備品台帳（5万円以上の備品購入時）、切手・はがき購入（101枚以上一括購入）の受払簿、委託契約の契約書	可	④				有	①	②				可	④				有	④	⑤					監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	収支報告書の公開については、会計帳簿は①（HPに掲載）、その他証拠書類は④（情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可）、収支報告書は①及び②（区議会事務局に常備）による。
東京都	練馬区	○					210	①前払い		①毎月		無		3	④				有	全て	賃貸借契約書の写し	可	④				有	①	②	③		宿泊を伴うもの	可	④				有	③	④	⑤				会派による四半期ごとの点検	監査事務局による監査	添付書類の確認および支出内容と記載内容の検査	
東京都	足立区				○	会派又は議員の選択制	160	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	足立区特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	平成19年6月1日より、すべての支出に関して領収書等の証拠書類の添付を義務付け	可	①	④			有	①	②	③		宿泊を伴う政務活動を行ったとき	可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	葛飾区			○			180	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察報告書 ・政務活動費支払計算書 ・研修内容が確認できる資料 ・印刷物現物 ・雇用契約書 ・雇用補助職員等出退勤記録簿	可	①	④			有	①	②				可	①	④			有	③	④					各会派の経理責任者		・所属議員の収支報告書及び領収書を会派の経理責任者が検査（③） ・全会派及び議員から提出された収支報告書及び領収書を検査（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）		その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	江戸川区			○			200	②精算払い		②四半期	4月、7月、10月、1月	有	江戸川区政務活動費審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			有	①	②			可	①	④			有	④								領収書等の証拠書類過不足の確認。取扱基準に準じているかの確認。 収支報告書の金額と提出された領収書との整合性確認。	
計	23団体	12団体	0団体	5団体	6団体			① 21 件 ② 1 件 ③ 0 件		① 3 件 ② 15 件 ③ 5 件 ④ 0 件 ⑤ 0 件		18団体			①17 ②6 ③1 ④17	23団体			22団体	①7 ②3 ③1 ④20		22団体	①19 ②17 ③10 ④8		22団体	①6 ②2 ③1 ④18	20団体	①0 ②2 ③9 ④19 ⑤3									
神奈川県	横浜市			○	会派又は議員の選択制		550	①前払い		①毎月		無		5	③				有	全て	政務活動費支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを添付	可	③				無					否					有	③	④	⑤				会派の経理責任者	議員	・交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存しなければならない（③、⑤） ・収支報告書及び領収書等の写しについて、記載事項の不備がないか等の確認を行っている（④）	
神奈川県	川崎市			○	会派又は会派及び議員		450	①前払い		①毎月		無		5	①	②	③		有	全て	・領収書その他の支出を証明する書類 （領収書等） ・支出伝票一覧表 ・支出伝票 ・政務活動記録票 （・支払証明書）	可	②	③			有	④			会議、陳情活動等報告書 ※備考欄に追記あり	可	②	③			有	④								複数人体制での、支出関係書類（収支報告書、支出伝票、領収書等）の点検・確認作業	※支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合に、「政務活動記録票」を添付
神奈川県	相模原市			○	会派又は会派に所属しない議員		100	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	③	④		有	全て	領収書等の証拠書類その他議長が定める書類 ※詳細は「政務活動費マニュアル」に掲載 以下例 「研究研修・調査報告書」（研究研修費：研究会等を開催した場合や研究会等に参加した場合） 「研究研修・調査報告書」（視察を行った場合） 「契約書の写し及び成果品」（調査委託を行った場合）	可	①	③	④		有	①	②	③		可	①	③	④		有	③	④								③会派において、「相模原市議会政務活動費マニュアル」を基準として確認の上、支出書に代表者及び経理責任者の署名または押印をする。 ④議会局において、「相模原市議会政務活動費マニュアル」を基準とし、提出書類の内容に不備がないか形式的審査を行っている。	
神奈川県	横須賀市			○	原則議員だが会派全員の合意があれば会派		130	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出にかかる領収書 ・印刷物見本 ・携帯電話利用明細 ・市外日帰り研修、視察等の開催通知等証拠書類 ・雇用契約書写し	可	①	②			有	①	②			可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書、領収書、宿泊を伴う視察等報告書を市政情報コーナーに常備している
神奈川県	平塚市		○				50	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③		可	②				有	④								・条例や申し合わせ事項に基づき、提出された収支報告書等の検算や不備の確認をしている。	
神奈川県	鎌倉市			○	会派又は議員の選択制		50	①前払い		④１年	４月	有	刊職報酬等審議	5	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	②	③	④	調査研究、市政報告会、陳情活動、広聴会、会議の政務活動実施記録表等	可	②	④			有	④								複数人体制での、支出関係書類（収支報告書、支出伝票、領収書等）の点検・確認作業	・収支報告書への領収書、活動報告書等の添付について、運用マニュアルに基づき処理
神奈川県	藤沢市	○					80	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③		可	④				有	④	⑤						監査事務局（隔年）	前年度の交付に係る政務活動費について，毎年4月30日までに（解散時等は30日以内），収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、残金が生じた場合は返還する。	

都道府県名	市町村名	交付の対象 会派のみ	交付の対象 議員のみ	交付の対象 会派及び議員	交付の対象 その他	交付の対象 その他 内容	議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等 交付方法	交付方法等 その他の内容	交付方法等 交付時期	交付方法等 ②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
神奈川県	小田原市		○				65	①前払い		③半年	4、10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②				可	②				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	茅ヶ崎市	○					40	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書。(ただし交通費は添付なし。) また、行政視察等の場合は政務活動報告書、会場借上費の場合は内容のわかる報告書、印刷製本費の場合は成果物など、支出を明らかにする書類の添付を求めている。	可	①	②			有	①	③	④		議員の海外行政視察は平成１１年７月１２日に廃止 領収書、支払い明細書、口座引き落としは通帳写し、印刷物、書籍の表紙等	可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者		金額等の確認を担当書記が行う	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）
神奈川県	逗子市				○	議員又は会派	20	①前払い		④１年	４月末	無		5	①	④			有	全て	・領収書又はこれに準じる書類 ・出納簿	可	④				有	①	③	④		議会報告チラシ等	可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類の確認	
神奈川県	秦野市				○	会派又は会派に所属していない議員	35	①前払い		③半年	4,10月	有	団体の代表及	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計簿 ・広報費でチラシ作成や地域紙に記事を掲載した場合は、成果物を添付（写し可）	可	①	②			有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書	可		②			有			③	④				会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施 ３ヶ月に１度、議事政策課で政務活動費の支出内容を確認している。	視察報告書、研修報告書は、収支報告書への添付ではなく、別途、議会図書室で公開している。
神奈川県	厚木市				○	会派及び会派に属さない議員	60	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書、支払証明書（切符代や運賃等、領収書を徴することが困難な場合、紛失により再発行が困難な場合等）、出納帳、視察届、視察報告書、研修会等参加計画届、研修会等報告書、広報紙等印刷物の成果品、団体に対する年会費等を充当する場合は団体の概要が分かる資料	可	②	④			有	①	②	③			可	②	④			有	④									・複数の議会事務局担当職員によるチェック	
神奈川県	大和市				○	会派又は会派に所属しない議員	35	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書等証拠書類 ・旅費については、旅費計算書	可	①	②			有	①	②	③	④	集会形式の広聴活動を行った場合	可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者等		・会派によって違いがあり、所属議員からの領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払いとしている会派も有り。（③）	運用にあたっては、「大和市議会政務活動費の手引き」を定めている。
神奈川県	伊勢原市	○					20	①前払い		③半年	４月、１０月	有	別職報酬等審議	5	①	④			有	全て	原則全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	③				可	①	④			有	④	⑤							市長部局	領収書、会計帳簿等の確認（④） 議長から市長へ収支報告書の写しを送付後、必要があれば市長が執行状況等の調査を実施（⑤）	
神奈川県	海老名市	○					18	③その他	概算払い	③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①					可	①	②			有	④									用途の妥当性確認及び添付資料のチェック	
神奈川県	座間市				○	会派又は会派に属さない議員	17	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書で内容の確認が取れない場合は明細書	可	④				有	①					可	④				有	③	④						会派又は会派に属さない議員の自主検査		・収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備について確認を行う	
神奈川県	南足柄市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	５月	有	市特別職報酬等	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	③				可	①	②	④		有	③	④						会派の経理責任者及び会派代表		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に議会事務局による検査を実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容			
神奈川県	綾瀬市	○					13	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	④			有	全て	旅費以外は、全て領収書を添付（旅費は、計算書とする。ただし、新幹線、飛行機については領収書を添付） その他支出の事実を証する書類の写しを添付（市政報告書作成に係る成果物等） 研修及び視察を実施した場合は、報告書を提出	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容について、視察報告書については国内外で様式を分けていない。
神奈川県	葉山町			○			20	①前払い		⑤その他	通常：１年（４月）、改選年：その他（４・５月）	無		5	②				有	全て	・収支内訳書 ・全ての支出に係る領収書 ・その他議長が必要と認める書類 （研修会等の開催通知、広報紙等の成果物、報告会等の内容など支出内容がわかる書類等を添付すること。なお、交通費等、領収書を徴することができないものは、支払証明書を添付すること。）	可	②				有	①					可	①	②			有	④								・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、手引きに則り助言等（④）	収支報告書及び添付書類の閲覧に際しては、閲覧者に、住所・氏名・閲覧を希望する対象年度等を記入いただいている。
神奈川県	寒川町			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	全て添付（ただし公共交通機関を利用した場合は行程表記載のみで、領収書の添付は不要。	可	②				有	①	③				可	①	②			有	④								政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び添付書類等を精査・確認。	
神奈川県	大磯町			○			10	③その他	概算払い	④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	二宮町			○			8	③その他	概算払い	④１年	5月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・資料作成費における作成資料 ・資料購入費における新聞購読料は、第2紙目から対象となるため第1紙の領収書も必要 ・広報費における広報誌等 ・公聴費における公聴会開催通知等	可	②				有	③	④			活動報告を発行した場合は、発行した新聞などの報告書等	可	②				有	④								収支報告書及び添付書類の検査	
神奈川県	中井町			○			10	①前払い		④１年	5月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可	②				無						可	④				有	④								収支報告書及び領収書の内容、金額の確認	収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり
神奈川県	松田町			○			5	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無						可	①	④			有	④								・収支報告書及び領収書について、内容の突合や記入漏れがないかなど精査している。（④）	・活動報告書（視察研修報告書）については別途提出あり ・ＨＰには概要を掲載
神奈川県	箱根町			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	④			無						可	①	④			有	④	⑤						町長部局	・収支報告書と領収書を突合し整合性の確認及び記載漏れがないか等内容を検査している。④⑤	
神奈川県	愛川町				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		⑤その他	○通常：１年分（会派又は議員の請求時期によるが、概ね４月） ○改選年：７ヶ月分・５ヶ月分（それぞれ概ね４月・１１月）	無		5	②	④			有	全て	全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合にはその具体的な添付書類の内容	可	②	④			有	④				事業報告書	可	②	④			有	④								収支報告書等の記入誤りや数字の確認、添付書類の照合等を行っている	
計	26団体	5団体	2団体	7団体	12団体			① 23 件 ② 0 件 ③ 3 件		① 2 件 ② 1 件 ③ 11 件 ④ 10 件 ⑤ 2 件		4団体			①19 ②16 ③3 ④12	26団体		26団体	①8 ②17 ③3 ④12	22団体	①19 ②11 ③15 ④8		25団体	①11 ②16 ③2 ④13	26団体	①0 ②0 ③7 ④26 ⑤4								

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）					添付の義務付けの内容（複数選択可）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可）					検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
新潟県	新潟市				○	会派又は会派及び議員の選択制	150	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・視察（出張）報告書 ・実施報告書（市政報告会、研修会等） ・事務所台帳 ・政務活動費（事務所費）使用実績表 ・政務活動費（人件費）勤務実績表 ・印刷・委託業務等の成果物 ・リース契約，賃貸借契約等にかかる契約書 ・支出項目ごとに支出内容がわかる一覧表 ・その他，必要に応じて支出内訳が記載された資料等	可	①	③			有	①	②	③	④	・市政報告会等を開催した場合は、実施報告書 ・市外で陳情活動を行った場合は、視察（出張）報告書	可	①	③			有	③	④					会派代表者及び経理責任者		・会派分については、支出の都度、会派代表者及び経理責任者が確認（③） ※議員分については、議員個人の責任で議長に提出 ・左記の添付義務付け資料を四半期ごと及び収支報告書を議長に提出後、議会事務局が検査（④）	・左記「議員１人当たりの交付月額」について、会派に属さない議員は120千円/月
新潟県	長岡市	○					60	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費にあっては旅行命令書及び復命書	可	①	④			有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	①	④			有	③	④					会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
新潟県	三条市	○					30	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出の根拠となる契約書又は成果物があるときは、当該書類の原本又は写し等	可	②				有	①	②	③	④	報告会、相談会	可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類等の検査	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付については、基準（内規）に基づき処理している。
新潟県	柏崎市	○					30	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い。ただし、前払いの研修費・会議負担金等があった場合は、所属議員に事前に交付。	③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に明細がない場合は、請求書、請求明細書、納品書等	可	①	②			有	①	②	③	④	広聴会、要請・陳情活動、会議の報告書	可	①	②			有	②	③	④			会派内で審査する。取扱要領に基づく個別具体の取扱等について疑義が生じた場合は第三者機関を設置できる（弁護士、公認会計士又は学識経験者等）。	会派内で審査する。取扱要領に基づく個別具体の取扱等について疑義が生じた場合、会派内で協議を行うほか、会派間で協議する。必要な場合は、会派代表者会議で協議する。		【収支報告書】領収書等を所属議員から会派の経理責任者に提出させ、会派長が確認する。あわせて、書類等に不備や計算誤りがないか議会事務局で確認する。なお、政務活動費に残余がある場合は返還させる。 【活動報告書】所属議員から会派長に提出し、内容を確認。また、写しを議会事務局に提出させ、内容を確認後、所属議員に精算払い	『政務活動費の取扱要領』を定めて議員に配布し、事務手続を行っている。
新潟県	新発田市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における旅費附票及び出張報告書 ・資料購入費における資料購入目的記入用紙 ・政務活動の共同実施における政務活動合同実施届出書	可	④				有	①	③				可	④				無						
新潟県	小千谷市		○				8	③その他	前払い若しくは精算払いの選択	④１年	5月	無		10	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①					可	②				無						収支報告書等の検査は無であるが、必要に応じて議会事務局で助言している。
新潟県	加茂市	○					5	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				無						否					有	④	⑤		正副議長及び各派代表者	・議会事務局で審査した政務活動費実績報告書（収支報告書及び添付書類を含む）を政務活動費決算審査会で審査。場合に応じ助言等実施。	
新潟県	十日町市	○				交付申請を行った会派（所属議員が1人の場合を含む。）	13	①前払い		④１年	４月	無		5	②	④			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	②	④			有	①	②				可	②	④			有	④				・視察等の事業ごと、もしくは四半期ごとに会派から提出される支出伝票（領収書等を貼付）の使途や金額に誤りがないか確認。 ・交付年度の翌年４月末までに会派から提出される収支報告書の金額等を確認し、残額があれば精算。	議員１人当たりの交付額（年額）は150千円。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体											備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	その他 内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
新潟県	見附市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	４月	有	見附市特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	・領収書（原本）及び支出内容がわかる請求書 ・ＥＴＣカード使用時は使用証明書 ・電車、バス利用時に領収書を徴せなかったときには支払証明書	可	②	③			有	①	③				可	②	③			有	④									・収支報告書と領収書の照合 ・支出項目の適合性判断	
新潟県	村上市			○			5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③			可	①	③			有	⑤								議会運営委員会及び総務文教常任委員会の各正副委員長により構成される審査会	収支報告書及び領収書を議長に提出後、収支報告書を市長に提出する前に、左記の審査会による検査を実施	会派に所属しない議員が、他の会派が実施する調査研究・研修活動に参加する場合、当該議員に会派の政務無活動費を交付
新潟県	燕市				○	会派又は会派に所属しない議員	20	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	領収書又はこれに準じる書類	可	③	④			有	①					可	①				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
新潟県	糸魚川市				○	会派又は議員	15	①前払い		④１年	交付決定後	有	特別職報酬等審議会	5	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は、会派の代表者の支払証明書	可	②	③	④		有	①	③	④		議会報告（広報紙）	可	①	②	③	④	有	④									会派又は議員から提出された収支報告書及び添付書類の内容を確認する。	
新潟県	妙高市		○				15	②精算払い		④１年	翌年５月	有	妙高市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④									支出報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	・支出報告書は庁舎ホールで自由閲覧可 ・支出報告書への領収書、活動実績報告書の添付は「妙高市議会政務活動費の交付に関する条例」で規定している。
新潟県	五泉市		○				13	①前払い		④１年	４月	無		10	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無											有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	上越市			○			50	①前払い		③半年	4、10月	有	上越市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・原則として、全ての支出に関する領収書 ・調査研究活動（視察）報告書 ・研修会等の開催通知 ・広報、広聴用印刷物（広報紙、開催通知等） ・事務所の賃貸借契約の写し ・領収書の内容を補完する書面（請求書等）など	可	①	②			有	①	②	③			可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査	交付月額50,000円 ・議員37,500円 ・会派所属議員1人当たり12,500円
新潟県	阿賀野市				○	会派又は議員の選択制	15	①前払い		③半年	４月・１０月	有	阿賀野市特別職報酬審議会	5	①	④			有	全て	・全ての収支に係る領収書 （領収書の但し書きに支出内容・数量等の明確な記載がない場合は、収支内容の分かる請求書等を添付）	可	④				有	①	③	④		要請・陳情活動を行った場合に成果・所見を報告	可	④				有	④	⑤							議会改革推進特別委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	佐渡市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	５月	有	佐渡市特別職報酬等審議会	5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・交通費で領収書の添付ができない場合は、交通費支出記録簿の提出を求めている	可	②	③	④		有	①	②	④		要請・陳情活動報告書。市政報告会等を実施した場合は、実施日時間、会場等のわかる資料。	可	②	③	④		有	③	④						会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	魚沼市				○	会派又は議員の選択制	8	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③				有	①	②	③	④	研修会・会議開催報告、要請・陳情活動報告	可	③				有	④	⑤							監査委員	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④は議長提出前、⑤は議長提出後）	
新潟県	南魚沼市			○			17	①前払い		③半年	4,10月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・原則、内容の記載のある領収書を徴することとするが、徴することが難しい場合は、領収書添付用紙余白や支出伝票にその内容等を明記するか、内訳の確認できる明細書などを添付	可	②				有	①	③				可	①	②			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
新潟県	胎内市			○			10	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	②	④			有	①	②	③		可	②	④			有	⑤								政務活動費監査委員（副議長、会派代表1名の計2名）	個人及び各会派から提出された政務活動費収支報告書及び添付資料について監査を行う。不適切な支出については指導、助言等を行う。	
新潟県	聖籠町		○				10	①前払い		③半年	４,10月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	③	④	広聴、要請陳情等活動報告書、会議資料・報告書	可	③				有	④									収支報告書及び領収書を議長宛に提出後、事務局職員により検査を実施。	
新潟県	弥彦村		○				5	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	③	④		会議、陳情活動報告書	可	④				有	④									議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出してもらい、議会事務局が確認後精算	
新潟県	田上町				○	会派又は議員の選択制	5	①前払い		④１年	５月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③	④		可	②				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
新潟県	阿賀町			○			5	①前払い		④１年	6月	無		5	②				有	全て	・全ての収支に係る領収書の添付 ・新聞は2紙目からの充当の為、1紙目の領収書も添付 ・広報誌等の作成費の場合は成果品を一部提出	可	②				有	①	③	④	・会議は復命書 ・陳情活動は報告書	可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
新潟県	出雲崎町			○			5	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	②	③		可	②	④			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
新潟県	湯沢町				○	会派又は議員の選択制	5	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	③		可	③				有	④									その他（議員同士で報告会を行い収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、訂正等を実施）	
新潟県	津南町		○				5	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	③	④	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	刈羽村				○	会派又は議員	10	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	④				有	全て	領収書その他支出を証すべき書面、調査研究費における活動内容報告書等	可	④				有	①	②			可	④				無										議長会作成の「政務活動費使途に関する指針」に基づいて処理
新潟県	関川村				○	会派又は議員	3	②精算払い		④１年	翌年度の５月まで	無		5				④	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面	可				④	無									無										
計	29団体	5団体	7団体	6団体	11団体			① 25 件 ② 2 件 ③ 2 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 12 件 ④ 16 件 ⑤ 0 件		8団体			①15 ②13 ③11 ④13		29団体			29団体	①4 ②14 ③11 ④13		26団体	①25 ②16 ③21 ④13			26団体	①7 ②14 ③9 ④10				25団体	①0 ②1 ③4 ④23 ⑤5									
富山県	富山市	○					150	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	①	②	③	④	有	全て	支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	政務活動費審査書兼支出伝票、市政報告会・広聴会実績報告書、要請・陳情活動実績報告書、調査委託実績報告書など	可	①	②	③	④	有	③	④				会派			・政務活動費の支出において、会派内で事前審査・事後審査（③） ・1か月ごとに会計帳簿、証拠書類等を中間審査し、年度終了後に収支報告書等関係書類を審査（④）	条例で、収支報告書を提出する場合においては、支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えなければならないと定めている。
富山県	高岡市	○					50	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察調査に係る調査報告書	可	①	③	④		有	①	②	③	④	要望、会議等内容報告書	可	①	③	④		有	①				弁護士				・条例に規定する使途基準及び議会が定める運用指針に基づき、法的側面から収支報告書を検査し、必要があると認める時は、指導及び助言を行う。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
富山県	魚津市	○					30	①前払い		③半年	4月，10月	有	魚津市特別職報酬等審議会	5	①	④				有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	④			有	①	②	③	④	会議報告書等	可	①	④			有	③	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
富山県	氷見市	○					38	①前払い		③半年	4.10月	無		5	①	②				有	全て	全ての支出に係る領収書、その他の証拠書類の写し	可	①	②			有	①	②	③	④	要望・陳情活動	可	①	②			有	④									議会事務局による書類審査	
富山県	滑川市			○			30	①前払い		③半年	４月、10月	無		5	①	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	①	②	③	④	有	④									・所属議員から収支報告書及び領収書を議員または会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算（①）	
富山県	黒部市	○					30	①前払い		③半年	４，10月	有	黒部市特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	①	②	③			可	①	②	③	④	有	④									議会事務局による書類審査	
富山県	砺波市				○	会派及び会派に所属しない議員	28	③その他	支出に係る領収書その他の証拠書類を添えて請求し、受理した日から30日以内に交付。	⑤その他	当該請求を受理した日から30日以内に交付するもの。	有	砺波市特別職報酬等審議会	5	①	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・事項別明細書	可	①	②	③		無						可	②	③			無										
富山県	小矢部市		○				20	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①					有	全て	領収書その他当該支出の事実を証する書類の写し	可	④				有	①	④			陳情活動報告書	可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	南砺市	○					27.5	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書（やむを得ない事由により領収書を徴することができない場合は、会派の代表者及び議員が発行した支払い証明書）	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	③							会派経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③） ※ただし、１人会派を除く	
富山県	射水市		○				50	②精算払い		②四半期	８月、１１月、２月、５月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④		有	全て	領収書等の原本を添付	可	①	②	③	④	無						可	④				無										
富山県	上市町				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③			有	①	②	③	④	広報・広聴活動、陳情・要望等活動	可	①	③			有	④	⑤						議長		議員の精算申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、議長及び議会事務局が検査を実施	
富山県	立山町	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③			有	①	②	③	④	・会議報告書	可	①	③			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
富山県	入善町	○					10	②精算払い		⑤その他	請求のあった日から30日以内に交付	無		5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③			有	①	③	④		調査研究及び要請、陳情活動等の報告書 ※なお、海外視察は認めていない	可	①	③			有	③	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、会派会長の承認を得る（③） ・収支報告書、領収書等の提出時に確認（④）	
富山県	朝日町	○					10	①前払い		③半年	5,11月	無		5	①	③	④			有	全て	収支に係る全ての領収証	可	①	③	④		有	①	③	④		調査研究・研修・その他の活動実績報告書（要請・陳情書の写し含む）	可	①	③	④		有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	14団体	9 団体	2 団体	1 団体	2 団体			① 11 件 ② 2 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 3 件 ③ 8 件 ④ 1 件 ⑤ 0 件		4 団体			① 14	② 6	③ 10	④ 8	14 団体			14 団体	① 13	② 6	③ 10	④ 9	12 団体	① 12	② 8	③ 11	④ 10		14 団体	① 11	② 5	③ 9	④ 9	12 団体	① 1	② 0	③ 4	④ 10	⑤ 1						

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
石川県	金沢市		○				160	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	有	金沢市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	④				有	①	②	④		市政報告会等開催報告書、広報紙等作成報告書、職員雇用台帳、業務日誌、政務活動事務所届、備品台帳	可	②	④				有	①	④				公認会計士、弁護士				収支報告書、出納簿、領収書、添付書類の外形的チェックを行い、不適正な支出について指導・助言を行う	
石川県	七尾市			○			30	③その他	前払い後、年度末に精算払い	③半年	４、１０月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③					有	①	②	③			可	③				有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	小松市		○				70	①前払い		②四半期	４月，７月，10月，翌年１月	無		5	①	④			有	全て	全ての支払いに係る領収書	可	④					有	①	②	③	④	陳情活動報告書等	可	④					有	④							小松市議会政務活動費運用指針に基づき検査	
石川県	輪島市		○				20	③その他	前払いと精算払いの選択制	⑤その他	年度内であれば時期は問わない	無		5	②	③	④		有	全て	全ての領収書	可	②	③	④			有	①	④			陳情活動報告書	可	②	③	④		有	④							収支報告書及び添付書類を検査	
石川県	珠洲市		○				20	②精算払い		④１年	4～5月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・書籍等購入理由書（購入の理由・調査目的等を記載）	可	②	③	④			有	①	③	④		・政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類	可	②	③	④		有	④							・議長に提出された収支報告書等について、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに沿って執行されているか確認	
石川県	加賀市		○				80	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③				有	①	②	③	④	・会議資料や出席者名簿 ・陳情、要望の内容が分かるもの ・活動内容がわかる写真 ・行程表	可	①	②	③			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	羽咋市			○			20	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③				有	①	②	③	④	政務活動の内容が把握できる書類	可	②	③			無	④							・収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局により書類の精査をしてＨＰ掲載（④）	
石川県	かほく市		○				20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②	③	④	有	1円	・全ての支出に係る領収書	可	②					有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	②	③	④		無									
石川県	白山市		○				60	①前払い		③半年	4月25日、10月25日	無		5	①	②			有	1円	全ての支出に係る領収書	可	②					有	①	②	③	④	政務活動の内容が把握できる書類	可	①	②			無									
石川県	能美市		○				50	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	③			有	１件１円以上	・全ての支出に係る領収書の写し ・項目別集計表 ・支払明細書 ・行政視察等届出書 ・調査結果報告書	可	③					有	①	②	③	④	要望・陳情	可	③				有	④							会計帳簿、領収書の写し等を照合し、条例、規則、運用の手引きに沿って執行されているかを確認	
石川県	野々市市			○			20	①前払い		③半年	４，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②				有	③	④			調査研究 要望・陳情	可	①	②			有	④							・収支報告書及び添付書類等を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施（④）	
計	11団体	0団体	8団体	3団体	0団体			①８件 ②１件 ③２件		①０件 ②３件 ③６件 ④１件 ⑤１件		1団体			①9	②8	③6	④6	11団体			11団体	①1	②8	③6	④4	11団体	①10	②8	③9	④10		11団体	①3	②8	③7	④5	8団体	①1	②0	③0	④9	⑤0						
福井県	福井市			○			150	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書（但し、領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類を提出する必要あり）	可	③					無										有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
福井県	敦賀市	○					40	①前払い		④１年	４月	無		5	②	③			有	費を除く全	・全ての支出に係る領収書 ・旅費の支給については、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第４条により支出	可	②	③				有	①	②	③	④	陳情活動等報告書、議会報告会等報告書	可	②					有	③	④				会派経理責任者		・会派の経理責任者が確認後、会派の代表者と経理責任者の連名で議長に提出（③） ・議長に提出後、議会事務局にて収支報告書及び添付書類を検査し指導や助言等を実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
福井県	小浜市		○				20	②精算払い		④１年	5月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書等の原本	可	①	②			有	①	②	③	④	行程表、会議等関係資料、写真など	可	①	②			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、議長に提出後、精算払い	
福井県	大野市		○				40	①前払い		④１年	5月末日まで	有	大野市特別職 ③、報酬等 ④審議会	5	③	④			有	全て	全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類の添付）	可	③	④			有	①	②	③	④	政務活動記録簿	可	③	④			有	②	④					議長、監査委員			定期監査	
福井県	勝山市	○					30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書または当該支出の事実を証する書類の原本または写し	可	④				有	①	③	④		会議資料	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施	
福井県	鯖江市	○					50	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	③	④	要請・陳情活動等	可	③				有	④								・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（④）	「鯖江市議会政務活動費の交付に関する条例」「鯖江市議会政務活動費の交付に関する規則」「政務活動費使途基準運用指針に基づく運用」に基づき回答。
福井県	越前市		○				60	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	③	④		有	全て	・支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・印刷代を支出する場合は印刷物の原本	可	①	③	④		有	①	②	③	④	会議等報告書	可	①	④			無										
福井県	坂井市	○					50	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		10	①	②	③	④	有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類（視察等報告書含む）	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	・会議資料や出席者名簿 ・陳情、要望の内容が分かるもの ・活動内容がわかる写真 ・行程表	可	①	②	③	④	有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施	
福井県	高浜町		○				8.5	①前払い		④１年	4月	無		5		②			有	全て	使用した金額の明細書類及び実績報告書類を添付	可		②			有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可		②			有				④						収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局内で検査している。	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを高浜町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、高浜町政務活動費取扱マニュアル及び高浜町議会政務活動費の手引きに基づき処理している。
計	9団体	4団体	4団体	1団体	0団体			①８件 ②１件 #REF!		①０件 ②３件 ③２件 ④４件 ⑤０件		1団体			①5 ②5 ③6 ④5				9団体			9団体	①3 ②4 ③6 ④4					8団体	①8 ②7 ③8 ④8					8団体	①3 ②4 ③3 ④4					8団体	①0 ②1 ③1 ④8 ⑤0							
山梨県	甲府市	○					40	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・旅費を除く全ての支出に係る領収書 ・上記に加え、調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修報告書、広報費における広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書	可	①	④			有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	①	④			有	③	④					各会派の代表者、経理責任者		各会派が収支報告書及び領収書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に議会事務局において内容を精査し、不適切な支出について指導・助言等を実施する。（③）（④）	
山梨県	富士吉田市				○	会派又は議員の選択制	20	①前払い		④１年	４月	無		5	②	③			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	③			有	③					可	②	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山梨県	山梨市	○					15	③その他	会派に前払い後、年度で精算し、残金は返還	③半年	４、10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	③				可	④				有	④								・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算処理（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
山梨県	韮崎市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			有	①	②	③			可	①	④			有	④										・会派の代表者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出させ、事務局の確認後、精算払い（④）	
山梨県	南アルプス市	○					15	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②	③			有	①	③	④		会議、陳情活動等報告書等	可	②	③			有	③								会派代表者、会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類の検査を行う。（③）	
山梨県	北杜市			○			10	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	②	④			有	全て	領収書（旅費を除く）写し	可	②	④			無						可	②	④			有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山梨県	甲斐市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	領収書またはこれに準ずる書類	可	③				有	③					可	③				有	③	④							各会派の経理責任者		・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成（③） ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施（④）	海外視察は、政務活動費の対象としていない。
山梨県	笛吹市			○			10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	③	④		会議、陳情活動等報告書等	可	①	②	④		有	③	④							会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成（③） ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施（④）	支払いは４月、１０月であるが、９月に中間報告を受けている。
山梨県	甲州市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		③半年	4月・10月	有	特別職報酬等審議会	5	③	④			有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			有	①	②	③			可	③	④			有	③	④	⑤					経理責任者	議長	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、経理責任者が収支報告書を作成。（③） ・収支報告書及び添付書類等を検査し、不適切な支出については、指導、助言等を議会事務局職員や議長が実施。（④）（⑤）	
山梨県	中央市			○			10	①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5	③	④			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			有	①					可	③	④			無										
山梨県	富士川町		○				2.5	②精算払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書に加えて添付すべき書類	可	①	④			無						否					有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山梨県	昭和町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	②				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山梨県	富士河口湖町			○			2	①前払い		③半年	４月に上期１０月に下期	無		3	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③			可	③				無										
計	13団体	4 団体	2 団体	4 団体	3 団体			① 11 件 ② 1 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 8 件 ④ 5 件 ⑤ 0 件		5 団体			① 7	② 4	③ 5	④ 8	13 団体			13 団体	① 4	② 5	③ 6	④ 8	11 団体	① 9	② 5	③ 10	④ 4		12 団体	① 3	② 5	③ 6	④ 7	11 団体	① 0	② 0	③ 5	④ 10	⑤ 1						

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付の義務付けの内容（複数選択可）					活動報告書の公開方法（複数選択可）				検査主体名（複数選択可）							検査方法	
															①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可			①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
長野県	長野市	○					85	①前払い		③半年	4,10月	有	長野市特別職報酬等審議会	5	① ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・通信費運搬費…個人宛の電話料金請求書の写し ・出席者負担金、会費、旅費…案内文・資料の写し	可	①	③			有	①	②	③	④	視察及び研修会等への出席のため市外（長野広域圏内市町村を除く）へ旅行した場合は、行政視察報告書を提出することになっている。	可	①	③			有	③	④	⑤				会派の経理責任者	監査委員	③所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ⑤定期監査の際に収支報告書及び領収書書類一式の監査を実施（不定期）	
長野県	松本市	○					21	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	① ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・旅費支出にあっては旅費内訳表及び行程表 ・広報費支出にあっては成果物	可	①	③			有	③					可	①	③			有	④	⑤					市長部局担当課	・会派から収支報告書等提出後、議会事務局で検査（④） ・議会事務局の検査後、市長部局で収支報告書等を検査（⑤）	
長野県	上田市	○					20	①前払い		④１年	4～5月	有	特別職報酬等審議会	5	① ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証する書類	可	③				有	①	③				可	①	③			有	③	④					会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
長野県	岡谷市				○	会派又は会派に属さない議員	9	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	③				可	①				有	④							収支報告書及び添付書類退出時に適正な支出であるかを職員が確認（④）	
長野県	飯田市	○					12	①前払い		④１年	6月	無		5	① ②	有	全て	会計簿、支出伝票（領収書添付）、政務調査研究報告書	可	①	②			有	④			政務調査研究報告書		可	①	②			有	⑤						市長	・議長から報告書の写しの提出を受け、会派のその年度における政務活動費の使途が法の趣旨及び条例で規定した、政務活動費を充てる経費として適当であるか審査し、当該年度おける政務活動費の使途として適当と認める額を決定する。決定後、精算⑤	
長野県	諏訪市				○	グループ（会派）及びグループに属さない議員	10	①前払い		③半年	4,10月	無		10	① ②	有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	④				無											有	④							・内容の確認 ・「使途基準」に適合しているかのチェック	
長野県	須坂市	○					15	①前払い		④１年	5月	無		5	③ ④	有	全て	領収書その他支出を証する書類	可	③	④			無											有	④							収支報告書及び添付書類について金額等に誤りがないか確認。必要に応じて各会派経理責任者へ確認している。	収支報告書の提出に当たり活動報告書等の添付について規程はありませんが、「視察を実施した場合には視察報告書を議長に提出すること」との申し合わせになっています
長野県	小諸市			○			12	①前払い		④１年	4月	無		5	①	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①				無						可	①	④			有	④							支出内容が政務活動費健全基準に沿っているか確認	
長野県	伊那市	○					10	①前払い		④１年	5月	無		5	① ② ④	有	全て	・領収書 ・その他支出を証する書類	可	②	④			有	①	③				可	②	④			有	④							収支報告書及び領収書等添付書類のチェックを実施	
長野県	中野市		○				8	①前払い		④１年	4月	無		5	① ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				無											有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費の使途について、内視を定め基準を設けている。
長野県	大町市			○			3	①前払い		④１年	年度当初	無		5	① ② ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	②	③	④	会議、陳情活動、県・国要望等	可	②	④			無									

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否	収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）			添付の義務付けの内容（複数選択可）					活動報告書の公開方法（複数選択可）	検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
長野県	飯山市		○				10	①前払い		⑤その他	年2回 4月（4～12月分） 1月（1～3月）	無		5	① ③	有	全て	領収書その他支出を証する書類	可	③				有	① ② ③			可	③				有	④								収支報告書提出時に添付書類や金額について事務局で確認している	
長野県	茅野市		○				10	①前払い		③半年	4，10月	有	委員会条例による参考人を招聘。市内各種団体代表者５名	5	① ④	有	茅野市旅費規程による旅費以外は全て添付	・旅費以外の全ての支出に係る領収書（旅費は旅費明細書を作成）	可	④				有	① ③ ④		会議の内容がわかるもの。	可	④				有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
長野県	佐久市	○					15	①前払い		④１年	5月末日	有	佐久市特別職報酬等審議会	10	① ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書又はこれに準じる書類	可	③				有	① ② ③ ④		要請 陳情	可	③				有	④						「佐久市議会政務活動費の交付に関する条例」をもとに、支出内訳書と領収書を精査し、チェックしている	
長野県	千曲市			○	会派または会派に属さない議員		10	①前払い		④１年	4月	無		5	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無				可	④				有	④						・会派の経理担当者又は議員個人から、収支報告書及び領収書を提出。事務局にて確認後、精算払い。 ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、市長へ収支報告一覧表を提出後、ＨＰへ掲載。	
長野県	東御市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	① ②	有	全て	領収書、受領書、振込受領書、政務活動費支出証明書（調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費の経費 ）	可	②				有	① ③ ④		調査研究、広報、広聴、住民相談、会議参加、要請・陳情活動等報告書	可	① ②				有	④						収支報告書と活動記録簿で領収書等を確認	
長野県	安曇野市				○	会派及び会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	4月	有	安曇野市特別職等報酬審議会	5	① ③	有	全て	政務活動費に係る領収書等	可	③				有	① ② ③ ④		広報・広聴資料 陳情活動内容資料	可	① ③				有	④						収支報告書及び領収書等添付書類の確認	
長野県	軽井沢町			○			8．3	①前払い		④１年	4月	無		5	④	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	④				無									無							
長野県	御代田町		○				6	①前払い		④１年	4月	無		5	④	有	全て	領収書その他支出を証すべき書面	可	④				無									無					収支報告書及び領収書等の内容確認	
長野県	立科町			○			6．5	①前払い		④１年	4月	無		3	④	有	全て	領収書その他の支出を証すべき書類	否					無				否					有	②					監査委員			定期監査	
長野県	長和町		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無									有	④						収支報告書及び領収書等の内容確認	
長野県	下諏訪町		○				8．5	①前払い		③半年	4，10月	無		10	④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無									無							
長野県	富士見町		○				8	①前払い		③半年	4，10月	無		10	① ② ④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				無				否					無	⑤						議長が必要に応じて行う		
長野県	松川町		○				7	②精算払い		⑤その他	活動毎の都度払い	有	松川町特別職等報酬審議会	5	① ②	有	全て	領収書その他を証する書類	可	① ②				有	① ② ③ ④		会議、陳情活動等報告書等	可	① ②				有	⑤						議長	・政務活動報告書及び領収書等の記載を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施（⑤）	
長野県	坂城町		○				5	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	③	無			可	④				無									有	④						議会事務局において、提出書類の検査を実施	領収書の添付は条例上義務付けられていないが、申し合わせにより任意で提出されている。
長野県	飯綱町		○				10	②精算払い		③半年	請求書の提出があった後、直ちに。（概ね10月、４月）	有	飯綱町特別職報酬等審議会	5	① ② ④	有	全て	全ての支出に係る領収書その他支出を証すべき書面	可	① ② ④				有	① ② ③ ④		全て支出に対する報告書	可	① ②	④			有	⑤						議長（外部機関等に委任することができる）	実績報告に基づき、実績等の検証と使途の妥当性を調査し、調査結果を町長に送付	
計	26団体	8 団体	10 団体	4 団体	4 団体			① 24 件 ② 2 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 7 件 ④ 16 件 ⑤ 2 件		8 団体			① 18 ② 8 ③ 8 ④ 13	25 団体			25 団体	① 6 ② 7 ③ 8 ④ 13			14 団体	① 12 ② 7 ③ 13 ④ 9			16 団体	① 10 ② 6	③ 6 ④ 6			21 団体	① 0 ② 1 ③ 2 ④ 17 ⑤ 6						

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
岐阜県	岐阜市				○	会派又は議員の選択制	150	①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③		有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	②	③		有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施（④）	
岐阜県	高山市			○			17	②精算払い		⑤その他	申請の都度	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			無											
岐阜県	多治見市	○					4月のみ21.2、その他の月は20.8	①前払い		④１年	４月 年度の途中に新規結成された会派は、結成された日の属する月の翌月末日（結成日が３月１日に当たるときは３月３１日）	有	多治見市特別職報酬等審議会	5	②	④			有	全て	領収証書を徴することができないときは、会派の経理責任者の支払証明書をもって領収証書に代えることができる	可	②	④			有	①	③				可	①	②	④		有	④										視察・研修は、事前に内容・経費を確認。 事後に領収書と収支報告書の整合性、経費の妥当性、報告書の記載内容を確認 また、4半期ごとに経費の妥当性、領収書と収支報告書の整合性を確認（④）	収支報告書、領収書、視察報告書は、市役所1階の情報公開コーナーのキャビネットにコピーを設置し、何人も閲覧可
岐阜県	関市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	5月31日までに	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	②			有	①	③	④		備品購入届出書	可	①	②			有	④										会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施（④）	
岐阜県	中津川市	○					10	①前払い		④１年	4月末日	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	③				可	①	②	④		有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岐阜県	瑞浪市	○					8	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	領収書又はそれに準ずる書類	可	②	④			有	①	③	④		・会派報等の成果品 ・図書、資料等の表紙の写し	可	②	④			有	④										収支報告の内容、使途の適正について確認（④）	
岐阜県	羽島市	○					7	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類の写し	可	①	④			有	①	②	③			可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岐阜県	恵那市		○				10	②精算払い	実績による事後精算払い	⑤その他	一年又は半期（上期4～9月、下期10～翌3月）を、一年は3月末、半期は（上期10月）、（下期：3月末）	有	特別職等報酬審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書	可	①	②			有	④										・議員からの精算払いによる交付申請請求時に収支報告書及び会計帳簿、領収書を議長に提出後、精査を行い、よる精算払い（④）	
岐阜県	美濃加茂市	○					10	①前払い		③半年	4,10月	無		7	①				有	全て	原本	可	①				無										有	④										・収支報告書及び添付書類を確認し、内容について助言等実施（④）	
岐阜県	土岐市	○					13	①前払い		④１年	4月	無		10	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・ＥＴＣを利用した場合は利用明細書 ・広報誌作成の場合は実物1部	可	①	②			有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	①	②			有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岐阜県	各務原市				○	会派及び会派に所属していない議員	30	①前払い		③半年	４、１０月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	すべての支出に係る領収書	可	②	③			有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	②	③			有	④										収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・政務活動費での海外視察は認めていない ・収支報告書への領収書・活動報告書の添付の義務付けは、政務活動費使途基準運用指針に基づき処理している

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付の義務付けの内容（複数選択可）				活動報告書の公開方法（複数選択可）				検査主体名（複数選択可）				①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
															①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可							①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他								
岐阜県	可児市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	① ② ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	③			可	①	②	④								有	③	④	⑤					会派の経理責任者、会派会長等		・議長 ・監査委員事務局	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を経理責任者に提出させ、確認後精算払い（③） ・上記のものを事務局担当者が内容を検査（④） ・さらに議長が内容を検査（⑤） ・年度終了後、監査委員事務局職員が内容を最終検査（⑤）	申し合わせにより海外視察研修は行っていない。
岐阜県	山県市		○				20	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	① ② ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準じる書類	可	①	②	④		有	③				可	①	②	④								有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書への領収書・報告書等の添付の義務づけは、手引きに基づき処理している。
岐阜県	飛騨市		○				10	②精算払い		②四半期	7月，10月，1月，4月	無		5	② ④	有	全て（一部添付を求めないものあり）	基本は全ての領収書。ただし、公共交通の短距離のＪＲ及びバス（高速バスは除く）及びガソリン代（キロ２０円で計算）については添付を求めていない。	可	②	④			有	①	②	④	（会議、陳情活動等報告書等）	可	②	④								有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岐阜県	本巣市				○	会派又は議員の選択制	20	①前払い		⑤その他	４，８，１２月	無		5	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	④		陳情活動等報告書	可	④										無									
岐阜県	郡上市		○				10	①前払い		④１年	4月	有	郡上市特別職報酬等審議会	5	① ② ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③			有	①	②	③	④	要請・陳情報告および調査・研究報告	可	②	③			有	④							・議員からの収支報告書及び領収書を事務局に提出させ、確認後、前払いしている活動費の精算を行う（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務局で確認をしている（④）	
岐阜県	白川村	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	②	無			可	②	④			無					可	②				有	③						村民クラブ		書類決裁（③）	
計	17団体	7団体	4団体	1団体	5団体			①　14　件 ②　3　件 ③　0　件		①　0　件 ②　3　件 ③　2　件 ④　9　件 ⑤　3　件		8団体			①13 ②13 ③3 ④9	16団体			17団体	①10 ②14 ③3 ④9				15団体	①14 ②6 ③13 ④9				16団体	①9 ②14 ③3 ④8				15団体	①0 ②0 ③2 ④14 ⑤1							
静岡県	静岡市	○					250	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	特別職報酬等審議会	10	① ③	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴収ができないものについては、会派の代表者が発行する支払証明書	可	①	③			有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	③			有	③	④						会派の経理責任者、会派代表者等			・各会派の検査方法による（③） ・必要な帳票や、報告書があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に、職員が全帳票を点検（④）	
静岡県	浜松市	○					150	①前払い		③半年	4月，10月	有	別職報酬等審議	5	① ③	有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③	④	要請・陳情活動に係る報告書	可	③				有	④									・政務活動費に適した使用であるか、帳票や報告書等必要な証拠書類の添付があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に、職員が全帳票を点検し、疑義がある場合は、会派へ指摘する。	※活動報告書③：市内及び近接地開催の研修で交通費以外の支出がないものの報告書添付は義務付けていない
静岡県	沼津市	○				所属議員が1人の場合を含む	40	③その他	概算払い	③半年	5月、10月	有	沼津市特別職報酬等審議会	5	① ② ④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書がないものについては支払証明書を添付	可	①	②	④		有	①	②	③	④	会計帳簿	可	①	②	④		有	③	④					会派の経理責任者、会派代表者			・経理責任者は収支報告書、出納簿及び添付書類を作成・検査（③） ・政務活動費に適した使用であるか、必要な帳票や、報告書があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に、職員が全帳票を点検（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
静岡県	三島市	○				1人会派も認めている	15	①前払い		④１年	4月	有	三島市特別職報酬等審議会	5年	①	②			有	全て	・旅費条例の規定に基づく旅費以外の全ての領収書 ・旅費に係る領収書は、規定に基づく算出書類を添付	可	②				有	①	③			可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員は、会派長・経理責任者の許可を経て支出し、経理責任者に領収書の原本を提出する。（③） ・各会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類を事務局で確認する。（④）	・公開方法の「②議会図書館、事務局等に常備」については、「市政情報公開コーナーに常備」となる。 ・収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容については、海外視察は行っていないため、選択なし。
静岡県	富士宮市	○					25	①前払い		④１年	４月（ただし、改選期は５月）	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	③	④	領収書等（支出を証明する書類として領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を添付） なお、会派の調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は市の旅費規程を準用。	可	①	②	④		有	④											規程に沿って支出しているか、添付書類に不足がないか等確認している。	
静岡県	島田市		○				17	①前払い		④１年	４月	有	川職報酬等審議	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③	④	調査研究その他の活動概要及び領収書の添付	可	①	②			有	④	⑤							市当局財政担当課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
静岡県	富士市	○					38	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	④		有	全て	・旅費規程に基づく旅費以外の全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・政務活動費の収入及び支出に係る会計帳簿	可	②	④			有	①	②	③	④	事業実績書	可	①	②	④		有	③	④						会派の経理責任者、会派代表者		・収支報告書及び添付書類を検査（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施（④）	
静岡県	磐田市	○					25	①前払い		③半年	4、10月	有	特別職報酬等審議会	10	①	②			有	全て（旅費を除く）	・領収書 ・金銭出納簿 ・政務活動で作成した会派報 ・市の旅費規定に基づく旅費計算書	可	①	②			有	①	②	③		可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者、会派代表者等		・収支報告書、出納簿及び添付書類を検査 ・書類の作成方法や不適切な支出について指導、助言等実施	
静岡県	焼津市	○				所属議員が議員１名でも会派と認定	25	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書で支出の内容が判別できない場合は、レシート等、内容がわかる書類	可	①	②	③		有	④			資料作成費については、作成した資料	可	①	②	③		有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
静岡県	掛川市	○					25	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・出張の場合は、旅費計算書、報告書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③	④	研修会等配布資料	可	④				有	④	⑤							執行部（市長部局）	・会派代表者は収支報告書及び添付書類を議長に提出し、議会事務局において不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・その後、執行部側へ収支報告書及び添付書類を回付し、適正支出の検査を実施（⑤）	
静岡県	藤枝市				○	会派または会派に属さない議員	25	①前払い		④１年	４月	有	特別職等報酬審議会	10	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書（活動内容の報告書・研修会資料・印刷物　等）	可	①	④			無				備考欄参照	可	④				有	④									・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	収支報告書の提出時とは別にその都度 ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 を提出
静岡県	御殿場市	○					17	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	①					可	④				有	③	④						会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②④）	左記「交付の対象」の会派とは、所属議員が１人の場合も会派とみなす。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
静岡県	袋井市			○			25	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・支出明細書 ・物品購入等支出報告書 ・支払明細書（必要な場合のみ） ・図書台帳 ・備品台帳	可	①	②	③	④	無												無									
静岡県	裾野市				○	会派又は会派に属さない議員	22.5	①前払い		③半年	5月、11月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③	④		有	政務活動費に充当する全額	・収支報告書 ・会計帳簿 ・支払証明書 ・支出伝票兼領収書等証拠書類添付用紙 ・支出整理簿 ・備品台帳	可	①	③	④		有	④				・政務調査研究活動内容報告書	可	③	④						有	③	④			会派の経理責任者・会派代表者		収支報告書及び添付書類の内容確認を行う	
静岡県	湖西市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することが困難なときは支出証明書）	可	①	②	③		有	①	②	③			可	①	②	③		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施	
静岡県	伊豆市			○			15	①前払い		⑤その他	４月・11月	無		5	①	②			有	全て	会計帳簿等	可	①	②			有	③					可	①	②			有	④								議会事務局」が「支払伝票、領収書の金額と内容及びその他添付書類の内容を検査し、指導、助言等を実施。	
静岡県	菊川市			○			8	①前払い		④１年	申請があった時	有	別職報酬等審議	5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			有	①	②	③			可	③	④			有	④								・政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを当該収支報告書に添付し提出	
静岡県	伊豆の国市			○			15	①前払い		④１年	5月	無		5	①	④			有	全て	・交通費や宿泊費等の一部を除く全ての支出に係る領収書 ・調査研究費等における活動内容の報告書	可	④				有	①	②	③			否					有	④	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
静岡県	函南町			○			10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④及び議長）	
静岡県	清水町	○					13	①前払い		④１年	６月	無		5	①	④			有	JR, バス等公共交通機関の利用経費以外の全て	支出に係る領収書またはそれに準ずる書類	可	④				有	①	②	③	④	活動報告書	可	④				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
静岡県	長泉町				○	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い	—	④１年	4月	無	—	5	①	③	④		有	全て	政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	①	③	④		有	①	③				可	①	③	④		有	③	④			会派の経理責任者、会派代表者		・会派の経理責任者が領収書等を基に照査し、確認印を押印後、会派代表者が検査を実施(③) 議会事務局で議長提出前の最終確認を実施(④)	
静岡県	小山町			○			13	①前払い		④１年	おおよそ５月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	会議内容	可	③				有	③	④			経理責任者（議員）		・収支報告書及び添付書類を検査	
静岡県	森町		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等活動内容の分かるもの	可	②				有	⑤						監査委員		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	23団体	11団体	3団体	6団体	3団体			① 22 件 ② 0 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 5 件 ④ 16 件 ⑤ 1 件		9団体			①21 ②13 ③9 ④11	23団体					23団体	①14 ②13 ③8 ④12				20団体	①17 ②13 ③17 ④12			7団体	①11 ②10 ③8 ④10				22団体	①0 ②0 ③9 ④22 ⑤3								
愛知県	名古屋市	○					500	①前払い		①毎月		無		5	③	④			有	全て	・当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	可	③	④			無						否					有	③					把握していない。		会派における検査方法は把握していない。記入漏れ、記入誤り、検算等形式的なチェック作業は議会事務局にて行っている。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					有	添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					有	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法		
愛知県	豊橋市		○				90	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②					有	①	②				可	②					有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	岡崎市			○			25	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①				有	全て	・原則、全ての支出に係る領収書	可	①					有	①	②	③			可	①					無										・政務活動費について、令和３年度は特例条例により、議員一人当たり月50千円から月25千円に減額 ・収支報告書への領収書の添付は、取扱要領で規定
愛知県	一宮市		○				50	①前払い		④１年	当該年度の最初の月の15日	無		5	①	②			有	1円	収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の原本を併せて提出しなければならない。ただし、旅費については、「旅費計算書」を添付することで、これに代える。	可	②					無						否						有	④									・収支報告書、領収書又はこれに準ずる書類を議長に提出後、残余がある場合は返還。（④）	
愛知県	瀬戸市		○				13	①前払い		④１年	4月（改選期は5月）	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（旅費については、経路を報告することとし、航空運賃以外は領収書の添付を省略できる。）	可	①	②				有	①	③				可	①	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	海外視察については行っていない
愛知県	半田市		○				13	②精算払い		⑤その他	活動実施後	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書その他支出を証する書類の写し	可	①	②				無						可	①	②				有	⑤							議長		議会に政務活動費管理委員会を設置しています。 議員は事前に計画書を提出し、政務活動費管理委員会で計画内容が適切な使途であるかが諮られます。また、事後に成果報告書を提出し、同じく政務活動費管理委員会で、領収書を確認しその支出が適切であったかなど確認・協議の後、交付されます。	
愛知県	春日井市	○					30	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・旅費を除く支出に係る全ての領収書（旅費のうち航空賃については領収書必要） ・旅費の積算明細書 ・図書、資料等を購入した場合は、各表紙の写し ・会派広報紙、資料を作成した場合は成果品	可	②					無						可	②					有	③	④						会派代表者		・収支報告書及び領収書等添付書類を会派の経理責任者に提出させ、確認（③） ・各会派作成の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・領収書は、交付規程において収支報告書への添付を義務付けている。 ・視察・研修等の活動報告書（①～④）は、実施要領において提出を義務付けている。
愛知県	豊川市	○					23	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②	④		有	1円以上	・旅費及び宿泊費以外の全ての領収書 ・旅費については、請求書及び計算書、行程表を添付 （豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定に基づいた算定をしています。）	可	②	④				有	①	②	③			可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	津島市	○					13	①前払い		③半年	4月・10月	無		5	④				有	1円	領収書又はこれに準ずる書類を添付する。	可	④					有	①	③	④		要請陳情活動報告書	可	④					無										
愛知県	碧南市				○	会派又は議員の選択制	17	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書、旅費支払証明書	可	④					有	③					可	①	②	④			無										
愛知県	刈谷市			○			19	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	旅費以外の全ての支出に係る領収書	可	①	②				無						否						有	⑤							議長	収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	交付額は 年額225，000円

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
愛知県	豊田市				○	会派又は会派に属さない議員	50（備考欄に記載）	①前払い		④１年	４月	有	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	①	②			有	1円以上	旅費規定に基づく旅費は行程表が証拠書類。 領収書等の証拠書類を徴し難い場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し	可	②					有	①	②	③			可	②					有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費は、1人当たり600,000円/年を一括で交付
愛知県	安城市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		④１年	4月	有	安城市政務調査費検討委員会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②					有	①	②	③	④	陳情活動	可	②					有	④								・議会事務局及び議長、副議長により、収支報告書及び添付書類をチェック等を行う。	
愛知県	西尾市	○					15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、旅費は代表者の支払証明書及び事務局が事前確認した旅費計算書。領収書が発行されない場合はそれに代わる証拠書類）	可	④					有	①	③				可	①	②	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	蒲郡市	○					24	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	③				無							可	④					無										
愛知県	犬山市				○	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る使途を示す書類を添付	可	①	②				無											無										
愛知県	常滑市	○					9	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（交通費：公共交通機関の料金を除く）	可	①	②				有	①	③				可	①	②				有	③	④			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、未使用分の返還手続きを行う。	
愛知県	江南市				○	会派（所属議員が１人の場合を含む。）	13	①前払い		④１年	4月。（当該年度中において議員が任期満了するときは6月。）	無		5	①	③	④		有	全て	・政務活動費に係る経費の支払いの際には必ず領収書を徴する ・領収書を徴することが困難な場合は、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる ・公共交通機関を利用する場合は適用しない	可	③	④				無							可	①	②				有	④	⑤					収支報告書という名目ではないが、同等である政務活動費調を決算審査の資料として監査委員へ提出している。	④提出された収支報告書と領収書等の添付書類に不備がないか検査する。	・議員１人あたりの交付月額について 年額で15万円交付しているため、月額に換算すると12500円となる。 ・収支報告書の公開方法について政務活動費の交付に関する条例で個別に閲覧規定があり優先されるが、規程されていない部分については、情報公開条例に準じて行われる。
愛知県	小牧市				○	会派及び会派に属さない議員	25	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴しがたい場合は会派代表者による支払証明書を領収書に代えることができる）	可	④					有	①	③				可	①					無										
愛知県	稲沢市				○	会派に属する議員は会派に、会派に属さない議員には議員個人に交付	20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④				有	①					可	②	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	新城市			○			13	①前払い		④１年	年度当初または改選直後	無		5	①	②	④		有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	①	②	④			有	①	②	③	④	陳情書	可	①	②	④			有	④								政務活動費の運用指針に基づく	
愛知県	東海市	○					18	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③	④		有	全て	旅費規定に基づく旅費以外で徴収できるもの全て	可	③	④				有	①	③				可	③	④				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
愛知県	大府市	○					15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、徴することが困難なときは、支払証明書に代えることができる）、調査報告書、事業実施報告書	可	②					有	①	③				可	①	②				有	③	④	⑤		会派の経理責任者、会派会長等	企画政策部法務財政課	会派ごとに作成して議長に提出した収支報告書を、議会事務局及び企画政策部法務財政課において検査を実施する。	「活動報告書の公開方法」について、公開対象としているのは①国内視察報告書のみ。海外視察は実施していないため、②海外視察報告書はない。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																															
愛知県	知多市	○					17	①前払い		④１年	年度当初	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②				可	①	②				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
愛知県	知立市			○			15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全て	可	①	②			有	①	②	③	④	要請・陳情活動の報告書	可	①	②			無										
愛知県	尾張旭市			○			13	①前払い		③半年	4月、10月 （改選期は5月、10月）	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書等の写し ・政務活動費収支報告明細書	可	①				有	①	②	③	④	広報・広聴活動	可	①				有	③	④	⑤				会派等	議長	・収支報告書及び添付書類に矛盾がないか検査を実施（④） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導（⑤）	
愛知県	高浜市	○					15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③			可	④				無										
愛知県	岩倉市			○		会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	1円以上	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	①	②			無						可	①				有	④								提出された収支報告書を議会事務局職員が確認する。	
愛知県	豊明市		○				13	①前払い		④１年	４月	無		10	①				有	全て	「公開済み」と記入の上、添付を省略する。	可	①				有	①					可	①				無										
愛知県	日進市		○				13	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・レシートは原則認めないが、通行料・駐車場代はこの限りではない。 ・領収書その他支出すべき書面を徴し難い事情があった場合は、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添付	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			無										
愛知県	田原市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	5月31日までに	無		5	①	②	④		有	全て	領収書その他議長が必要と認める書類	可	①	②	④		有	①	②	③	④	全て	可	①	②	④		有	③	④				会派の経理責任者		指針に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等の実施	
愛知県	清須市			○			15	①前払い		③半年	4，10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により、領収書を添付できない時は、会派代表者及び議員の支払い証明書をもってこれに代えることができる。	可	④				有	①	②	③	④	会議報告書等	可	④				有	③	④				会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	北名古屋市		○				30	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			有	⑤					議長、監査課	・議長による内部監査を11月に実施。（監査対象：4月から9月分）前年度の交付に係る政務活動費の、収支報告書は4月30日までに議長に提出する。 ・監査課による政務活動費監査を6月に実施	
愛知県	みよし市			○			15	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書が得られない場合は支払証明書）	可	②				有	①	③	④		会議、陳情活動等報告書	可	④				有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	長久手市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	③				可	①	②			有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	東郷町		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	③					可	④				有	①	④			議長 副議長			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
愛知県	大口町		○				5	②精算払い		⑤その他	4、１０月（半年または１年分）	無		10	①					有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①				有	①	②	③			可	①					有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、撤回等実施（④）	
愛知県	扶桑町			○			5	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	④			有	③					可	②	④			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言実施。	
愛知県	蟹江町			○			5	①前払い		③半年	４・10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			無						否					有	③	④				会派の会計担当		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	阿久比町	○					5	①前払い		④１年	4月	無		5	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における活動内容の報告書 ・資料作成費における作成資料	可	②	④			無						否					有	④								収支報告書及び領収書を検査する。	
愛知県	東浦町	○					5	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書・領収書等を徴することが困難なときはこの限りでない。	可	④				無											有	④								条例、規則に基づいて収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	幸田町			○			10	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④								収支報告書等の検算及び不備等のチェック	
計	42団体	13団体	10団体	11団体	8団体			① 40 件 ② 2 件 ③ 0 件		① 1 件 ② 0 件 ③ 8 件 ④ 31 件 ⑤ 0 件		2団体			①34 ②27 ③4 ④18	42団体			42団体	①17 ②25 ③4 ④19	30団体	①27 ②16 ③26 ④8			35団体	①20 ②20 ③1 ④15	32団体	①1 ②0 ③8 ④28 ⑤6									
三重県	津市			○		会派及び会派に属さない議員	50	①前払い		③半年	4月1日～9月30日分　4月支払 10月1日～翌年3月31日分 10月支払	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類を添付する	可	②	④			無						可	②	④			有	③	⑤				会派の経理責任者	議長	契約時又は購入の際、会派の経理責任者が政務活動費の充当の可否を確認する（③） 法及び運用指針に準じた書類が添付されているかを確認する（⑤）	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けについては、明文化されていないが、原則的に活動報告書は添付されている。
三重県	四日市市			○		会派又は会派に属さない議員	70	②精算払い		①毎月		無		5	①	②	④		有	１件１円以上	・交通費（航空運賃以外）及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	②	③	④	政務活動で入手した資料、名刺、写真など	可	①	②	④		有	③	④				会派の経理責任者		・会派の経理責任者が会派分の領収証等を取りまとめ、精査して請求手続を行う（③） ・議会事務局は提出書類を確認の上、会派ごとの精算払いの支出手続を行う（④）	
三重県	伊勢市	○					30	①前払い		④１年	4月	無		10	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				無						可	④				有	③	④				会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・各会派の政務活動費の通帳を議会事務局で管理しており、事前に議会事務局に相談のうえ、支出（④）	
三重県	松阪市			○		会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			無			可	④				有	①	②	③			可	①	②	④		無										旅費等（行程表により確認可能なものに限る。）を除く全ての支出に係る領収書、活用内容報告書、研修会資料などの添付を求めている。【事実上の義務付け】

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
三重県	桑名市			○			50	①前払い		⑤その他	4月、1月	無		5	①	②			有	全て	・会計帳簿、支払伝票、活動実績旅費明細書、調査研究・研修活動実績報告書及び雇用契約書 ・調査研究費における視察・調査資料の写し ・研修費における研修資料、開催案内等の写し ・会議費における会議資料、開催案内等の写し ・広報・広聴費における広報・広聴費支出成果物等の写し ・資料作成費における作成資料の表紙の写し ・資料購入費における品名・単価などが記載された納品書等　・購入図書・資料の表紙の写し ・人件費における賃金単価・勤務時間等記載書	可	①	②			有	①	②	③		可	①	②			無													議員１人当たりの交付月額は令和２年6月１日から令和3年３月31日の間は特例として30千円
三重県	鈴鹿市	○					50	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・交通費（航空運賃以外）及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書 ・政務活動費に係る会計帳簿	可	②				無					①③④について別途起案し保管	可	④			有	④								会派の経理責任者が作成した会計帳簿及び領収書等の内容確認を事務局で実施	
三重県	名張市	○					20	①前払い		③半年	４、１０月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	①	②	④		有	④								・議会事務局の職員が、収支報告書及び添付書類を適宜確認。	
三重県	亀山市	○					20	①前払い	会派に前払い後、精算処理	④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③				可	②				有	③	④					各会派の経理責任者		各会派の経理責任者により収支報告書等を精査後、議長へ提出する。その後、議会事務局が内容確認を行う。	
三重県	鳥羽市		○				13	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	旅費以外の全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	①	④			有	①	③	④		・調査業務の外部委託料についての契約書の写し及び成果品原本1部 ・市政報告などの広報紙の原本又は写し ・印刷資料の原本または写し ・リース契約書の写し	可	①	④			無										旅費、宿泊費、日当等は鳥羽市職員等の旅費に関する条例に準ずる。
三重県	いなべ市	○					30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③	④	政務活動費が伴う活動全てにおいて、報告を義務付け		①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
三重県	志摩市	○					10	①前払い		③半年	4、10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、航空機を除く交通費については、領収書は原則不要） ・政務活動費出納簿	可	①	②			有	④				政務活動費実績報告書（調査研究、研修、要請・陳情活動）	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類が適正であるか検査（④）	調査研究、研修、要請・陳情活動の場合は、議長宛に計画書及び報告書の提出が必要
三重県	伊賀市		○				20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動費明細書 ・広報費における印刷物 ・各項目における交通費の「伊賀市職員等の旅費に関する条例」に基づく計算書	可	①	②			有	①	③				可	①	②			無										
三重県	木曽岬町		○				10	②精算払い		④１年	3/20までに実績報告、その後支払い	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	④				領収書の原本等を添付した支出報告書	可	①	②	④		有	④								領収書の添付及びその確認	
三重県	東員町		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③		有	全額	全ての領収書	可	①	②	③		有	①	②	③			可	①	②	③		有	④								書面検査	
三重県	菰野町			○			30	①前払い		④１年	４月	無		5	③	④			有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	可	③	④			有	①	②	③	④	活動等報告書等	可	③				有	④								収支報告書及び領収書等の審査	
三重県	朝日町		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				無						可	②	④			有	④								収支報告書及び添付書類について不適正な支出がないか確認（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		支出の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容			
三重県	川越町		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領主書 ・支出を証すべき書面	可	④				無					可	④				有	④									内容確認及び検算	
三重県	大台町		○				20	①前払い		④１年	4月～5月	有	大台町特別職報酬等審議会	5	①				有	全て	・領収書の写し ・旅費等支出計算書 ・口座振込等による支出に係るものの受領書等の写し ・クレジットカード利用明細書 ・ETCで高速道路等を利用した場合、利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書及び利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書の写し ・印刷費の支出に係る成果品等については、現物又は写し ・政務活動費調査等報告書 ・宿泊証明書 ・政務活動費以外の経費と按分した場合の按分根拠、按分率、按分後の計上額を記載した書面	可	①	②			有	①		③			可		②			有	④									様式、氏名の記載・押印漏れ、添付書類の有無、経費毎の合計額、按分率・按分根拠等の記載要件漏れ、費用弁償との重複の有無及び交付額と支出額の差し引き残額計算の審査	・大台町政務活動費の交付に関する条例 ・大台町政務活動費の交付に関する規則 ・政務活動費ガイドライン
三重県	紀北町		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	①				有	全て	・原則、領収書を徴する ・領収書を徴することができない場合には、内訳・金額等を「政務活動記録簿」等に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を添付する。	可	③				有	①	②	③			可	③				有	④									収支報告書及び添付書類（領収書を含む）を検査し、不適正な支出がないか確認する。（その際に指導、助言等を行う）	
計	19団体	6団体	8団体	2団体	3団体			① 17 件 ② 2 件 ③ 0 件		① 1 件 ② 0 件 ③ 5 件 ④ 12 件 ⑤ 1 件		3団体		18団体	①16 ②13 ③2 ④8				18団体			19団体	①10 ②14 ③3 ④8				14団体	①12 ②8 ③12 ④7				18団体	①10 ②13 ③3 ④10				15団体	①0 ②0 ③4 ④14 ⑤1									
滋賀県	大津市	○					70	①前払い		③半年	5月,9月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③		有	①	②	③		可	①	②	③		有	③	④					会派の経理責任者、会派代表等		収支報告書及び添付書類の審査を議会局で年２回実施し、不適切な支出については指摘する。	左記「議員1人当たりの交付月額」については、７万円を上限として支給する。（大津市議会政務活動費交付規則、政務活動費運用マニュアル）
滋賀県	彦根市	○					20	①前払い	年度末に精算	④１年	4月	有	彦根市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	全ての領収書（領収書が発行されない場合は、支出の全額を明らかにする書類および領収書が発行されないことについての理由を記載した書面）	可	①	④			無					可	①	④			有	④								全ての提出書類を確認し、マニュアル等と照合	
滋賀県	長浜市			○			20	①前払い		③半年	4,10月	有	長浜市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	領収書等証拠書類の原本	可	④				有	①	③	④		事業報告書、収支報告書、収支等整理簿、契約書の写し（契約締結があるとき）、広報紙の原本（広報紙の発行があるとき）	可	①	④			有	⑤	④						議長	議長が議会事務局へ指示し、会派の経理責任者から提出された収支報告書及び領収書等を確認し、議長決裁後、精算する。	
滋賀県	近江八幡市	○					20	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書が発行されない場合は、証拠書類の写し等）	可	④				有	①	②	③	④	会議及び陳情に参加した場合は、行程、会議・陳情内容、面談先の名刺等を添付した報告書を提出しなければならない。	可	④				有	③	④	⑤					会派の経理責任者、会派代表者	議長	収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者及び会派代表者が検査し提出。提出された書類を議会事務局で検査し、議長へ提出する。（③,④,⑤）	
滋賀県	草津市	○					30	①前払い	会派に前払い後、所属議員に精算払い	④１年	4月	有	草津市議員報酬および特別職給料審議会	5	①	②			有	全て	必ず領収書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除く（交通費について、「JR時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関の運賃等の領収書については添付の必要はないものとする）	可	②				無					可	①	②			無										収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、研修会、会議等に出席した場合は報告書の作成、調査研究活動の視察を実施する場合は計画書と報告書の作成、要請・陳情活動を実施した場合は報告書の作成を申し合わせ事項に規定している。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																																		
滋賀県	守山市	○					21	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	旅費に関する条例の規定に基づく、公共交通機関利用や宿泊料以外の全ての領収書	可	④					有	①					可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を確認し、適正に支出されているか検査を行う。	旅費は守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例に基づき支出
滋賀県	栗東市				○	会派又は議員	20	①前払い		③半年	４,10月	有	栗東市特別職報酬等審議会	5	①				有	全て	領収書等証拠書類の原本（領収書を徴し難い事情があった支出は備考欄にその旨記入）	可	①					無												有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
滋賀県	甲賀市			○			20	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書等証拠書類の写し	可	①	②	④			有	①	②	③			否						有	③	④	⑤					会派の経理責任者、会派会長等	議長	・会派経理責任者が支払調書（領収書添付）、収支報告書等を作成し、会派代表者が確認して提出する。（③） ・議会事務局で確認後、議長が最終確認する。（④,⑤）	
滋賀県	野洲市			○			10	③その他	前払い後、年度末に精算払い	④１年	改選年度以外は４月 改選年度は４月と11月（議員の任期が10月末のため２回に分かれる）	有	野洲市特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④	有	下限無し	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	・視察先から当日配布された会議資料 ・研修開催チラシ	可	①	②	③	④	有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	湖南市				○	会派又は議員	16（ただし４月分は24）	①前払い		③半年	5,10月	有	湖南市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	支出に係る領収書の写し（徴しがたい事情があった支出は備考欄にその旨を記載）	可	②					有	①					可	②					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	高島市			○			20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④					有	①					可	④					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
滋賀県	東近江市			○			20	①前払い		⑤その他	5,11月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報紙などの印刷物については、その成果物	可	④					有	①	③	④		要請・陳情活動報告書	可	④					有			③	④					会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・議会事務局では、提出された収支報告書と領収書の確認（支払日、支出の名目、金額など）をする。（④）	
滋賀県	米原市			○			10	①前払い		④１年	4月	有	米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会	5年	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書のただし書き等で、購入物や費用の内容がわかるようにする。 ・視察研修を実施された場合、視察研修報告書（内容、行程、視察資料等）と、視察費の内容がわかる内訳等。 ・購入した物品の内容、書籍の名称等がわかるよう内訳を記載。 ・広報誌等を発行されている場合、現物。	否						有	①	④			研修会等実施報告書	否						有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13団体	5団体	0団体	6団体	2団体			①12件 ②0件 ③1件		①0件 ②0件 ③7件 ④5件 ⑤1件		9団体			①13	②8	③2	④6	13団体			12団体	①5	②5	③2	④8	10団体	①10	②4	③6	④5		10団体	①5	②4	③2	④7	12団体	①0	②0	③4	④12	⑤3						

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／円）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
京都府	京都市			○			540 ※会派140 議員400	①前払い		②四半期	4月，7月，10月，1月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る支出調書（領収書等を貼付して作成するもの） ・広報広聴費を充てた印刷物の写し ・補助職員の給与に係る賃金台帳等	可	①	②	③		有	④			・人件費及び事務所費に係る説明書等 ・市外出張に要する交通費，宿泊費等の経費を支出した場合の出張記録書	可	①	②	③	④	有	④							議会事務局において，記載事項の誤り・遺漏や添付書類の不備などの形式面の点検を行っている。	収支報告書等の閲覧については，閲覧請求書を提出することにより閲覧が可能であり，閲覧場所は原則として市会図書・情報室としている。 活動報告書等のうち，人件費及び事務所費に係る詳細にわたる記録については①～③による公開をしていないが，④による公開の対象となる。 「領収書等」・「活動報告書等」の添付の義務付けについては，条例の委任を受けた要綱において定めている。
京都府	福知山市	○					15	②精算払い		③半年	11、5月	無		5	①	②			有	全て	政務活動費の支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し，不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・無会派も会派とみなして支給 ・収支報告書への領収書・活動報告書の添付については，「政務活動費の手引き」に基づき処理。
京都府	舞鶴市			○		会派に対して所属議員数に応じて交付。会派に属しない議員は、議長が認めた場合に交付。	22	①前払い		④１年	４月下旬	無		5	①	②			有	全て	領収書等の写し	可	①	②			無						可	①				有	④							収支報告書及び添付書類を検査	交付額は１人あたり年260千円
京都府	綾部市	○					15	②精算払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③			可	①	②	④		有	④							・会派の経理責任者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書、添付書類を事務局に提出検査し、不適正な支出について指導、助言等実施確認後、精算払い	
京都府	宇治市			○			50	①前払い		③半年	4月と10月	有	宇治市議会政務活動費検討委員会	5	①	②			有	全て	全ての支出に関する領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	②	③			可	②				有	④							複数名の事務局職員で検査を行う。	
京都府	宮津市	○					10	①前払い		④１年	４月末	無		5	①	②	④		有	全て	会計帳簿	可	①	②	④		有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	②	④		有	④							政務活動費運用基準に定める使途基準などと照らし合わせ、不適切な経費支出がないかチェックしている。	
京都府	亀岡市	○					15	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	領収書の写し	可	②	④			有	①	②	③	④	陳情活動報告書	可	②	④			有	④							政務活動費の充当が適切であるか、金額に誤りがないか、領収書の写しが添付されているか等の確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千／円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
京都府	城陽市	○					13	②精算払い		④１年	4月	無		10	①	②			有	全て	・交通費は実費とし、領収書を添付する。ただし、鉄路１００ｋｍ未満、または路線バスの利用で、領収書を徴することができず「時刻表」等で金額が確定できる場合は、旅費計算書にその理由を明らかにすることにより、領収書を省略することができる。なお、鉄路の特急利用の場合は、距離にかかわらず領収書の添付を必要とする。 ・公共交通機関の利用を原則とする。ただし、次の場合は、タクシー、レンタカー（ガソリン代等を含む）及び貸切バスにかかる経費を支出することができる。なお、レンタカー利用の場合、走行距離及びガソリン代等が明らかとなる書面（レンタカー事業者が発行する契約書控え、領収書等で走行距離を明記している書面及びガソリン代金レシート等）を実施報告書に添付する。 ・日付、依頼人（会派名または代表者名）、受取人、金額の明記に加え、明細の記された請求書の写しを添付するなど、使途が明確なものに限り、ＡＴＭ利用明細票（銀行等の払込金受領証）を領収書に代えることができる。 ・領収書を徴収することができない経費（講師謝金等）に限り、支払証明書を領収書に代えることができる。なお、領収書紛失を理由とする支払証明書は、認めない。	可	②				有	①	②	③	④	陳情・要望活動、報告会、公聴会、会議実施報告書	可	②	④			有	④											収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕分けの適否、記載事項の不備、計算誤り、提出すべき書類の提出漏れの有無等について、点検と確認を行う。また必要に応じ、会派の代表者（経理責任者）から提出書類等の説明を受ける。	
京都府	向日市	○					11	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	①	②			有	全て	領収書またはこれに準ずる書類	可	②				有	①	②	③	④	会派の作成した成果物	可	②				有	④									領収書、報告書等を確認	
京都府	長岡京市	○					13	①前払い		④１年	4月	有	長岡京市特別職員報酬等審議会	10	①	②			有	全て，1円以上	全ての支出に係る領収書を添付（領収書を徴することが出来ないものについては、支払証明書をもって代えるものとする。）	可	①	②			有	④				調査研究報告書	可	①	②			無										
京都府	八幡市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	4月	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	③	④		会派活動報告書	可	④				有	④									収支報告書及び領収書内容の確認	申し合わせにより処理
京都府	京田辺市			○			15	①前払い		④１年	５月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③			可	①	④			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
京都府	京丹後市				○	会派又は議員	15	②精算払い		③半年	10月、4月	有	特別職等報酬審議会	5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	③		有	①	②	③	④	意見交換会、市民相談会、要望・陳情活動に係る活動報告書	可	①	②	③		有	④	⑤						執行機関	所定のチェックシートに基づき、収支報告書、請求書及び領収書並びに各種報告書を検査	
京都府	南丹市			○			10	①前払い		⑤その他	１年（５月末までに交付）	無		5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	③			有	④				調査研究や研修等に係る政務活動記録簿	可	③				有	④	⑤						議長	各会派から提出された収支報告書及び領収書等の写しを議会事務局が検査確認した後、議長が検査する。	
京都府	木津川市			○			会派1人10 無会派1人7	①前払い		④１年	請求のあった日から30日以内に支給	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書（ただし、自動券売機等で切符を購入の場合はその旨を明記）	可	①	②			有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	①	②			有	②					監査委員			収支報告書及び領収書を会派の会計担当者から提出。事務局で収支報告書及び添付書類を検査し精算。合わせて収支報告書及び添付書類を監査委員が検査し、支出について指導、助言等実施（②）	
京都府	大山崎町	○					5	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収証その他の支出を証すべき書面	可	④				有	①	②				可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類等の検査を実施	活動報告書等の添付の義務付けは、内規の運用に基づく。
京都府	久御山町				○	会派／会派に属しない議員	５千円／３千円	②精算払い		③半年	10月・４月	無		5	②	③			有	全て	領収書その他支出を証すべき書面を添付	可	②	③			無						否					無										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体							備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
京都府	精華町				○	会派又は会派に属さない議員	7	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出にかかる領収書。 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な書類の内容）	可	①	②	③		有	①	③	④	・成果品（会派だより、要望活動に係る要望書）	可	①	②	③		有	④						収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕訳の適否、提出すべき書類の提出漏れの有無等について点検と確認を行う。また、必要に応じ、会派代表者(経理責任者)から提出書類等の説明を受ける。(④)	
計	18団体	8団体	0団体	5団体	5団体			①13件 ②5件 ③0件		①0件 ②1件 ③6件 ④10件 ⑤1件		4団体			①16 ②14 ③5 ④6				18団体			18団体	①11 ②14 ③5 ④6		16団体	①13 ②10 ③12 ④11			17団体	①10 ②12 ③4 ④8			16団体	①0 ②1 ③0 ④15 ⑤2							
大阪府	大阪市				○	（①議員が会派に所属している場合「会派に対して所属議員１人あたり513,000円」 又は、「会派に対して所属議員1人あたり85,500円及び所属議員それぞれに対して427,500円」より会派が選択 ②議員が会派所属していない場合、議員に対して427,500円（すべて月額） ）	左記のとおり	①前払い		①毎月		有	大阪市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	可	①	②			有		②			可	①	②			有		②	③	④				政務活動費専門委員による。		会派の主体性に任せている。		各会派が検査した収支報告書等を議長に提出し、議会事務局における検査後、第三者（弁護士・公認会計士）による抽出検査を行っている。	
大阪府	堺市			○			300	①前払い		②四半期	4月、7月、10月、1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、備品台帳、雇用状況報告書、出勤簿、事務所使用状況報告書、切手等受払簿、市政報告チラシ等印刷物の現物、各種契約書等	可	①	②			有	④			・出張報告書（国内外を問わず、航空機若しくは急行列車の利用又は宿泊を伴う出張を行った場合に作成） ・事業実施報告書（政務活動費を充当した主な事業、その内容等の報告のため作成）	可	①	②			有	①	④						収支報告書等を、議会事務局が確認した後、第三者による検査を実施（四半期毎）。	
大阪府	岸和田市	○					50	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	④			有	全て	・すべての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は支払い証明書を作成する。） ・会計帳簿	可	④				有	①										有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、助言を行う	
大阪府	豊中市	○					70	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	①	②			有	全て	支出ごとの支払伝票及び会計帳簿、政務活動費専用預金口座通帳の写しを提出。 また、備品を購入している場合には備品台帳を、旅費や研修等参加負担金の支出などがある場合は活動記録票を、要請・陳情活動に要する経費を支出するときは活動記録票のほか当該要請・陳情書等の写しを提出。 このほか、管外へ出張した場合は旅費明細書を、駐車場代の支出がある場合は行事等の案内文を、また印刷物の作成や文書通信費等の支出については当該作成・郵送文書を添付するなど、審査時の支払伝票の内容を証明する書類を添付。 なお、領収書等を徴し得ないときは、銀行等の振込金受領書やクレジットカード会社の引落通知、また会派の代表者発行の支払証書など、領収書に代わる証拠書類としての添付を認めている。	可	②				有	④			※補足 旅費・参加負担金を支出するとき又は要請・陳情活動に要する経費を支出するときは「活動記録票」の提出を求めている。	可	②				有	④									【開係書類の提出】 （決算審査） 会派の代表者は、毎年、年度終了後30日以内（会派の消滅の場合は当該事由後20日以内）に、収支報告書及び会計帳簿等を議長に提出。 （上半期審査） 上記決算審査の実施にあたり、議長は、上半期終了時点で、会計帳簿等の審査を行うことができる。これに伴い、会派代表者は、毎年度上半期終了後に上半期分の会計帳簿等を議長に提出。 【審査主体】 議長は、当該審査を議会事務局長（事務局）に行わせることができる。 【審査内容の例と議長への報告】 ・条例等の規定に違反していないか。 ・領収書等の証憑書類が揃っているか。 ⇒事務局長は、審査の結果を議長に報告 【審査の結果に疑義がある又は不適正な執行がある場合について】 議長は、会派代表者に説明又は修正を求めることができる。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大阪府	池田市	○					50	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	③				可	④					有	④								・収支報告書及び添付書類等を検査し、不備や不適切な支出についての有無を確認し、改善を求める（④）	
大阪府	吹田市	○					110	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	④			有	全て	領収書又は支払った事実を証する資料を添付した支払伝票及び会計帳簿	可	①	④			有	①	③				可	①	④				有	④								・半期毎に収支報告書、領収書、支出内容について検査し、不適正な支出について指導、助言を行う。（④）	
大阪府	泉大津市	○					25	③その他	必要の都度交付	⑤その他	交付を受けようとするとき	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・【広報広聴費】会派、個人が印刷物により議会活動をPRした場合は、その内容の写し 【資料費】印刷物や情報収集委託料の成果の写し、図書の表紙・金額等が表記されている部分のコピー 【通信費】はがきを送付する場合は、その内容の写し 【人件費】雇用契約書若しくは雇用実態が証明できる書類	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②				有	④								・会派から都度提出される交付請求書及び添付書類を確認し、不適正と考えられる支出について助言等を実施する。	
大阪府	高槻市		○				70	①前払い		②四半期	４月、７月、１０月、１月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、支出書、支払証明書（領収書を徴し得なかった場合）、政務活動実施報告書、出張報告書、出張実施簿、交通手段等利用明細書、	可	①	②	④		有	①	③	④		会議、調査等	可	①	②	④			有	④								収支報告書及び領収書等を議長に提出後、計算間違い等の不備が無いかを点検し、疑義がある場合は指摘し、修正を行ってもらう。	
大阪府	貝塚市		○				30	①前払い		④１年	５月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経理簿	可	①	②			有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	①	②			有	④								会派の経理担当者から収支報告書、経理簿、領収書を提出させ、事務局から正副議長まで供覧する。	
大阪府	守口市	○					30	①前払い		②四半期	4，7，10，1	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	③	④		会議、住民への報告会、住民相談等	可	②	④			有	③	④					会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、議会事務局による検査を実施（④）	
大阪府	枚方市		○				70	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	使途全てにおいて必要	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	・政務活動費による各種活動（視察・研修等）旅費計算書 ・政務活動費による各種活動（視察・研修等）報告書 ・印刷製本費、宿泊費、資料費の領収書	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容について助言・確認等を実施（④）	
大阪府	茨木市			○			25	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大阪府	八尾市			○			70	①	・会派に前払い後、所属議員に精算払い ・時限的に、令和3年4月～令和4年3月）まで2割減額している。（減額後の月額5万6千円）	③半年	4月10日 10月10日		有	公認会計士、弁護士、法科大学院教授	5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	③	④	・活動報告書 ・調査研究費、研修費活動記録簿 ・広聴費活動記録簿	可	①	③			無											＜意見聴取の詳細について＞ 平成19年９月に、領収書の全件添付することや、詳細かつ具体的な使途基準を策定するため、市政調査研究費検討会議を設置し、弁護士・公認会計士・大学教授といった専門家の意見報告も踏まえた上で、多角的・専門的に検討を行い、「より透明性の高い市政調査研究費制度に関する答申」をとりまとめ、これに基づき規定の改正を行った。八尾市議会の政務活動費の運用はこのときに改正した内容がベースになっている。
大阪府	泉佐野市	○					50	①前払い		②四半期	4・7・11・1月		無		5	①			④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①			④	有	①			④	会議、陳情活動等報告書、旅費明細書	可	①				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	富田林市	○					80	①前払い		③半年	4、10月		無		5	①	②			有	1円以上	・全ての支出に関する領収書（領収書を徴し得ない場合は会派代表者発行の支払証明書）、その他証拠書類（請求書、発行した広報紙の現物・視察届・出張報告書・出張届出書の写し・旅費明細書、）	可	①	②	④		有	④				出張報告書、旅費明細書	可	④				有	⑤									議長 監査委員	10月末に出納簿、支払伝票等の原本を議長に提出。 4月末に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本を議長に提出。 5月に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本を監査委員へ審査依頼。	質問項目の【交付の対象】で[会派のみ]は、所属議員1名も会派とみなします。 質問項目の【収支報告書の公開方法】【領収書等の公開方法】の②は議会事務局のみとなります。
大阪府	寝屋川市			○			45	①前払い		③半年	4，10月		無		4	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	否					有	①	②	③	④	会議、要請・陳情活動に係る報告書	可	②				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	河内長野市	○					50	①前払い		②四半期	1，4，7，10月		無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③	④	（様式）「（視察・研修・要請・陳情）内容報告書」の添付を義務付けている	可	①	②	④		有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	松原市	○					85	①前払い		②四半期	1，4，7，10月		無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				無							可	④				有	③	④							会派の経理責任者	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・収支報告書及び支出証書を議長に提出後、議会事務局にて確認。確認後に精算し、収支報告書のみＨＰに掲載（④）	
大阪府	大東市				○	会派又は議員の選択制	80	①前払い		②四半期	（1.4.7.10月）		有	大東市特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①						可	③				有	④									・収支報告書及び領収書等の添付書類を議長に提出する前に検査し、不適切な支出及び不足書類について指導・助言等を実施（④）	「政務活動費の交付に関する条例」及び「政務活動費運用の手引き」に基づき処理している。
大阪府	和泉市		○				70	①前払い		③半年	4,10月		無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書を徴し得ないものは支払証明書） ・研修会案内文 ・要請、陳情活動の内容が分かる書類 ・各種会議、意見交換会の案内文、資料	可	①				無																					・収支報告書及び領収書等を検査し、書類不備や支出について疑義が生じる恐れがあると判断したものの内容確認（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体											備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大阪府	箕面市	○					45	①前払い		③半年	上半期（4月～8月）5ヶ月分を4月末までに 下半期（9月から翌3月）7ヶ月分を9月末までに交付	無		10	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費明細書 ・出張報告書 ・市政報告書等の発行物	可	①	②			有	①	②	③	④	市政報告書等の発行物	可	①	②			有	③	④						会派の経理責任者		・会派の経理責任者が領収書等により内容を確認（③） ・事務局職員により、例規・内規に準じた支出であるか、添付書類、金額の不備を確認（④）	
大阪府	柏原市			○			40	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書原本。 感熱紙の領収書等は原本とそのコピーを添付。 通帳から引き落とししている費目のなかで領収書がないものについては、支払先・支払額・支払内容等が明確に記された書類。（契約書、請求書、通帳コピー等）	可	①	②	④		無							④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査	
大阪府	羽曳野市			○			60	②精算払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書（見積書、納品書、契約書）	可	①	②			有	①	③	④		調査研究費、研修費、要請・陳情活動費、会議費	可	①	②			無											海外視察は認めていない
大阪府	門真市		○				45	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①				有	全て	・全ての支払に係る領収書 ・会計帳簿及び領収書又は当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類	可	②				無											有	④									・二人体制で収支報告書及び添付書類等を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施	・収支報告書、領収書等の公開方法は、情報コーナーにて閲覧。 ・収支報告書への領収書等の添付の義務付けは「門真市議会政務活動費に関する取扱要領」に基づき処理
大阪府	摂津市				○	政務活動費は、摂津市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。)に対して交付する。	30	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	③				可	①	②	④		有	④	①				弁護士、公認会計士				・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、事務局の確認後、第三者による検査を実施	
大阪府	高石市		○				36	①前払い		④１年	4月	有	高石市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				無											有	④									・収支報告書及び添付書類等を確認している。	
大阪府	藤井寺市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が添付出来ない場合は、理由を提出	可	②	④			有	①		③	④	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が添付出来ない場合は、理由を提出	可	②	④			有	④									領収書又はこれに準ずる書類を添付した収支報告書を会派の経理責任者が議長に提出後、議会事務局にて検査	
大阪府	東大阪市	○					150	①前払い		①毎月		無		5	①	③			有	全て	【必ず添付】 ・会計帳簿 ・領収書 ・活動報告書 【活動内容等によっては必要】 ・活動記録簿（研究研修費、調査費、要請・陳情活動費、会議費） ・所感等をまとめた報告書（研究研修費、調査費、会議費） ・雇用状況報告書 ・事務所届 ・訂正届	可	①	③			有	①	②	③	④	要請・陳情活動費、会議費	可	①	③			有	①	④				弁護士、税理士				・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、政務活動費の残額を戻入（④） ・ＨＰ掲載前に弁護士等による検査を実施（①）	
大阪府	四條畷市		○				40	①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類（旅費明細書、調査研究活動等報告書、実施要領、実績報告書等開催したことを証する書類、市政報告書等の写し、印刷部数や単価等の記載がある業者発行の書類、購入した書籍の表紙の写し、契約書の写し）	可	①	②			有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書	可	①	②			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘等実施	四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例及び四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則のほか、四條畷市議会政務活動費運用マニュアルに基づき、処理している。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者等（機関）の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大阪府	交野市		○				45	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書の代わりとなる支払いを証明する書類が添付できるものについては、その使途を認める） （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類） ・雇用契約書 ・政務活動業務委託契約書 ・リース契約書 ・視察・研修参加資料（一部分で可） ・利用料金内訳明細書 ・賃貸契約書 ・光熱水料金明細書 など	可	①	②	④		有	①	②	③	④	広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費に係る活動記録簿	可	①	②	④		有	④											・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・1つの収支報告書等に対し2名以上の事務局職員が検査を行う。		・「活動報告書等」について、「活動報告書」という名称のものはないが、「活動記録簿」というものがあり、目的・内容・結果等を簡潔に記載する様式であるため、これを以て「有」と回答している。 ・収支報告書、領収書等、活動報告書の公開については、平成28年分より「①HPに掲載」と共に、市情報公開条例に準じて、「②議会図書館、事務局等に常備」している。但し、常備場所は、市情報公開コーナーである。 ・公開方法④「情報公開条例に基づく開示請求により閲覧可」は、①②の対象となっていない年分のみが対象となる。 ・視察については、「国内」と「海外」を区別しての取り決め（取り扱い）はしていない。
大阪府	大阪狭山市	○					35	①前払い		②四半期	4，7，10，翌1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③	④		陳情活動報告書	可	②											・翌４月末日までに、会派の経理責任者から提出された収支報告書及び領収書等の添付書類を議会事務局で検査。その後、議長を経由して市長あて送付する。その際、市長部局の総務部において、同様の方法で検査。 ・毎年1月に議長監査を行い、4月から12月分までの収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施。				有	③	④	⑤					会派の経理責任者	・議長 ・市長部局		
大阪府	阪南市			○			20	②精算払い		⑤その他	翌年４月１０日までに実績報告書を提出、内容を審査、交付額確定後交付される。	無		5	①	②	④		有	全て	会計帳簿	可	①	②	④		有	①	③	④		印刷物等の成果品、会議等報告書等	可	①	②	④		無														
大阪府	豊能町				○	会派又は議員	15	②精算払い		④１年	３月末日	無		3	①	③	④		有	全て	領収書原本に加え、政務活動に関連する書類（例：広報広聴費における頒布用作成資料等の成果物）も添付を義務付ける。	可	④				有	①	②	③	④	政務活動報告書	可	④				有	④										提出された報告書や領収書等より政務活動費として適正かどうか検査する。	
大阪府	能勢町				○	会派又は議員の選択制	10	②精算払い		④１年	３月	無		5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無											有	④								収支報告書及び領収書を確認	
大阪府	忠岡町				○		5	①前払い		④１年	申請後に速やかに交付している	無		5	①	④			有	全て	但し、交通費など領収書が無い場合は除外	可	④				有	①	③	④		・活動報告書 ・調査研究費、研修費活動記録 ・広報等の成果品	可	④				有	④										清算時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局において領収書等により、収支報告書の整合性を確認している。	
大阪府	熊取町	○					20	①前払い		③半年	4，10月	無		10	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③	④		出張報告書	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査。	領収書、活動報告書等の添付については議会政務活動費交付要領で定めている。
大阪府	田尻町				○	会派又は議員	10	①前払い		④１年	4月又は5月	無		5	③				有	1円以上	・対象となる支出に係る領収書 ・対象となる各種会議の案内文、資料等	可	②				有	①	③	④		領収証その他の支出を証すべき書面		②					④								領収書の原本添付	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大阪府	岬町			○		現在会派がないため、議員のみ交付	10	①前払い		②四半期	5月	無		5	②				有	全て	領収書等証拠書類の原本（領収書を徴し難い事情があった支出は備考欄にその旨記入）	可	④				有	①	②	③		可	②					有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不備等あれば、指導、助言等を行う。	
大阪府	太子町	○					10千円	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	可	④				無										有	④							収支報告書及び添付書類を検査する	
大阪府	河南町	○					15	①前払い		③半年	4、10月	無		5	②				無			否					無										有	③	④					会派の経理責任者		・所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認。その後、事務局職員が確認。 ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
大阪府	千早赤阪村	○					15	①前払い		⑤その他	年2回 4，10月	無		5	④	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	否					無										可	④				無						
計	41団体	17団体	9団体	8団体	7団体			① 35 件 ② 4 件 ③ 1 件		① 2 件 ② 19 件 ③ 10 件 ④ 7 件 ⑤ 3 件		8団体			①36	②26	③6	④19	40団体			38団体	①22	②23	③4	④21	32団体	①28	②13	③25	④23		32団体	①19	②22	③3	④15	36団体	①3	②1	③6	④36	⑤2							
兵庫県	神戸市	○					380	①前払い		①毎月		無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、会派広聴事務所借上料、会派広聴事務所光熱水費、公共交通機関運賃、自動車燃料費、有料道路通行料、人件費については支払証書） ・請求書・納品書の写し	可	①	③			有	①	②	④		要請・陳情活動報告書	可	①	③			有	①					税理士				・会派が収支報告書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に検査を実施 ・10万円以上の支出は全件、10万円未満の支出は無作為抽出により検査	所属議員数が5人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員1人あたり月額340千円の加算がある。
兵庫県	姫路市	○					85	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	①	③	④		有	1円以上	支払先から領収証書等を徴し、政務活動費支出書に添付の上、整理するものとする。	可	①	③	④		有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	③	④		有	④							四半期ごと及び年度終了後に書類の原本を議長（事務局）に提出し、計算誤りや記載ミスがないかなどとともに、条例、規則及び本マニュアルの内容に沿ったものとなっているのかどうかについて、審査を受ける。	
兵庫県	尼崎市				○	原則として会派に交付するが、①会派以外の団体並びに②会派及び当該団体のいずれにも属しない議員に対し交付する場合がある。	100	①前払い		③半年	4, 10月	無		3	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会派広報紙	可	①	②			無						可	①	③			有	③	④					会派の代表者及び経理責任者		会派代表者及び経理責任者は支出内容を確認し、収支報告書等を議会事務局に提出（③）議会事務局は提出された収支報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	視察及び研修等の出張報告書は収支報告書への添付書類ではなく、出張後速やかに作成し、会派等の代表者を経て、議長に提出しなければならない。その報告書については、回答のとおり、ＨＰに掲載し、閲覧等請求手続きにより閲覧等可。
兵庫県	明石市	○					80	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③	④			有	①	③	④		要望・陳情活動の際、出張報告書の提出が必要	可	③	④			有	④						会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者から提出してもらい、不適正な支出について是正を求める。	
兵庫県	西宮市				○	会派又は議員の選択制（月額12万円のうち会派に交付する額、議員に交付する額を申請する）	120	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	①	③			有	全て	・原則すべての支出にかかる領収書（概ね２千円以内の自動券売機による旅費など領収書を徴しがたいものは、活動記録簿による報告で充当可） ・経費の性質上、領収書に添付すべき書類（活動記録簿、携帯・固定電話料金明細等）	可	①	③			有	①	③				可	①	③			有	④								収支報告書及び添付書類を条例、規則、手引きに基づき精査、点検作業を行い、指摘、改善等を行う。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の公開方法（複数選択可）												収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無												収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
兵庫県	洲本市	○					12.5	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			有	①	②	③			可	③	④			有	④								・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局による検査を実施（④）し、その結果に基づき概算払した政務活動費の精算を実施	議会報及び議会ホームページに、会派名、議員数、交付額、執行額と内訳、返還額を掲載
兵庫県	芦屋市			○			70	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①		③		有	全て	金銭出納簿，領収書，支出証明書，視察報告書，要請・陳情報告書，広報紙等	可	①			③	有	①			④	視察報告書，要請・陳情報告書	可	①		③		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	伊丹市		○				60	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	④			有	①	②	③	④	広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費	可	①	④			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言等実施（④）	
兵庫県	相生市				○	会派（所属議員が1人の場合も含む）	12	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				無						可	①	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	豊岡市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・研修会の概要 ・交付成果に関する書類など	可	①				有	①	③	④		要請・陳情活動報告書	可	①				有	④	⑤						選管・監査事務局	④事務局職員による個別チェックを実施 ⑤監査委員及び事務局で個別に会計諸帳簿の写しをチェックし、決算審査で指摘があれば是正する	1人会派も含む
兵庫県	加古川市				○	会派又は会派に属さない議員	70	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		10	①	③	④		有	全て	・領収書（原本） ・印刷物の成果物 ・購入書籍の表紙等	可	①	③	④		有	①	③				可	①	③	④		有	④								・収支報告書及び領収書等の添付文書を検査し、不備等あれば指導している。	
兵庫県	赤穂市		○				22	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③			可	①	②	④		有	④								議員から議会事務局に収支報告書等が提出されれば、事務局で審査・検査し、必要に応じて議員に修正させる。	
兵庫県	西脇市			○			4	①前払い		⑤その他	毎年４月末払	無		5	①	③			有	全て	関係証拠書類の写しを添付	可	①	③			有	①	③				可	①				有	⑤							議長及び財政課	収支報告書が提出されたときは、適正な使用を確保するため、議長は必要に応じて内容の調査を行う。 調査の結果、必要があると認めるときは、その内容を是正するよう命ずることができる。	議員１人当たりの交付額は年額44,500円
兵庫県	宝塚市				○	会派、議員、会派及び議員の選択制	76	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費計算書（券売機での切符購入等で領収書が徴しがたいとき2,000円以内に限り領収書に代える） ・会場費支出結果報告書 ・出張調査（研究・研修会参加）報告書 ・要請、陳情活動報告書 ・政務活動補助職員の雇用届（写し）、雇用契約書（写し）、勤務実績書 ・印刷物の見本（原本） ・ホームページのトップページ（写し） ・携帯電話利用明細書 ・切手受払簿 ・個人との契約の場合の委託契約書（写し）	可	①	②			有	①	③	④		海外視察は認めていない	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について修正等の依頼を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
兵庫県	三木市	○					10	①前払い		④１年	5月	有	三木市・吉川町合併協議会	5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・「研修費」開催案内等の会議内容が確認できる資料 ・「広報費」チラシ等の印刷物の見本 ・「要請・陳情活動費」要望書等の写し、相手方の名刺、行程表など	可	②	③	④		有	①	③				可	②	③	④		有	④	⑤							議会運営委員会	・議会事務局職員が収支報告書、領収書等の内容確認及び検算を行う。（④） ・議会運営委員会において、支出内容の適否を判断する。（⑤）	左記の収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けの内容は、「三木市議会政務活動費使途基準の運用指針」で定めている。
兵庫県	高砂市				○	会派又は会派に属さない議員	25	③その他	半年ごとの概算交付。経費の支出は、四半期ごとの議長への支出書提出後、実費弁償により議員に支払う。	③半年	4,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書等の証拠書類の写し ・書籍表紙の写し	可	④				無					添付の義務付けはないが、研究研修費及び調査旅費を執行する場合は、出張調査研究届及び出張調査研究報告書を作成し議長に報告しなければならない。	可	④				有	④	⑤							議長	・四半期ごとの報告書、添付書類及び年度終了後の収支報告書を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
兵庫県	川西市				○	会派又は会派無所属議員	60	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③	④	実績報告書により、主な活動内容の報告を義務付けている。	可	①	②			無											
兵庫県	三田市				○	会派又は議員の選択制	45	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①		③	④	要請・陳情活動報告書等	可	①	②			有				④					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
兵庫県	加西市	○					8	①前払い		④１年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			無											有	④								必要書類の添付有無の確認、領収書等と添付書類である収支差引簿等との日付及び金額の確認、合計金額等の計算の確認	※左記「収支報告書への活動報告書の添付」について、国内視察報告書や研修報告書は、視察や研修の実施後速やかに報告書を議長に提出するように定めているため、収支報告書の提出よりも遥か以前に提出し、議会ホームページで公開している。また、収支報告書の提出後には、併せて市役所総合案内横カウンターに常備して公開し閲覧に供している。
兵庫県	丹波篠山市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	④		有	全て	・領収書 ・差引簿	可	①	②	④		有	①	②	③	④	・成果品（広報誌の発行、図書購入では表紙の写し等）	可	①	②	④		無										
兵庫県	養父市		○				5	②精算払い		⑤その他	4,11月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	③			有	③	④			政務活動概要報告書	可	①	③			有	④								・収支報告書及び領収書等の提出後、議会事務局で内容を確認し、精算払い。	
兵庫県	丹波市			○			10	②精算払い		③半年	10,4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・収支明細書（又は会計帳簿） ・支出決定書	可	③				有	①	②	③			可	①	③			有	④								・会派等からの精算払い申請時に収支報告書、領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
兵庫県	南あわじ市	○					13	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴しがたい場合は、会派代表者が支出を証明した書類 ・研修等に関する報告書	可	①	③			有	①	②	③	④	・会議の内容・出席が分かる資料 ・陳情活動等の内容が分かる資料	可	①	③			有	④								・収支報告書に添付された領収書等の証拠書類及び事業実績報告書により、使途基準・使途制限に適合するかを調査	
兵庫県	朝来市	○					10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（領収書等を受領できない場合は、その客観的根拠及び理由を付した書類）	可	①	③			有	①	③				可	①	③			無										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
兵庫県	淡路市			○			13	②精算払い		⑤その他	3月末に精算し、交付は4月上旬	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・領収書が添付できないものについては根拠の分かる書類	可	②	③			無										無											
兵庫県	宍粟市			○			15	①前払い		④１年	年度の最初の月に12ヶ月分を交付する。	無		5	①	②	③		有	全て	・政務活動費支出書及び金銭出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・預金通帳（写）	可	①	②	③		有	①		③	④	領収書等支出証拠書類 政務活動費支出書及び金銭出納簿 預金口座（通帳）写	可	①	②	③		有	④									収支報告書、支出書、金銭出納簿、領収書等支出証拠及び預金通帳の写し等を経理責任者より提出させ、事務局にて確認をする。その後、残余額がある場合には、返還させる	
兵庫県	たつの市				○	会派及び会派に属しない議員の職にある者	20	②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①		③		有	全て	領収証書等の証拠書類の原本を添付	可	③				無										可	④				有	④					会派の経理責任者から提出後、議会事務局職員が内容を確認し、議長決裁する	※政務活動費の支出を伴う先進地等への調査又は、要請・陳述活動等の実施にあたっては、活動終了後に結果報告書を提出することとしているが、収支報告書の添付書類とはなっていない（たつの市議会政務活動費の取扱いに関する要綱）
兵庫県	猪名川町	○					20	①前払い		③半年	4.10月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書（鉄道、バス等を除く）	可	③	④			無										可	④				有	③	④			会派の経理担当者及び会派長		・収支報告書及び添付書類を会派の経理担当者及び会派長が確認（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出への助言を行う（④）	
兵庫県	稲美町				○	会派には月額1万円にその会派の所属議員の数を乗じた額を、会派に属さない議員には月額1万円を交付する	10	①前払い		③半年	5,11月	無		5	①	③	④		有	全て	領収書その他の支出を証すべき書面	可	③	④			無															有	④						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や記入誤りがあれば進言する。	
兵庫県	播磨町			○			10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	③				有	全て	・領収証その他の支出を証すべき書面	可	③				無										可	④				有	④					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	香美町	○					5	①前払い		④１年	請求後速やかに	無		5	④				有	全て	・支出に係る領収書その他当該支出に係る事実を称する書類の写し	可	④				無										否	④				有	④					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、書類の不備等確認	
兵庫県	新温泉町		○				5	②精算払い		④１年	3月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	③								可	③				有	④					必要書類の添付有無及び対象経費の確認	
計	32団体	11団体	4団体	6団体	11団体			① 26 件 ② 5 件 ③ 1 件		① 1 件 ② 9 件 ③ 9 件 ④ 10 件 ⑤ 0 件		2団体			①28 ②10	③21	④12		32団体			32団体	①19	②10	③21	④12	22団体	①21	②9	③20	④13		28団体	①20	②7	③16	④13	28団体	①1	②0	③2	④26	⑤4						
奈良県	奈良市			○		議員の交付申請に基づき交付、ただし会派が所属議員の合意に基づいて交付申請を行った場合は会派に対して交付	70	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	①	③			有	規定なし	政務活動費の交付を受けた議員又は会派は、収支報告書並びに領収書等の証拠書類を提出しなければならない	可	①	③			有	①	③			海外視察は認めていない	可	①	③			無									

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体											備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書②海外視察報告書③研修報告書④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載②議会図書館、事務局等に常備③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）①第三者（個人）②第三者機関③会派④議会事務局⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
奈良県	大和高田市		○				20	①前払い		④１年	４月	無		5	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（燃料費、通行料及び公共交通機関の交通費を除く。） ・燃料費、通行料及び公共交通機関の交通費は、支払証明書 ・10万円以上の事務機器の購入については領収書に加えて減価償却計算書を添付。	可	④				有	①	②	③	④	・視察、研修、陳情等は事前に実施届、活動後に結果報告書を提出 ・広報費、資料購入費等は原本または写しを提出	可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを内規の運用ルールに基づき処理している。
奈良県	天理市		○				50	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・ただし、領収書の取得が困難である運賃等については、指定様式の提出によって領収書の代わりとしている。	可	①	③			有	①	②	③			可	①	③			有	④	⑤							監査事務局	・政務活動費の精算後、収支報告書及び添付書類を検査し、不正支出等の指導を実施。	
奈良県	橿原市		○				42	①前払い		③半年	4/25・10/25	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	③			有	①	③	④		・広聴会・意見交換会等報告書 ・会議、陳情活動等報告書等	可	①	③			有	④									収支報告書及び添付書類等について検査し、適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努める	
奈良県	桜井市				○	会派又は議員	20	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	②				有	全て	経費の性質上、領収書に加えた添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②				無											有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	五條市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・個人で発行した広報紙については現物	可	③				無											有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	御所市		○				20	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③			可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査。	
奈良県	生駒市			○		条例：政務活動費は、会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び会派に所属しない議員に対して交付する。	30	①前払い		③半年	各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。	無		5	①	③			有	1件1円以上	・全ての支出に係る領収書（近隣への交通運賃については別途書類を添付）	可	①	③			有	①	②	③			可	①	③			有	④									収支報告書及び添付書類等を確認し、支出疑義があるものや誤記等について助言等を行う。その後、精算払い。	活動報告書等の添付の義務付けについて…議長名で依頼を必要とする場合のみ事前に届出書を提出し、調査終了後、先進地調査（現地調査）報告書を提出。
奈良県	香芝市		○				25	②精算払い		④１年	次年度の5月末日まで（出納閉鎖期間内）	無		5	③				有	全て	・当該政務活動費に関し、支出の事実を証すべき全ての領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	③	④			調査研究に関する報告書等	可	③				有	④	⑤							議長	・収支報告書及び領収書等を審査、確認後に市長に送付（④、⑤）、精算払い	
奈良県	宇陀市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	全ての支出に係る領収書の写し（だたし公共交通機関等で領収書が発行できない場合は除く）	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④									収支報告書及び添付書類の確認、指導助言等を実施	
奈良県	三宅町		○				10	①前払い		④１年	５月	無		5	②				有	すべて	すべての支出に係る領収書	可	②				無											有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	田原本町		○				20	②精算払い		④１年	交付額を決定後、速やかに	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③	④			有	①	②	③			可	③	④			有	④									・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を確認後、精算払い	
奈良県	広陵町		○				10	②精算払い		⑤その他	5月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書会計帳簿の写し	可	④				有	④				研修報告書	可	④				無												

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称				添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法		
奈良県	東吉野村		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③	④			有	①	②	③	④	・その他会議、陳情活動に伴う報告書	可	③	④			有	④	⑤							首長部局で規定と照らしての確認	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、訂正等実施（④） ・首長部局財政係での条例に基づく執行の確認	
計	14団体	0団体	11団体	2団体	1団体			①11件 ②3件 ③0件		①0件 ②2件 ③3件 ④8件 ⑤0件		0団体			①4 ②4 ③10 ④3		14団体		14団体	①4 ②3 ③9 ④4					11団体	①9 ②7 ③10 ④5					11団体	①4 ②1 ③8 ④4				12団体	①0 ②0 ③0 ④12 ⑤3									
和歌山県	和歌山市	○					100	①前払い	会派に前払い後、所属議員に精算払い	③半年	4月、10月	無		5	①	②		④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②		④	有	①	②				可	①	②		④	無										
和歌山県	海南市		○				20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②		④	有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	④			有	①					可	②	④			無										
和歌山県	橋本市		○				20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③			有	全て	交通費のうち、在来線については省略可	可	③				有	③	④			「調査・研究費」「要請・陳情活動費」「会議費」についても③と同様に出張報告書が必要。また、③を含む上記について旅費明細書が必要	可	③				有	④								条例に基づき、年度終了後に各議員が収支報告書及び領収書、各報告書等を議長に提出。それらを事務局にて検査する。	残預金があれば生産し精算してもらう。
和歌山県	田辺市	○					20	①前払い	会派に概算払い後、年度末に精算する。	④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	②				有	①	③	④		・出張調査報告書（その他政務活動のため市外に出張調査した場合）	可	①	②			有	④								・会派より提出のあった収支報告書及び領収書等を検査し、不適切な支出について助言等実施。	中間（２月）に議長による内部監査を実施。
和歌山県	新宮市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	④				実際に現地に赴いたことが証明できる資料等	可	④				有	⑤							議長	・議長の命を受けた議会事務局職員が、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
和歌山県	紀美野町		○				5	①前払い		④１年	5月	無		5	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究、研修参加に係る費用の明細内訳書	可	②	③			有	③					可	②	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
和歌山県	湯浅町		○				4	①前払い		④１年	4月	無		10	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				無											無									
和歌山県	広川町		○				6	①前払い		④１年	年度当初	無		10	④				有	全て	一般事項として領収書添付義務	可	④				無											有	④								収支報告書及び手能書類を点検し、不適正な支出については対象からはずし、本人より返金を求める。	
和歌山県	有田川町		○				6	①前払い		④１年	４月	無		10	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③			可	①	②	④		有	②	④						議長		収支報告書及び添付書類を検査する。必要があれば、本人へ確認をする。不適切な支出については指導、助言等実施。（④）	
和歌山県	白浜町		○				15	②精算払い		④１年	４月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	③	④	・研修会や会議の開催案内等 ・広報活動の内容が確認できる資料（広報誌の写し等）	可	③				有	④								領収書、報告書の添付の有無	
和歌山県	上富田町		○				6	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	③				可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			活動報告書の閲覧の可否			収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
和歌山県	すさみ町		○				5	①前払い		④１年	４月	無		5	③					有	全て	証拠書類等の写しを添付（ただし、証拠書類等を徴しがたいものがあるときは、その旨を説明する書類の写しを提出することができる）	可	③					無										有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
計	12団体	2 団体	10 団体	0 団体	0 団体			① 11 件 ② 1 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 1 件 ④ 11 件 ⑤ 0 件		0 団体			① 5	② 7	③ 4	④ 5	12 団体			12 団体	① 2	② 7	③ 4	④ 5	9 団体	① 6	② 3	③ 6	④ 4		9 団体	① 3	② 6	③ 3	④ 4	9 団体	① 0	② 1	③ 0	④ 8	⑤ 1						
鳥取県	鳥取市			○			30	①前払い		③半年	4月15日 10月15日	無		5	①	②	③	④	有	全額	全ての支出に係る領収書を添付。ただし、市条例等の規定に準じて支出した旅費等については領収書不要とし計算書等を添付している。	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	会議、要請・陳情活動	可	①	②	③	④	有	④								議長提出後、事務局職員が領収書等添付書類と照らし合わせ、支出のチェックを行う。	
鳥取県	米子市			○			38	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	日当を除く全て	・日当を除く全ての支出に係る領収書等の証拠書類 （証拠書類例：①要請・陳情活動に必要な資料、会議費支出に係る資料、広報紙等作成したもの又はその写し　②備品のリース料が口座引落しの場合はその通帳の当該振替部分の写し　③行政視察旅費等支出に係る行程表及び精算書　④人件費に係る勤務実態を明確にする賃金台帳、事務内容を明記した日誌、勤務簿等　⑤証拠書類が感熱紙等で劣化して金額が見えなくなる恐れがある場合は、その写し）	可	①	②			無						可	①	②			有	④								・領収書等について、支出内容及び必要書類の管理状況が適正かどうか議会事務局職員による内容の審査を実施。原則年度途中（１０月頃）と年度末（３月）に実施している。	・議員１人当たりの交付月額37,500円（年額450,000円）
鳥取県	倉吉市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③	④		有	全て	・旅費以外の全ての支出に係る領収書 ・旅費については、職員の旅費規程を準用しているため、計算書を領収書にかえている。	可	①	④			有	①	②	③	④	陳情活動	可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	政務活動費の手引き（ガイドライン）あり。
鳥取県	境港市				○	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	②			無					収支報告書への添付ではなく、視察・研修等実施後速やかかに報告書を提出することとしている。	可	①	②			有	④								事務局職員による書類検査。必要に応じて経理担当者への聞き取りを実施。	
計	4団体	0 団体	1 団体	2 団体	1 団体			① 4 件 ② 0 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 2 件 ④ 2 件 ⑤ 0 件		0 団体			① 4	② 3	③ 2	④ 2	4 団体			4 団体	① 4	② 3	③ 1	④ 2	2 団体	① 2	② 2	③ 2	④ 2		4 団体	① 4	② 3	③ 1	④ 2	4 団体	① 0	② 0	③ 0	④ 4	⑤ 0						
島根県	松江市			○			会派1.5個人2.5	①前払い		④１年	４月	有	松江市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	③				可	①	②			有	④								提出書類の事務的審査	
島根県	浜田市		○				8	②精算払い		⑤その他	各年度終了後に交付。ただし、年度終了前に議員が交付を求めたときは、4～9月が終了後に交付できる。	有	浜田市特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③		有	①	③	④		要請・陳情活動報告書、意見交換会等実施報告書	可	①	②	③		有	④	⑤					監査委員	・収支報告書及び添付書類を確認後、精算払い（④） ・3年ごとに行政監査において、検査を実施（⑤）	活動報告書等については、活動終了後14日以内に提出する。
島根県	出雲市	○					37.5	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・委託調査の成果品 ・広報紙の成果品	否	④				有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
島根県	益田市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①				有	①	②	③	④	会議報告書等	可	①				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	大田市		○				10	①前払い		④１年	毎年5月1日	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③	④	調査研究に関する報告書等	可	④				有	④								・収支報告書と添付の領収書の金額及び条例で規定している使途基準（使途項目）を確認し、疑義のあるものについて指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
島根県	安来市	○					20	①前払い		⑤その他	申請都度	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			無												有	④								領収書突合	活動報告等は収支報告書への添付の義務付けはないが提出は求めており、HPに公開している。
島根県	江津市		○				10	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	①				有	①	③								可	①					無										
島根県	雲南市		○				15	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①				有	①	③								可	④					有	④						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について市道、助言等実施	
島根県	美郷町				○	会派又は議員の選択制	10	②精算払い		⑤その他	８，１，４月	無		5	①	②			無			可					有	①	②	③	④	要請、陳情活動等	可	①	②		有	④	⑤					議長又は副議長	議長または副議長の審査後に、支払い。	領収書等の添付は、議長の定めにより義務付け
計	9団体	2団体	5団体	1団体	1団体			①７件 ②２件 ③０件		①０件 ②０件 ③２件 ④４件 ⑤３件		2団体			①9	②6	③1	④1	8団体			8団体	①6	②3	③1	④2	8団体	①8	②4	③8	④5		8団体	①6	②3	③1	④3	8団体	①0	②0	③0	④8	⑤2						
岡山県	岡山市	○					135	①前払い	③半年（4、10月）			有	岡山市特別職報酬等審議会（額の決定に当たっての意見聴取ではないが、平成28年11月に「現行の額を据え置くことが適当」との答申があった。）	5	①	③			有	全て	領収書、印刷成果物、契約書（事務所、リース）	可	③				無												有	①	④			弁護士					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） 支出内容に疑義がある場合、適正なものかどうかについて弁護士に相談している（①）	
岡山県	倉敷市				○	会派又は会派に所属しない議員	150	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	①		③		有	全て	・全ての支出に係る領収書等（旅費は条例による定額支給）	可	①		③		有	①	②	③	④	視察報告書については，国内・海外の区分は無い。 海外については実績が無い。	可	①		③	有			③	④			会派の経理責任者，補助職員		・所属議員から領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書と領収書等との照合（④）	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、会派で補助職員を雇用する場合は、所属する議員の数が10人以下の場合には補助職員1人につき5万円の範囲内で、11人以上の場合には補助職員2人で計10万円の範囲内の額を月額支給。
岡山県	玉野市				○	会派又は議員の選択制	35	①前払い		③半年	4,10月	有	玉野市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③	④	・会議報告書 ・陳情活動等報告書 ・調査研究報告書	可	②			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	津山市		○				50/月	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（旅費は旅費規程による算出のため、議員による支払証明書） ・（印刷または印刷物郵送代は印刷成果物） ・（図書購入費は書籍等の表裏の写し） ・（事務所費は事務所設置届及び、特に賃借料支出の場合は賃貸借契約書の写し） ・（口座引落、銀行振込等により領収書を徴収し難い場合は、議員による支払証明書）	可	①	③			有	④				出張報告書	可	③			有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	政務活動費運用マニュアルに基づき処理している。マニュアル改正については会派代表者会議に諮ることとしており、見直しについては、経理担当者会議を中心として協議を行っている。
岡山県	笠岡市	○					45	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書等が取得できない場合に，支払証明書により，議員本人が支払いを証明するもの。	可	③	④			有	①	③				可	①			有	③						会派の経理責任者，会派会長		・所属議員の収支報告及び領収書を会派の経理責任者が検査・提出し，会長が確認後に議長に提出	左記会派には所属議員が１名の場合も含む

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										検査方法	備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																																			
岡山県	井原市		○				30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・備品購入・廃棄報告書	可	①	②	③	④	無						可	①	②			有	④									・収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、マニュアルで規定されていない経費が計上されている場合は、助言等を実施	活動報告書等は収支報告書への添付の義務付けはないが、活動終了後2週間以内に議長に提出することとなっている。（国内視察、研修、会議、要請・陳情活動）
岡山県	総社市		○				35	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②	③			有	①	②	③			可	②	③			無											
岡山県	高梁市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		10	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③	④	報告会 広聴会	可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
岡山県	新見市		○				30	①前払い		④１年	４月	無		5	①				有	全て	・会計帳簿 ・全ての支出に係る領収書 ・印刷費は、実際の印刷物	可	④				有	①	③				可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	備前市		○				25	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書	可		②	③		有	①		③	④	海外研修は認めていない	可	①	②	③		有					④	⑤			議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	
岡山県	瀬戸内市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	１件１円以上	・公共交通費で領収書を徴することができない場合を除き、全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	①	④			有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	①	④			無											
岡山県	赤磐市		○				30	①前払い		④１年	５月末	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修、視察などの報告書	可	③				有	①	②	③			可	③				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	真庭市		○				30	①前払い		④１年	4月	有	真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・広報費、広聴費＝会合の日時、会場名、参加人数、報告や会議の内容を記録 ・備品購入費＝経費算入計算書	可	①	②			有	①	②	③	④	会議報告書	可	①	②			有	④									真庭市議会政務活動費交付条例に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	美作市	○					30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	否	④				有	①	②	③	④	会議資料、陳情活動の際要望書等	否	④				有	④									・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、精算する（③）	
岡山県	鏡野町		○				10	②精算払い		④１年	3月	有	特別職等報酬審議会	5	④				有	1円以上	1円以上すべての領収書	可	④				有	③	④			議員が行う各種会議・住民相談会・団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費	可	④					④	⑤				議長	収支報告書及び領収書等添付資料を確認・検査し、不適切な支出や氏名の確認ができない領収書については、指導・助言等を行っている。（④）	
岡山県	勝央町		○				20	③その他	審査後、精算払い	③半年	9月、3月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導、助言等を実施する	
岡山県	奈義町		○				10	②精算払い		③半年	4、10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における活動内容や研修内容の報告書 ・研修費における研修会資料または受講証明書 ・調査研究費、研修費における調査研究先、研修先への経路、使用交通手段、（自家用車等を使用した際の）走行距離、使用車両等の報告書 ・広報費における広報紙発行時の現物の提出 ・報告会等の案内文、資料 ・購入した資料が資料が確認できるもの（表紙のコピー等）	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④									・添付書類の漏れ、内容の確認（特に領収書の日付と内容） ・内容について疑問のある部分については聞きとりで確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
岡山県	吉備中央町		○				10	②精算払い		③半年	9月 3月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書	可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	18団体	3 団体	13 団体	0 団体	2 団体			①２件 ②０件 ③０件		①０件 ②０件 ③１件 ④０件 ⑤０件		2 団体			① 2	② 0	③ 2	④ 0	2 団体		2 団体	① 1	② 0	③ 2	④ 0	1 団体	① 1	② 1	③ 1	④ 1		1 団体	① 1	② 0	③ 1	④ 0	2 団体	① 1	② 0	③ 1	④ 2	⑤ 0						
広島県	広島市	○					300	③その他	会派に前払い、所属議員に精算払い	①毎月		無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書	可	①	③	④		無						可	④				有	③	④				会派経理責任者、会派代表者		・会派所属議員から提出された領収書等に基づき、会派代表者が支出を決定して支出伝票を発行し、経理責任者が支出伝票により出納を行う（③） ・収支報告書提出後、議会事務局職員が領収書等の宛名や日付等の形式審査を行う（④）	【「議員1人当たりの交付月額」について】 所属議員の数が3人以上の会派が、当該会派の控室において常時勤務する職員（会派職員）を雇用した場合には、別途、会派職員雇用費を支給している。 【「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について】 活動報告書のうち視察調査報告書については、作成後速やかに、その写しを議長（事務局）に提出することとしている。 【「活動報告書の閲覧の可否」について】 活動報告書のうち、議長（事務局）に提出のあった視察調査報告書は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等が可能である。
広島県	呉市	○					50	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	有	呉市特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	原則領収書添付	可	①	②	④		有	①	②	③			可	①	②	④		無							
広島県	竹原市		○				240	①前払い		④１年	５月	無		5	①	②	③		有	全て	原則全ての支出（経費の性質上領収書の添付が困難である場合は支払証明書を添付）	可	④				有	①	③				可	①	②			有	④							収支報告書及び添付書類を検査し，不適正な支出がないかチェックしている。	
広島県	三原市	○					25	①前払い		③半年	4，10月	有	三原市特別職報酬等審議会	5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				無						否					有	③	④				会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書等を会派の経理責任者が確認後，提出。 その後，議会事務局で収支報告書及び添付書類等を確認。	収支報告書，領収書，活動報告書，いずれについても，令和２年度分からHPにおいても公開予定
広島県	尾道市			○			30	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・（領収書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書を添付）	可	③				無			※			可	③				有	④							・収支報告書、会計帳簿、領収書の写し、活動報告書を確認	※義務付けはないが、政務活動費による先進地視察、研修会、要望活動について活動報告書を添付する慣例。 海外視察の実績はない。
広島県	福山市	○					130	①前払い		⑤その他	４，８，１２月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	全ての支出に係る領収書 市外における調査研究その他の活動にかかるものについては，研究研修・調査報告書	可	①	③			有	①	②	③			可	①	③			有	③	④				会派の経理責任者		所属議員から支出書及び領収書・研究研修・調査報告書を会派の経理責任者に提出させ，確認（③）	
広島県	府中市			○			10	①前払い		④１年	4月	有	府中市特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	全ての領収書（領収書が発行できない場合、支出を証明する書類	可	①	②	③		有	①	②				可	①	②			有	③					領収書を提出させ、会派の経理責任者及び会長が確認		領収書を提出させ、会派の経理責任者及び会長が確認	
広島県	三次市	○					30	①前払い		③半年	4月、10月	有	三次市議員報酬及び特別職給料審議会	5	①	②			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	①	②			有	①	③				可	①	②			有	④							収支報告書及び領収書を各会派の経理責任者から議長に提出、議会事務局で確認、不備等があった場合は経理責任者に修正を指導	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
広島県	庄原市			○			30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	③	④			有	全て	全ての支出に係る領収書（時刻表等で金額が確認できる公共交通機関（航空賃を除く）は、運賃計算書等の添付で省略可）	可	③	④			有	①	②	③			可	①	③	④		有	④	⑤							総務部総務課	・会派の経理責任者及び議員から領収書またはこれに準ずる書類を添付して、収支報告書を作成し議長に提出。 ・収支報告書及び領収書等の添付書類の内容を確認し、検査を実施。	
広島県	大竹市		○				18	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④				有	全て	領収書（領収書の発行ができない場合に限り、支出を証明する書類）	可	④				有	①	③				可	④				有	④									収支報告書に添付された請求書及び領収書等を確認し精算	
広島県	東広島市	○					25	①前払い		④１年	4月～5月 4月1日を基準日として、基準日から30日以内に請求を行うことと定められており、その請求に基づき支払いを行う。	有	東広島市特別職報酬等審議会	5	①	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収証書を徴することができないときは会派の代表者の支払証明書	可	③				有	①	②	③	④	要請・陳情活動結果結果報告書、広報費に係る成果物、備品購入申請書	可	①	③		有	④									議長に提出された書類について、「政務活動費の手引き」等に基づき、適正な記入かどうか、添付されている領収書や計算書が適正であるかについて、事務的に確認し、必要に応じて指導・助言等を行っている。	
広島県	廿日市市	○					30	①前払い		④１年	請求があった日の翌日から起算して30日以内。4月下旬に交付している。	有	廿日市市特別職報酬等審議会	5	③					有	全て	全ての支出に係る領収書（領収書を徴することが困難なときは、領収書を徴し難い事情を明記した支出の明細書を作成）	可	③				有	①	③				可	③				有	③	④					会派の経理責任者			・所属議員から領収書等を徴し、収支活動報告書を作成し、交付年度の翌年度4月末までに議長に提出。(③) ・収支報告書及び領収書等の添付書類の内容を確認し、検査を実施。(④)	
広島県	安芸高田市		○				30	①前払い		③半年	5月・10月	無		5	①	②	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	③					可	①	②	④		有	④									内容の整合性の確認	
広島県	江田島市	○					15	①前払い		④１年	年度の最初の月の20日。ただし，市長が特に認めるときは，交付日以外の日に交付することができる。	有	江田島市特別職報酬等審議会	5	②	④				有	全て	全ての支出に係る領収書 ただし、領収書を徴することができない場合は会派代表者の証明	可	②	④			有	①	③	④		要請・陳情活動報告書及び面会者の名刺のコピー	可	②	④		有	④									支出内容が支出できる経費に該当するものであるかどうか、領収書が全て添付されているかどうか等の検査を行う。	
広島県	府中町				○	グループに対し交付（１人を含む）	8	①前払い		④１年	４月	無		5	④					有	全て	全ての支出に係る領収書の写し（領収書の添付が困難な場合は、支出額が合理的に解るもの又は、グループの代表若しくは会計の支出疎明書）	可	④				有	①	③				可	④				無											
広島県	海田町		○				5	①前払い		④１年	4月	有	海田町特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上，領収書に加えて添付すべき書類がある場合には，その具体的な添付書類の内容）	可	④				無						否					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
広島県	坂町		○				10	①前払い		④１年	４月	無		3	①	②	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				無						否					有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言実施	
広島県	安芸太田町		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	先進地調査又は現地調査を行ったときは、研修等記録・報告書等	可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	18団体	8 団体	6 団体	3 団体	1 団体			① 17 件 ② 0 件 ③ 1 件		① 1 件 ② 1 件 ③ 4 件 ④ 11 件 ⑤ 0 件		9 団体			① 13	② 10	③ 9	④ 9	18 団体			18 団体	① 6	② 7	③ 8	④ 9	13 団体	① 12	② 6	③ 12	④ 3		15 団体	① 8	② 7	③ 5	④ 7	16 団体	① 0	② 0	③ 5	④ 15	⑤ 1							
山口県	下関市	○					50	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①		③	④	陳情活動等報告書等	可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者、会派会長等			収支報告書提出前に会派及び議会事務局により検査を実施	は、1人会派を含む

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
山口県	宇部市			○			20	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④					無											有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
山口県	山口市	○					30	①前払い		④１年	４月～５月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に関する領収書 （ただし、旅費に関しては、山口市職員等の旅費に関する条例の例による。） ・領収書を添付できない場合は、支出証明を添付 ・視察、研修等の復命書	可	②					無						可	④				無										
山口県	萩市		○				10	①前払い		④１年	４月末	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察等については報告書	可	③					有	①	③				可	③				有	④								議長提出前に、議会事務局職員が収支報告書記載の金額と添付されている領収金額に相違がないか、使途の内容が条例で定めている項目に該当しているか、視察報告書等の必要書類が添付されているか検査。	
山口県	防府市	○					21	①前払い		④１年	4月	無		10	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	③	④				有	①	③									有	④								・提出書類審査（運営指針に沿った支出内容等の確認）	
山口県	下松市			○		会派または無所属議員は議員に交付	11	①前払い		③半年	4月と10月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②					有	①	②	③		海外視察は実績なし	可	②				有	③	④					会派経理責任者、会派長		会派からの支出時に、経理責任者が検査し支出。年度の精算時に、事務局提出前に経理責任者や会派長が検査。	
山口県	岩国市	○					30	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④					有	①	②				可	④				有	④								形式審査	
山口県	光市	○					20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②	④		有	①	③	④		実施報告書（議会活動報告会、広聴会・意見交換会等）、要請書又は陳情書の写し	可	①				有	④								全ての領収書等について、正しい使途で報告がなされているか、議会が定める政務活動費使途基準と照らし合わせ、適正な支出であることを精査・確認している。	会派に所属していない議員は一人会派とみなす。
山口県	長門市		○				7.5	①前払い		④１年	4月30日	無		5	①	③			有	全て	領収書等の証拠書類（領収書、領収書に準ずる支払内容のわかる書類）	可	①	③			有	④				活動報告書	可	①	③			有	④								内容の精査・確認	
山口県	柳井市	○					5	②精算払い		⑤その他	その都度申請により交付	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書（写し）	可	③				無						可	③				有	④								収支報告書及び添付書類を作成し、種類の不備について指導、助言等実施	不適正な支出については、申請時に指導、助言等を実施
山口県	美祢市				○	会派又は会派に属さない議員	5	①前払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④				有	①	②	③	④	会議報告書、陳情活動報告等	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山口県	周南市	○					25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができない場合、経理責任者の作成する支払明細書	可	①	②			有	①	②	③	④	会議報告書、陳情活動報告	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し記載内容等について指導、助言等実施	
山口県	山陽小野田市			○			6	①前払い		④１年	4月	無		10	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	①	②			可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	13団体	7 団体	2 団体	3 団体	1 団体			① 12 件 ② 1 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 4 件 ④ 8 件 ⑤ 0 件		0 団体			① 8	② 6	③ 4	④ 4	13 団体			13 団体	① 5	② 6	③ 4	④ 5	10 団体	① 10	② 5	③ 7	④ 5		11 団体	① 5	② 4	③ 3	④ 3	12 団体	① 0	② 0	③ 2	④ 12	⑤ 0						
徳島県	徳島市		○				70	①前払い		⑤その他	４月 １月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類）	可	④				有	①	②	③	④	会議報告書、要望・陳情 報告書	可	④				有	④								政務活動費使途基準に沿って検査	収支報告書への領収書・研修会報告書等の添付の義務付けを、政務活動費使途基準や留意事項等の運用ルールに基づき処理している。

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否						収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可						検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
徳島県	鳴門市		○				25	①前払い		③半年	4月及び10月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書等	可	③	④			有	①	②	③	④	会議報告書、要望・陳情 報告書、行程表	可	③	④			有	④											
徳島県	小松島市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	支出を証明する領収書等の写し	可	③				有	④				政務活動調査報告書	可	④				有	④									収支報告書及び領収書等の添付書類を会派経理責任者が提出し、事務局が確認している。	収支報告書の公開方法、領収書の公開方法について、各地方公共団体独自に定めるものとは市議会基本条例に規定する閲覧等請求手続きによるもの
徳島県	阿南市	○					25	①前払い		⑤その他	当該年度開始当初または当該任期開始当初に全額交付	無		5年以上6年以下	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類	可	④				有	①	③	④		要請・陳情活動報告書	可	④				有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を行っている。	
徳島県	吉野川市	○					25	①前払い		③半年	４月、１０月	有	報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	全ての支出に係る領収書（ただし領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類）	可	④				有	①	③	④		調査報告書	可	④				有	④									政務活動費の交付に関する条例、施行規則、経理に関する規定、政務活動費使途基準に基づき、領収書の検査、報告書の検査を実施（④）	
徳島県	美馬市	○					25	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③			可	④				有	③	④	⑤				会派の経理責任者、会派会長等	市長部局（総務課）	・所属議員からの収支報告時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認(③) ・会派代表者から提出のあった収支報告書及び領収書を確認(④) ・議会事務局から提出のあった収支報告書及び領収書を確認(⑤)	
徳島県	三好市		○				17	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・調査研究費における調査研究報告書 ・研修費における研修報告書 ・資料作成費における印刷物完成品 ・広告費における報告会会議報告書、印刷物完成品 ・広聴費における会議報告書 ・会議費における会議報告書 ・要請陳情活動費における要請陳情報告書、印刷物完成品写真等	可	①	③	③		有	①	③				可	①	②	④		無											
計	7団体	4団体	3団体	0団体	0団体			①７件 ②０件 ③０件		①０件 ②０件 ③４件 ④１件 ⑤０件		1団体			①6	②2	③3	④6	7団体			7団体	①1	②0	③4	④5	7団体	①6	②3	③6	④5		7団体	①1	②1	③1	④7	6団体	①0	②0	③1	④6	⑤1						
香川県	高松市		○				100	①前払い		③半年	４,10月	有	高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会	5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・政務活動記録票 ・職員雇用台帳 ・支払確認書 ・政務活動費を計上する事務所に関する届出書 ・広報紙等印刷物を発行したとき（印刷発注したものに限る）は成果品1部	可	①				有	①	②	③	④	調査研究、研修、要請・陳情活動、会議のために市外に出張したときは、政務活動記録票を作成（①～③も政務活動記録票として提出）	可	①				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施し、控除。	
香川県	丸亀市		○				25	①前払い		④１年	4月末日	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③			可	①	③	④		有	②	④					丸亀市監査事務局		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
香川県	坂出市				○	会派又は議員（いずれの会派にも所属しない議員）	21	③その他	会派または議員の通帳へ全額前払いするが、事務局で領収書等を確認した後に会派の所属議員または議員へ精算払い	④１年	４月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類	可	①	②	③		有	①	②	③	④	会議参加報告書、印刷物等成果品	可	①	②	③		有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	善通寺市		○				20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	③					可	①	②			有	④	⑤						議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①⑤）	
香川県	さぬき市		○				25	①前払い		③半年	4,10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は、本人作成の支払い確認書又は通帳の写し及びATMの利用明細 ・視察等を実施した場合は、活動内容を記載し写真を添付した政務活動記録票等	可	④				有	①	②	③	④	要請・陳情活動のために市外へ出張した場合は政務活動記録票	可	④				有	④									収支報告書及び添付書類等を議会事務局職員が確認している。	
香川県	三豊市		○				28	①前払い		③半年	4月,10月	有	特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	・領収証又はこれに準ずる書類 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など	可	①	③			有	①	②	③	④	会議、要請・陳情活動、市政報告会、広聴会等	可	①	③			有	④									各議員から提出された収支報告書及び領収書を事務局が確認した後、議長に収支報告書を提出し精算を行う。	
香川県	三木町		○				8	②精算払い		④１年	5月末まで	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	③				可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
香川県	宇多津町		○				13	①前払い		④１年	４月	無		5	③				無			可	③				無													④					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
香川県	綾川町		○				6	①前払い		③半年	4,10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支出を証すべき書面	可	④				有	①	③	④		広報費に係る成果物	可	④				有	④	⑤						町長	各議員から収支報告・領収書を議長に提出後写しを町長に提出	
計	9団体	0団体	8団体	0団体	1団体			①７件 ②１件 ③１件		①０件 ②０件 ③４件 ④５件 ⑤０件		3団体			①6	②3	③3	④4	8団体		9団体	①5	②3	③3	④4	8団体	①7	②5	③8	④5		8団体	①5	②2	③3	④4	8団体	①0	②1	③0	④9	⑤2							
愛媛県	松山市		○				102	①前払い		③半年	各半期の最初の月	無		5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書もしくは通帳のコピーを添付し、整理保管しなければならない。ただし、口座振替の場合は、振込金受取書をもって領収書に代えることができる。 ・賃借料を計上する場合は、賃貸契約書の写しを添付しなければならない。 ・通信費の使用料を計上する場合は、内訳書を添付しなければならない。 ・視察旅費もしくは県外での活動に関する経費には、必ず支出伝票及び日程・目的・訪問先概要等を記入した「県外活動・調査研究視察報告書」を添付するものとする	可	④				有	①	②	③	④	領収書又はこれに準じる書類	可	④				無											
愛媛県	今治市				○	会派又は議員の選択制	30	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	精算のため市長あてに実績報告書の提出を義務付けており、その添付書類として金額の多寡に関係なく領収書（写）の添付を義務付けている。	可	①	④			無						可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類等に不備等がないか確認し、助言等を実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
愛媛県	宇和島市				○	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	4月（通常） 4、10月（改選時）	無		5	①				有	全て	政務活動費の使途が明らかな領収書等の証拠書類	可	④				有	①	②	③		可	④					有	④	⑤								出納室、監査事務局	・所属議員から提出された収支報告書及び添付書類（領収書等）を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・議会事務局と同様に検査を実施（⑤）	
愛媛県	八幡浜市				○	会派又は議員の選択制	15	②精算払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	④			調査活動報告書 調査研究報告書	可	①	②			有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛媛県	新居浜市	○					18	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	①	③			有	①	③	④	会議、要請・陳情活動等報告書	可	③				有	④										精算時に、収支報告書及び添付書類の検査を実施。	会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす。 政務活動費での海外視察は認めていない。
愛媛県	西条市			○			15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	④			無					可	①	④			有	②									監査委員事務局		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
愛媛県	伊予市		○				10	③その他	概算払い	③半年	４，10月	無		5	①			有	全て	全ての支出に係るもの（経費の性質上領収書の取得が困難なものについては、指定する支出済額計算内訳書に記載し提出）	可	①				有	④			会議、陳情活動等報告書等	可	①				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査	
愛媛県	東温市		○				15	①前払い		③半年	４，10月	無		5	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費を伴う調査研究を行った場合は、出張後政務活動報告書を提出 ・出席者負担金の支出の場合は、会議終了後に政務活動報告書を提出	可	③				有	①	②	③	④	講演会、活動報告会等報告書	可	③				有	④										・収支報告書及び添付書類をチェックし、不適正な支出について助言等実施	
愛媛県	四国中央市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④		有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④				有	①	②	③	④	要請陳情活動報告書、広報広聴活動報告書	可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を提出させ、確認後、精算を行う。	
愛媛県	西予市			○			10	①前払い		③半年	4月と10月	無		5	③	④		有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			無											有	⑤								議長	収支報告書及び領収書等を議長に提出後、不適切な支出について指導、助言等実施。その後前払いした政務活動費を精算し、戻入。	
計	10団体	1団体	4団体	2団体	3団体			①８件 ②１件 ③１件		①０件 ②１件 ③４件 ④５件 ⑤０件		0団体			①8 ②1 ③4 ④5			10団体			10団体	①5 ②1 ③3 ④6		7団体	①5 ②4 ③5 ④6			9団体	①3 ②1	③2 ④5		9団体	①0 ②1 ③0 ④7 ⑤2									
高知県	高知市	○					100	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	高知市特別職報酬等審議会	5	①	②		有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし，領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り，支払証明書をもってこれに代えることができる。また，旅費については，高知市市長等の給与，旅費等に関する条例に基づく明細書を添付）	可	①	②			有	④			行政視察報告書，活動内容報告書兼政務活動明細書，旅費明細書	可	①	②			有	④										四半期ごとの収支報告書及び領収書提出時に事務局職員で検査し，議長に提出する。	
高知県	安芸市		○				5	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				有	①	②	③			可	③				有	④										議員からの収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、残余がある場合は返還	平成30年4月分以降の政務活動費については、当分の間支給しない

都道府県名	市町村名	交付の対象 会派のみ	交付の対象 議員のみ	交付の対象 会派及び議員	交付の対象 その他	交付の対象 その他 内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等 交付方法	交付方法等 その他の内容	交付方法等 交付時期	交付方法等 ②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付の義務付けの内容（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人）②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
高知県	南国市		○				10	①前払い		④１年	４月	有	南国市特別職報酬等審議会	5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる） ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可	④				有	①	②	③	④	・会議 ・陳情活動等報告書	可	①	③			有	④									収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
高知県	須崎市	○					8	①前払い		④１年	交付を受けることができる年度の最初の月に、当該年度に属する月数分を交付	無		5	①	④			有	全て	領収証書等の原本その他の支出の内容を明らかにした書面を添付（旅費については、須崎市一般職員の旅費に関する条例に準じて事務局で作成した計算書を添付）	可	④				有	①	②	③	④	”・成果等を記載した書類 ・旅費を支出した場合は、視察研修報告書”	可	④				有	④									収支報告書,領収書及び添付書類を検査し、不適当な支出について指導、助言等を実施	
高知県	宿毛市	○					6	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる） ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可	④				無						可	①	④			有	④									書類、領収書等のチェック	
高知県	土佐清水市				○	会派又は議員	8	①前払い		④１年	交付決定後	無		5	①	②	④		有	全て	・政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費にかかる収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。	可	②				有	①	②	③			可	①	②			有	④									収支報告書及び添付書類を事務局職員で検査し、議長に提出する。	検査は第三者機関が行うのではなく、事務局内で「政務活動費の手引き」等に基づき、職員が確認、検査を行い、議長から執行部へ起案、決裁をとっている。
高知県	四万十市	○					15	③その他	会派に前払い後、年度末に精算	④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合は、会派代表者の捺印証明書によりこれに代えることができる。	可	①	②			有	④				政務活動記録簿	可	①	②			無											
高知県	香美市	○					10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	領収書原本 会計帳簿 通帳	可	①	②			無					備考欄にて回答	可	①	②			有	④	⑤							監査委員	書類検査	「収支報告書等への活動報告書等の添付」については、 旅費を伴う活動や講師を招いて行う活動については、活動の都度、調査研究等計画書を提出し、終了後に調査研究等報告書を議長に届け出る。
計	8団体	5団体	2団体	0団体	1団体			① 7 件 ② 0 件 ③ 1 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 0 件 ④ 7 件 ⑤ 0 件		2団体			① 7	② 5	③ 2	④ 3	8団体			8団体	① 3	② 4	③ 1	④ 3	6団体	① 4	② 4	③ 4	④ 4		8団体	① 6	② 4	③ 2	④ 2	7団体	① 0	② 0	③ 0	④ 7	⑤ 1						
福岡県	北九州市	○					350	③その他	会派に前払い後、年度末の金額確定時に精算	①毎月		無		5	①	②			有	１円以上	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②				可	②				有	③	④						会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、議会事務局へ提出（③） ・会派確認後、議会事務局で確認し精算払い（④）	
福岡県	福岡市				○	会派又は議員の選択制	会派所属：350無所属：260	①前払い		②四半期	４，７、10、１月	無		5	①	②	③		有	全て	全ての支出に係る領収書、証票類等	可	④				有	②					可	①	②			有	④									四半期毎に事前検査を実施。年度末に年間分を検査している。	左記「議員1人当たりの交付月額」について、会派及び議員交付を選択した場合の内訳は、会派9万円、議員26万円を支給。
福岡県	大牟田市				○	会派に属する議員は会派に、無所属の議員は個人に交付	20	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書（領収書がとれない場合は、支出を証明する書類）	可	①	②	④		有	①	③	④		地区公民館等で行う地域住民への活動報告	可	②	④			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																														
福岡県	久留米市	○					50	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書、その他証明できる書類を添付	可	①	②			有	①	③	④		要請・陳情活動報告書	可	①	②			有	④								提出書類に不備がないこと、書類の添付漏れがないことのチェックを行っている。	
福岡県	直方市			○			25	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	③	④		視察・研修以外の活動を行った場合、その活動内容が分かる資料等	可	④				有	④	⑤					総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	領収書等の添付については条例にて規程している。また、別途運用指針も作成しそれに明記している。
福岡県	飯塚市				○	会派又は議員の選択制	40	①前払い		③半年	4月、10月	有	政務活動費審査会	5	①	②			有	全て	全ての支出に関する領収書 旅費は市の旅費規定により計算	可	①	②			有	①	③			宿泊を伴うもののみ提出	可	①	②			有	②						政務活動費審査会		実績報告書等をもとに審査会にて検査	
福岡県	柳川市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	④				無						可	④				無									
福岡県	八女市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				有	①	②	③			可	①	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	筑後市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書または証拠書類等（写しでも可）	可	④				有	①	②	③	④	会議出席、陳情活動の際も活動報告書を添付	可	④				無										
福岡県	大川市			○		会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	4月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				無						可	④				有	②						政治倫理審査会		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
福岡県	行橋市		○				25	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研究研修費旅費計算書 ・広報紙等の成果物 ・要望・陳情活動費旅費計算書 ・領収証明書	可	②	③	④		有	①	③	④		・要望・陳情報告書	可	②	③	④		有	④								議長に提出する前に、収支報告書及び領収書等添付書類を検査	
福岡県	豊前市		○				25	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	③				無						否					有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	筑紫野市			○			30	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①		③			可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
福岡県	春日市				○	会派又は議員の選択制	13	①前払い		⑤その他	４月に１年分を一括交付	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 （公共交通機関の領収書は除く。）	可	①				有	①	③				可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出については指導、助言等を実施。適否が不明確なものについては、議会運営委員会に諮る（④）	
福岡県	大野城市				○	会派又は会派に所属しない議員	30	①前払い	年度末に精算	③半年	6，10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・必要に応じ明細や購入計画書等を添付	可	④				有	①	②	③			可	①	④			有	④	⑤					総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
福岡県	宗像市		○				22	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が添付できない場合は、それに代わる書類	可	①	②	③		有	①	②	③			可	①	②	③		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	太宰府市				○	会派又は会派に属さない議員	25	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	④１年	4月	無		5	①	②	④		有	1円以上	・全ての支出に係る領収書 ・領収書が取れない場合は、支払い申立書を提出する	可	①	②	④		無						可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないか確認、助言等実施。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
福岡県	古賀市		○				120	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添えて政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成しなければならない。	可	①	②			有	①	②	③	④	購入書籍等の表紙をコピーして添付	可	①	②			有	⑤									総務課議会事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(⑤) ・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い(⑤)	
福岡県	福津市			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収証がない場合は、これに準ずる書類ぺ	可	③				無						否					有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	うきは市		○				8	②精算払い		③半年	10月、４月	無		5	④				有	全て	支出簿明細	可	④				有	④				調査研究報告書	可	④				有	④										議会事務局において、報告書、支出簿、領収書等を確認し、金額及び内容が適正か検査。	
福岡県	糸島市		○				275	②精算払い		⑤その他	随時	無		5	②	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・契約書（事務所家賃等の確認）	可	②	③	④		有	①	②	③	④	研究研修費、調査旅費を請求した場合の報告書	可	②	③	④		有	④										・請求時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い	
福岡県	那珂川市		○				15	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				無						可	③				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	志免町		○				20	①前払い		①毎月		無		5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書または領収書に準ずる書類	可	②				有	①	③				可	②				無												
福岡県	新宮町		○				10	②精算払い		④１年	1年間(4月～3月)の実績報告書を提出し、額が確定した後	無		永年	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③			可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、確認後精算払い。	
福岡県	遠賀町		○				10	②精算払い		④１年	翌年4月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書等 支出を証明する書類として、領収書、レシート、受領書、振込受領書等を添付（会議名、書籍名等の具体的な品名を明記のこと） ＊領収書を徴収することが出来ない場合は、支払証明書を作成し、提出。 ・資料等 研修会や住民説明会等、会議に参加または会議を主催した場合は、会議内容が分かる資料を添付（日程、会場、講師、講義内容等記載分） ・広報紙発行の場合は、広報紙を添付 ・要請陳情等活動 要請陳情活動の内容が分かる報告書及び面会者の名刺の写しを添付	可	①	②	③	④	有	③	④			活動報告書	可	①	②	③	④	有	⑤									議長	提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類の内容が適正であることを確認する。	
福岡県	鞍手町		○				20	①前払い		③半年	４,10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①					可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
福岡県	苅田町		○				25	①前払い		④１年	（4月）	有	苅田町特別職報酬等審議会	5	②	③	④		有	全て	領収書又は支払いを現認する書類	可	②	③	④		有	③					可	④				有	④										収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	吉富町		○				15	②精算払い		④１年	5月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①					可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	28団体	2団体	16団体	4団体	6団体			① 21 件 ② 5 件 ③ 2 件		① 2 件 ② 3 件 ③ 5 件 ④ 16 件 ⑤ 0 件		2団体			①15 ②15 ③10 ④13	28団体			28団体	①9 ②13 ③9 ④16	22団体	①18 ②9 ③17 ④9				26団体	①10 ②12 ③6 ④16	25団体	①0 ②2 ③1 ④21 ⑤4										

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無			活動報告書の閲覧の可否	収支報告書等の検査主体								備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																						
佐賀県	佐賀市	○			○	会派及びこれに準ずるクラブ等	50	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②			有	全て	・領収書またはそれに準ずる書類 ・出張調査決定簿 ・備品購入明細書 ・備品台帳 ・備品処理明細書 ・人件費支払報告書 ・支払証明書 ・広報誌の成果品	可	①	②			有	①	②	③		・会派議員派遣通知書 ・会議等報告書	可	②				有	③	④	⑤					会派の会計担当者、会派長等	代表者会議	・提出前に会派長及び経理責任者で検査を行う。 ・提出後に議会事務局で検査を行う。 ・④の検査で疑義案件があれば⑤で再検査	条例、規則で定めるもののほか、内規（運用方針）を定め、手引きを作成のうえ全議員へ配付・周知。
佐賀県	伊万里市		○				21	①前払い		③半年	4，10月	有	伊万里市特別職報酬等審議会	5	①				有	旅費以外全て	領収書	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	④							・収支報告書及び領収書を議長に提出前に不適正な支出について指導、助言等実施	・市政務活動費の交付に関する条例で収支報告書への領収書等の添付を義務付け
佐賀県	神埼市			○			20	①前払い		③半年	4、10月	無		5	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	④				有	①	②	③			可	①				有	④							・会派より提出された書類の内容について検査を行う。必要に応じて聞き取りを行う。	
佐賀県	唐津市	○				所属議員1名の会派も含む	30	①前払い		③半年	4月・9月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書を添付した支出決定書 ・会計帳簿 ・出張決定書 ・出張報告書	可	①	②			有	①	②	③	④	要請・陳情活動報告書	可	①	②			有	④							収支報告書及び会計帳簿、領収書等の形式検査	
佐賀県	鳥栖市	○					30	①前払い	会派に支払い、年度末精算	③半年	4月、10月	有	鳥栖市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	①	②			有	④							・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務上のチェック（④）	
佐賀県	嬉野市		○				20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	①	②			有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	6団体	3団体	2団体	1団体	1団体			①６件 ②０件 ③０件		①０件 ②０件 ③６件 ④０件 ⑤０件		2団体			①6	②4	③0	④0	6団体		6団体	①5	②4	③0	④2	6団体	①6	②4	③6	④2		6団体	①5	②4	③0	④1	6団体	①0	②0	③1	④6	⑤1						
長崎県	長崎市		○				150	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②	③	④	有	①	②	③			可	②	③	④		有	④							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	佐世保市	○					50	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②	④		有	全て	原則、領収書を添付。ただし、領収書を徴することができない場合、内容を確認できるものを添付。（支払証明書、振込金受領書、口座引き落とし通帳の写し）	可	①	②	④		有	①	②	③	④	①～③以外にも報告書等を提出することとなっている。 広報費： 会派だより等の印刷物については現物を一部添付する。 資料購入費： 購入した各種資料の品名が領収書又はレシートに明確に記載されていない場合は、表紙のコピーなどの別途資料の添付を必要とする。 など	可	①	②	④		有	③							会派の経理責任者及び会派代表者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
長崎県	島原市	○					15	①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	④				有	全て	政務活動費に係る収入および支出の報告書その他必要な書類及び当該支出に係る領収書等の証拠書類の写し	可	④				有	①	②	③	④	政務活動記録簿、視察研修等結果報告書	可	④				無									
長崎県	諫早市				○	会派又は会派に所属しない議員	35	①前払い		④１年	5月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	・調査及び要請・陳情活動費：研究研修、調査及び要請・陳情活動等が終了した場合はすみやかに【研究研修及び調査等報告書】を議長へ提出する。 ・資料購入費：領収書には書籍名を明示するか、明示したものを添付する。 ・広報費：発行した会派の広報紙は収支報告書に添付する。	可	②				無									

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可）						活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																						①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容																					
長崎県	大村市	○					25	①前払い		④１年	4月末	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その関係書類）	可	②				有	①	②	③	④	広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議等報告書等	可	②				無																		
長崎県	平戸市	○					10	①前払い		④１年	交付申請に基づき一括交付	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③	④		有	①	②	③	④	要請・陳情活動、会議	可	①	②	③	④	有	④																・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認、精算	
長崎県	松浦市		○				10	①前払い		④１年	４月	無		5	④				有	全て	・領収書等の証拠書類の写し（松浦市職員等の旅費に関する条例により算出したものは除く。）	可	④				有	①	②	③	④	・調査研究費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費の証拠書類の写し及び成果報告書を添えて議長に提出する。	可	④				有	④																	④収支報告書、活動報告書（添付書類）の審査	
長崎県	対馬市	○					15	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書（ただし、旅費については、旅費規程に基づき算出した計算書を添付）	可	④				有	①	②	③	④	会議、陳情活動等報告書等	可	①				有	④																	報告書、領収書及び写真等で確認	
長崎県	五島市	○					10	①前払い		③半年	４,10月	無		5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書等の証拠書類の写し	可	④				有	①	③				可	④				有	④																	支出に係る領収書等の証拠書類と収支報告書、活動報告書等を突合し、整合性、必要性等を検査	
長崎県	西海市	○					15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③				無						可	②				有	④																	・領収書等の証拠書類の審査後、精算払い。なお、適正な支出を確保するため、年度途中(10月中)に中間検査を実施。	
長崎県	雲仙市		○				15	②精算払い		⑤その他	⑤1年（ただし、交付の特例により、4月から9月までの上半期分を10月以降に実績報告を済ませたうえで請求することができる）	無		5	④				有	全て	・出納簿 ・領収書の写し等の証拠書類	可	④				有	①	②	③	④	・研修調査等報告書を議長へ提出 ・資料購入費は領収書及び書籍表紙の写しを添付 ・広報費は印刷代領収書及び発行した広報紙を添付	可	④				有	④																	書類の不備がないかの確認及び議員への内容確認等	
長崎県	南島原市	○					15	①前払い		③半年	半期交付（４月25日・10月25日） ただし、交付日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日。	有	南島原市特別職報酬等審議会	5	①	③	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	③	④		有	①	②	③			可	③	④			無																		
計	12団体	8団体	3団体	0団体	1団体			①11件 ②1件 ③0件		①0件 ②0件 ③6件 ④5件 ⑤1件		1団体			①5 ②5 ③4 ④9	12団体			12団体	①3 ②5 ③4 ④9	11団体	①11 ②10 ③11 ④8		12団体	①3 ②6 ③3 ④8	8団体	①0 ②0 ③1 ④7 ⑤0																				
熊本県	熊本市				○	会派又は議員の選択制	200	①前払い		③半年	４，１０月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③		有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・広報紙や封筒等を作成した場合は作成物の原本または写し ・活動補助する者を雇用した場合は雇用契約書の写し ・携帯電話料金の利用明細書	可	①	②	③		有	①	②	④	・研修を受講した場合は研修プログラム等の内容が分かるもの ・国外調査(視察)を行う場合は、事前に国外調査事前報告書を提出	可	①	②	③		有	④	①				公認会計士					・収支報告書及び添付書類を検査し、書類不備や不適正な支出について助言等実施（(④)） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に公認会計士による調査を実施（(①)）	・議会活性化検討会(協議等の場)で諮られた政務活動費に係る見直し等について、議員向けに作成している「政務活動費運用の手引き」に反映し、詳細な解説や添付書類等について周知。
熊本県	八代市	○					30	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	③				可	①	②			有	④																	・提出された証ひょう類や通帳等と収支報告書を突合することで、適正な支出であるか確認（(④)）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体										備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
熊本県	人吉市		○				20	①前払い		④１年	４月	無		5	②	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書等（広報紙、報告書等の印刷代は、成果品を１部添付）	可	②	③	④		有	①	③				可	②	③	④		有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	額１万円を支給。
熊本県	荒尾市		○				20	①前払い		③半年	4月、10月	有	荒尾市特別職報酬等審議会	5	②				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	③	④		議会報告会、広聴会報告書	可	②				有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	水俣市	○					20	①前払い		④１年	4月	無		5	①			④	有	1円から	条例で定める使途基準に則った全ての支出に係る領収書	可	①			④	有	①		③	④	交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付して報告	可	①	②		④	有				④					支出内容と領収書の照合等	
熊本県	玉名市		○				15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③	④	報告（広聴、住民相談）会報告書、要請（陳情）活動報告書、会議（意見交換会）報告書	可	①	②	④		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	山鹿市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	④				有	①	②	③	④	・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	④				有	④								・収支報告における整合性の確認 ・提出書類等の有無の確認 ・申し合わせ事項との確認	
熊本県	菊池市		○				20	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	①				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①				有	①	③	④		・領収書の写し 印刷物等の成果物の写し	可	①				有	④								使途基準に沿った領収書・報告書の確認	
熊本県	宇土市	○					20	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・クレジットカード等の支払いにより領収書がない場合は，明細書等の支払い内容がわかるもの	可	③				有	①	②	③	④	・陳情活動等報告書	可	④				有	④								・収支報告書及び領収書を各会派の経理責任者から議長に提出させ，議会事務局にて確認後，市長に提出し，精算処理を行う。	
熊本県	上天草市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し	可	③				無											有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	宇城市	○					20	①前払い		③半年	４，１０月	無		5	④				有	全て	領収書又は支払証明書	可	④				有	①					可	④				有	④								収支報告書の額と領収書の額を突合	
熊本県	天草市		○				30	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	すべての支出に係る領収書または支払証明書	可	②	④			有	①	②	③	④	広報誌を発行した場合は、その広報誌を1部	可	②	④			有	④								領収書、報告書等を基に、使途基準に適合しているか検査を行う。	収支報告書のHP掲載については、使途一覧表のみ掲載している
熊本県	菊陽町		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	領収書又は当該支出の事実を証する書類	可	③				有	③					可	③				有	④								収支報告書と添付書類を検査し、不適正な支出について助言を行う。	
熊本県	御船町			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④								・出納整理期間に収支報告書、領収書、活動報告書等必要書類を事務局に提出。マニュアルに基づき精算を行う。	
熊本県	多良木町		○				5	①前払い	概算払い	⑤その他	請求があったとき	無		5	③				有	1円以上	全ての領収書の添付が必要	可	③				有	③					可	③				有	④								提出された全ての書類の確認	
計	15団体	4団体	9団体	1団体	1団体			①15件 ②0件 ③0件		①0件 ②0件 ③4件 ④10件 ⑤1件		4団体			①9 ②8 ③5 ④6		15団体			15団体	①5 ②7 ③6 ④6	14団体	①12 ②6 ③12 ④8				14団体	①5 ②8 ③4 ④7	15団体	①1 ②0 ③0 ④15 ⑤0												
大分県	大分市	○					100	①前払い		③半年	４月、１０月	有	特別職報酬等審議会	5	①	②	③	④	有	全て	運用指針で添付が義務付けられている領収書、証拠書類等（会計帳簿、契約書、旅費計算書、出張報告書など）	可	①	②	③	④	有	①	②	③	④	市政報告会等の概要報告書。なお、大分市は「陳情・要請活動」には支出出来ない。	可	①	②	③	④	有	④								提出される収支報告書と領収書等会計関係書類の不備及び計数の誤りや必要な添付書類の漏れ、運用指針に定める使途基準との整合性等についてチェックする。	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当りの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大分県	別府市				○	会派又は議員の選択制	40	①前払い		③半年	4，10月	無		5	①	②	④		有	全て	全ての支出に関してその内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。	可	①	②	④		有	①	③	④		調査研究報告書、会議報告書	可	①	②	④		有	④								議会事務局職員が収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
大分県	中津市			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②	④		有	①	②	③	④	調査研究報告書、備品等設置（変更）届、広報誌の発行に係る経費については、広報誌1枚を添付等	可	①	②	④		有	④								中津市議会政務活動費運用の手引きに定められた、使途基準、会計処理等に基づき、使途・金額等のチェックを行う。	
大分県	日田市		○				20	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	領収書及びそれに代わるもの	可	①	②			有	①	②	③	④	全ての支出に報告書添付が必要	可	①	②			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大分県	佐伯市				○	会派、無会派に支給	167	①前払い		④１年	５月の末日（一般選挙が行われる年度に限り、７月の末日）	無		5	①	②			有	全て	・領収書及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支出にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他議長が必要と認める書類	可	①	②	③	④	有	①	②	③			可	①	②	③	④	有	④								・領収書の確認、チェック ・政務活動の主な内容等を記載した書類の確認、チェック　・会計担当者等への聞き取り	
大分県	竹田市		○				15	①前払い		③半年	４，10月	無		10	①				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・旅費や宿泊費等の領収書の証明に必要な研修のチラシや日程表等 ・視察等報告書 ・広報誌等の成果物	可	①				有	①	③				可	④				有	④								・条例及び申合せ等の運用ルールに基づき収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については指導助言等を実施	
大分県	豊後高田市			○			17	①前払い	会派または会派無所属議員に前払い後、所属議員に精算払い	④１年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	④				有	全て	全ての支出に係る領収書又は支払いを証する書類	可	②				無						可	②				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大分県	杵築市			○		会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		③半年	４月から９月までの６月分については４月末日に、10月から翌３月までの６月分については10月末日に交付する。ただし、交付の日が休日に当たる場合は、その翌日とする。	無		5	①				有	全て	・領収書の原本及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支払にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他必要と認める書類	否					有	①	②	③			否					無										
大分県	宇佐市	○					20	③その他	概算払い	④１年	5月	有	宇佐両院地城市町村合併協議会（特別職の報酬等に関する小委員会）	5	①	②	③	④	有	1円	全件原本添付	可	①	②	③	④	有	①	②	③			可	②	③	④		有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大分県	国東市			○			12	①前払い		④１年	5月	無		5	①	②	③		有	全て	・支出伝票 ・支出伝票一覧表 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・その他、必要と認める書類	可	①	②	③		有	①	②	③			可	②	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を経理責任者から議長宛に提出させ、検査し清算する（④）	
計	10団体	2団体	2団体	4団体	2団体			①９件 ②０件 ③１件		①０件 ②０件 ③４件 ④６件 ⑤０件		3団体			①9 ②7 ③3 ④5				10団体			9団体	①8 ②8 ③4 ④5					9団体	①9 ②7 ③9 ④4					9団体	①5 ②8 ③4 ④6				9団体	①0 ②0 ③0 ④9 ⑤0							

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称						添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他							①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
宮崎県	宮崎市	○					80	①前払い	会派に前払い後、所属議員に精算払い	③半年	４月、１０月	有	特別職報酬等審議	5	①	③	④		有	全て	収入伝票、支出伝票、調査研究費、要請・陳情活動費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書、領収書（領収書を徴することができない場合は政務活動費支払証明書）、備品台帳、その他議長が必要と認める書類	可	③	④			有	①	②	③	④	・会議実績報告書 ・要請・陳情活動費実績報告書	可	③	④			有	④								収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言を実施	
宮崎県	都城市				○	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	①	②			有	全て	・領収書 ・収支報告書 ・事業実績報告書 ・出納簿 ・収入・支出伝票 ・備品一覧	可	①	②			無						可	①	②			有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	活動報告書は、その活動等を行うことになった際に提出。
宮崎県	日南市	○					13	①前払い		④１年	４月	無		5	①	③	④		有	１円	領収書またはこれに準ずる書類	可	①	③	④		有	①	③	④	・研究会等実施報告書 ・要望活動報告書	可	③	④			有	④								日南市議会政務活動費の使途基準に関する運用基準に基づく収支となっているかを検査	
宮崎県	小林市	○					15	①前払い		③半年	４,10月	無		5	①	②	③	④	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察に係る請求明細及び行程表 ・広報に係る印刷物	可	②	③	④		有	①	③	④	要請・陳情活動報告書	可	②	③	④		有	④	⑤				監査委員事務局			・収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施 ・定期監査時に監査委員による検査を実施。	
宮崎県	日向市				○	会派又は議員の選択制	13	①前払い		④１年	4月	無		5	③				有	全て	○調査研究費（例外あり） ○研修費 ○資料購入費 ○資料作成費 ○要請・陳情活動費 ○広聴費 ○通信費　ほか	可	③				有	①	③	④	資料購入費、通信費	可	②				有	④	⑤				監査委員事務局			○精算前に、提出された収支報告書及び領収書を確認（④） ○収支報告書及び領収書を議長提出後に監査委員事務局による検査を実施（⑤）	調査旅費等で鉄道等の利用において、自動券売機等で乗車券を購入した場合に限り、領収書添付不要
宮崎県	串間市			○			40	①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	③				有	全て	・領収書又はこれに準ずる書類	否					無										有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮崎県	えびの市	○				１人会派も可	15	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	③	④			有	①	②	③	④	・調査研究費及び研修費実績報告書 ・会議実績報告書 ・人件費実績報告書	可	③	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、残金は返還してもらう	
計	7団体	4団体	0団体	1団体	2団体			①７件 ②０件 ③０件		①０件 ②０件 ③４件 ④３件 ⑤０件		2団体			①4	②2	③6	④4	7団体			6団体	①2	②2	③5	④4	5団体	①5	②2	③5	④5		6団体	①1	②3	③4	④4	7団体	①0	②0	③0	④7	⑤2							
鹿児島県	鹿児島市	○					150	①前払い		③半年	４月及び１０月	有	鹿児島市特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・切手・はがき出納簿の写し ・領収書を徴することができない場合は、支払証明書の写しを添付	可	①	②			有	①	②	③	④	会議、要請・陳情活動等報告書	可	②				有	④	⑤				監査事務局			・収支報告書及び領収書等の提出書類の写しを検査（④） ・決算審査として実施（⑤）	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、各月の1日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として月額270,000円以内で市長が別に定める基準により算定した額を支給する。
鹿児島県	鹿屋市			○			20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	④			有	全て	・すべての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	①	④			有	①	③				可	①	④			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	申合せにより申請、報告手続き、管理については、個人で行うものとしている。
鹿児島県	出水市		○				15	①前払い		④１年	年度始め	有	特別職報酬等審議会	5	①	②			有	全て	全ての支出に係る領収書とその明細	可	①	②			有	①	②	③	④	陳情活動等報告書	可	①	②			有	④								・議員から領収書とその内容の分かる書類が提出された後、政務活動費に適当か否か確認する（提出書類に不備があった場合は政務活動費として認めない。）。不適切な支出については、助言、説明等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無							活動報告書の閲覧の可否				収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称					添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
鹿児島県	指宿市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	備品台帳，陳情活動等報告書等	可	②				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施（④）	
鹿児島県	薩摩川内市				○	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	①	②			有	①	②	③	④	政務活動時に要した経費の領収書、見積書	可	①	②			有	③	④					会派の経理責任者及び会派代表者		・政務活動に要する経費に充てられているか、政務活動費に充てられない経費に用いていないか、活動報告書との整合性がとられているか等を中心に検査している。（③） ・上記の検査方法に基づき検査を実施した上、不備な点等が見受けられた案件について、聞取りを行い必要に応じて適正科目での支出等を指導している。（④）	
鹿児島県	日置市		○				13	①前払い		④１年	毎年４月21日	無		5	①	②	③		有	全て	領収書又はこれに準ずる書類	可	②	③			有	①	②	③	④	陳情・要請活動報告書	可	②	③			有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	曽於市				○	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	④			有	①	③					可	②	④			有	④									・会派の経理責任者に収支報告書及び領収書、通帳の写しを提出させ、確認後に精算払い（④） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	霧島市				○	会派又は議員の選択制	30	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②	④		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・クレジット決済については支払いの分かる書類 ・旅費については職員等の旅費に関する条例の規定を準用	可	①	②	④		無							可	④				有	④									・収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	いちき串木野市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	②	④			有	全て	・全ての支出に係る領収証	可	②	④			有	①	②	③			可	②	④			有	④	⑤					監査事務局		・議員から収支報告書及び領収書が議長に提出時に金額、内容、添付書類の確認を実施している（④） ・議会事務局の定期監査時に収支報告書及び領収書を提出（⑤）	
鹿児島県	志布志市			○			15	①前払い		⑤その他	申請のあった月分から当該年度の3月分までを一括交付。	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	①	②			無							可	④				有	④	⑤					志布志市議会政務活動費審査会（議長、各常任委員会の委員長、議会運営委員長）		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④、⑤）	
鹿児島県	奄美市				○	会派又は議員の選択制	23	①前払い		④１年	4月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②				有	①	②	③	④	活動報告等関する発行（印刷）物	可	②				無										
鹿児島県	知名町		○				10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	③				有	全て	・全ての支出に係る領収書等証拠書類	否					無						否					有	④								・収支報告書及び添付書類を検査（④）	
計	12団体	1団体	5団体	2団体	4団体			① 12 件 ② 0 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 0 件 ③ 2 件 ④ 9 件 ⑤ 1 件		2団体			①9 ②10	③2	④4	12団体			11団体	①6	②10	③1	④4	9団体	①9	②7	③9	④6		11団体	①3	②8	③1	④5	11団体	①0	②0	③1	④11	⑤3							
沖縄県	那覇市				○	会派又は議員の選択制	90	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	③	④		有	①	②	③			可	①	③	④		有	④								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書の閲覧の可否					収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	会派及び議員	その他	内容		交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
沖縄県	宜野湾市			○			20	①前払い		③半年（4,10月）		有	特別職報酬等審議会	5	③	④			有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③	④			有	①	③			可	③	④			有	③	④										・収支報告書作成時に所属議員が提出した領収書等を精査する。（③） ・各会派から提出された収支報告書及び領収書を議長に提出する前に不適切な支出がある場合は助言をする。（④）	
沖縄県	石垣市				○	会派又は議員の選択制	25	①前払い		④１年	４月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・視察資料、研修資料、成果物、発行した印刷物の写し等	可	③	④			有	①	②	③	④	報告書等	可	③	④			有	④										・収支報告書、領収書及び添付書類を議長に提出後調査し、不適正な支出について、助言等実施	
沖縄県	浦添市	○					20	①前払い		④１年	４月	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	①	②			有	①	②	③			可	④				有	④										・会派からの収支報告書及び領収書提出後、議会事務局職員にて検査	
沖縄県	名護市			○			25	①前払い		②四半期	1,４,7,10月	無		5	④				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・研修については、報告書の提出、また書籍等については、その内容が分かる書類まで	可	③				有	①	③				可	④				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	糸満市				○	会派又は議員	20	①前払い		③半年	4.10月	無		5	①	③	④		有	全て	全ての支出に係る領収書	可	①	③	④		有	①	③	④		陳情活動等報告書	可	①	③	④		無											
沖縄県	沖縄市	○					30	①前払い		④１年	4月1日から5月10日まで	有	沖縄市特別職報酬等審議会	5	①	④			有	全て	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	④				無						否					有	④										収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、内容確認後、議長の決済を受け、ＨＰへ掲載。	
沖縄県	豊見城市		○				10	①前払い		④１年	4月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	②	③			可	②				有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	うるま市			○			20	①前払い		④１年	4月	無		5	③	④			有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	③	④			有	①	③				可	③	④			有	④										収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言する。	
沖縄県	宮古島市		○				15	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	②				有	①	②	③	④	・調査研究費 ・広報費 ・広聴費 ・要請、陳情活動費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・人件費 ・事務所費	可	②				有	④										・所属議員からの収支報告書提出時、事務局職員により内容の精査を行う。なお、必要に応じて聞き取りを実施する。	
沖縄県	南城市			○			10	①前払い		③半年	4、10月	無		5	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②	③			無											有	④										・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	今帰仁村		○				10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	②	③			有	①	②	③			可	②	③			有	⑤								議長		・収支報告書及び領収証を検査し、使途の透明性と適正な運用を確認する。	
沖縄県	恩納村		○				10	①前払い		③半年	5、11月	無		5	②	③	④		有	全て	・支出を行った事実を証する領収書 ・領収書の取得が社会慣習その他の事情で困難な場合は、規則で定める支払証明書	可	②	③	④		有	①	③				可	②	③	④		有	④										・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を事務局職員に提出させ、事務局職員及び議長確認後当局へ報告、精算を行う。（④）	
沖縄県	宜野座村		○				15	①前払い		③半年	4、10月	無		5	②				有	全て	政務活動費に係る全ての経費（領収書）	可	②				有	①					可	②				無											

都道府県名	市町村名	交付の対象					議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法等				政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無			収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の閲覧の可否			収支報告書等の検査主体									備考
		会派のみ	議員のみ	その他 会派及び議員	その他 内容			交付方法	その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		添付が義務付けとなる金額	添付の義務付けの内容	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付の義務付けの内容（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
沖縄県	金武町		○				3万	①前払い		③半年	4、10月	無		5	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③			有	①	②	③		可	②	③			有	④	⑤						総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
沖縄	読谷村		○				15	①前払い		③半年	5月、10月	無		5	②	③			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②	③			有	①	②	③		可	②	③			有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、指導等実施	
沖縄県	嘉手納町		○				15	①前払い		③半年	4,10月	無		5	③				有	全て	全ての支出に係る領収書	可	③				無					可	④				有	④						事務局員による支出金額、支出内容の確認	
沖縄県	北谷町		○				15	①前払い		③半年	4，10月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書（・業務委託等した場合の契約書の写し及び成果品 ・研修会参加等における出張届出書及び政務活動報告書　・事務所賃貸における契約書の写し、事務所のない外観写真など）	可	②	④			有	①	②	②	④	・要請陳情活動 ・調査業務完了報告 ・意見交換会 ・調整報告会	可	④				有	④								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	北中城村		○				10	①前払い		③半年	4，10月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				有	①	③	④		議会活動報告書	可	②				有	②	④	⑤					北中城村監査委員事務局		首長部局	収支報告書及び添付領収書を検査し不適正な支出に対して指導	
沖縄県	中城村		○				10	①前払い		③半年	4，10月	無		5	③				有	全て	領収書その他の証拠書類の写し	可	③				有	③				可	③				有	④							収支報告書及び添付書類を検査し、指導等実施	
沖縄県	与那原町		○				5	①前払い	議員に前払い後、精算を行う。	⑤その他	前期（４～９月分）４月２０日まで 後期（１０～３月分）１０月２０日まで	無		5	①	②			有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	①	②			無									有	⑤							議長	・収支報告書及び添付書類を検査する。	
沖縄県	南風原町		○				5	①前払い		③半年	4．10月	無		5	②				有	全て	領収証その他の支出を証すべき書面	可	②				有	①	②	③		否					有	④							・収支報告書、領収書、添付書類等を確認後、残金があれば返金	
沖縄県	八重瀬町		○				10	①前払い		③半年	4,9月	無		5	②				有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	②				無						可	②				無									
計	23団体	2 団体	14 団体	4 団体	3 団体			① 23 件 ② 0 件 ③ 0 件		① 0 件 ② 1 件 ③ 14 件 ④ 6 件 ⑤ 1 件		3 団体			① 5	② 14	③ 12	④ 8	23 団体			23 団体	① 4	② 14	③ 13	④ 8	18 団体	① 17	② 11	③ 16	④ 5		19 団体	① 2	② 9	③ 10	④ 10	20 団体	① 0	② 1	③ 1	④ 18	⑤ 4						